

第百五十六回
会

参議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第九号(その一)

平成十五年六月二日(月曜日)

午後二時開会

委員の異動

五月二十八日

辞任

田名部匡省君

補欠選任

大江 康弘君

五月二十九日

辞任

岩佐 惠美君

補欠選任

畑野 君枝君

大田 昌秀君

田 英夫君

五月三十日

辞任

福本 潤一君

補欠選任

遠山 清彦君

畑野 君枝君

小池 晃君

田 英夫君

大脇 雅子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

山崎 正昭君

阿部 正俊君

国井 正幸君

中川 義雄君

山本 一太君

齋藤 勁君

榛葉賀津也君

山口那津男君

小泉 親司君

平野 達男君

愛知 治郎君

泉 信也君

木村 仁君

近藤 剛君

椎名 一保君

衆議院議員

修正案提出者

国務大臣

総務大臣

外務大臣

国務大臣

(内閣官房長官)

(防衛庁長官)

(国土・建設大臣)

(防衛担当大臣)

(防衛担当大臣)

副大臣

防衛庁副長官

外務副大臣

大臣政務官

防衛庁長官政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官

内閣法制局第一部長

内閣府政策統括官

防衛庁長官官房長

防衛庁防衛局長

防衛庁運用局長

防衛庁人事教育局長

防衛庁管理局長

総務省人事・恩給局長

総務省自治行政局長

総務省総務局長

基盤局長

外務省総合外交政策局長

外務省総合外交政策局長

外務省国際社会協力部長

外務省北米局長

外務省条約局長

厚生労働省医政局長

赤城 徳彦君

矢野 哲朗君

佐藤 昭郎君

田中 信明君

増田 好平君

宮崎 礼壹君

山本繁太郎君

山中 昭栄君

守屋 武昌君

西川 徹矢君

宇田川新一君

北原 巖男君

久山 慎一君

森 清君

有富寛一郎君

西田 恒夫君

石川 薫君

海老原 紳君

林 景一君

篠崎 英夫君

○派遣委員の報告

○安全保障会議設置法の一部を改正する法律案(第百五十四回国会内閣提出、第百五十六回国会衆議院送付)

○武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案(第百五十四回国会内閣提出、第百五十六回国会衆議院送付)

○自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十四回国会内閣提出、第百五十六回国会衆議院送付)

○委員長(山崎正昭君) ただいまから武力攻撃事態への対処に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る五月二十八日、田名部匡省君が委員を辞任され、その補欠として大江康弘君が選任されました。

また、同二十九日、岩佐惠美君及び大田昌秀君が委員を辞任され、その補欠として畑野君枝君及び田英夫君が選任されました。

また、同三十日、福本潤一君、田英夫君及び畑野君枝君が委員を辞任され、その補欠として遠山清彦君、大脇雅子君及び小池晃君が選任されました。

○委員長(山崎正昭君) 安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の三案を一括して議題といたします。

去る五月二十九日、当委員会が行いました委員派遣につきまして、派遣委員から報告を聴取いた

します。

まず、第一班の報告をお願いします。国井正幸君。

○国井正幸君 第一班につきまして御報告いたします。

派遣委員は、山崎委員長、榛葉理事、山口理事、小泉理事、椎名委員、岩本委員、大江委員及び私、国井の八名で、去る五月二十九日、福井市において公聴会を開催し、五名の公述人より意見を聴取いたしました。

まず、公述の要旨を申し上げます。

最初に、福井県商工会議所連合会会頭の江守幹男公述人からは、法治国家である以上、有事法制の整備は当然であり、今回の武力攻撃事態対処法はもともと早く整備しておくべきものであり早期成立を期待する、テロや不審船、拉致事件により多くの住民は不安を感じており、エネルギー基地としてテロへの関心は有事以上に高い、政府のテロ、不審船対策への取組の態勢、今後の作業スケジュールが示されれば有事法制がより整備されたものとなる、有事や緊急時に備えた法制は平時にこそ整備すべきである、との趣旨の意見が述べられました。

次に、全国原子力発電所所在市町村協議会会長であり敦賀市長の河瀬一治公述人からは、原子力発電所は、地域住民の安全、安心が確保され地域住民から信頼されることが基本である、米国の同時多発テロは原子力発電所に対するテロ行為が甚大な被害をもたらすことを連想させ立地地域住民等に不安感を抱かせるものであった、原子力発電所における武力攻撃事態への対処については、電気事業者や市町村の能力を超えている部分もあり、その特殊性から、国が主体となつて、地方公共団体等と相互に連携し万全の措置を講じていただきたい、との趣旨の公述が述べられました。

措置が終了しない間接的なものとどまる、基本的人権の尊重では、予測事態時から人権制約の可能性を一般的に承認しており、公共の福祉による制限に軍事的公共性を含むほか、最大限に尊重という文言が、有効な歯止めになるか疑問が残る、との趣旨の意見が述べられました。

次に、同志社大学助教授の村田見嗣公述人からは、長年の懸案に野党の建設的な意見が取り込まれ法案が衆議院を通過し、参議院で審議していることを高く評価する、周辺事態法に続き、有事法制が成立することで日米安保条約の五条及び六条の事態に関する国内法整備が進むことになり、日本の安全保障の観点から評価する、しかし、全般的な問題として、内閣総理大臣の職務権限の継承順位について平時から決めておく必要がある、危機管理庁のような組織の在り方の検討に当たっては、省庁間の権限を実効的に調整できるような組織にする必要があるとの趣旨の意見が述べられました。

最後に、前北陸中学・高校校長の村田嘉孝公述人からは、三法案が我が国の平和と安全を図る重要な法案であり早期成立を期すべきである、武力攻撃事態対処法案は、武力攻撃事態における基本理念、国、地方自治体の責務、役割を明確にしており、自衛隊の行動の円滑化を促進する枠組みが準備されていることを評価する、内閣総理大臣への権限集中は大事だが、監視・抑制機関が必要である、当地域はテロ、不審船事案の発生が危惧されており、その対応策を促進すべきである、国民の協力の基本となる愛国心ひいては人を愛する心をはぐくむ施策を推進していくことが重要であるとの趣旨の意見が述べられました。

機材の活用、基本的人権の保障、有事法制に対する敦賀市民の懸念と不安、指定公共機関等による対米支援、法案に対する評価、安全保障関連法制の制定と周辺諸国への配慮等について質問がなされるなど、熱心な議論が行われました。

なお、会議の内容は速記により記録いたしましたので、詳細はこれによって御承知願います。

以上で第一班の報告を終わります。

○委員長(山崎正昭君) 次に、第二班の御報告をお願いします。阿部正俊君。

○阿部正俊君 第二班につきまして御報告いたします。

派遣委員は、中川理事、福島委員、佐藤委員、若林委員、福本委員、畑野委員、田村委員、田委員及び私、阿部の九名でございまして、去る五月二十九日、横須賀市において公聴会を開催し、五名の公述人より意見を聴取いたしました。

まず、公述の要旨を申し上げます。

最初に、横須賀商工会議所副会頭の小山満之助公述人からは、独立・主権国家として、自ら国を守り、国民の生命、財産を保護することは政治の責任であり、国家の責務である、有事関連法案は衆議院で民主党修正案が受け入れられ、国家有事に関して与野党合意で可決されたことは我が国の将来にとって極めて意義深く、関係各位に敬意を表する、あるいは、法案が参議院で速やかに成立されるよう要望するとの趣旨の意見を述べられました。

次に、弁護士の高東正彦公述人からは、有事法制は国民の権利を統制し、国家権力の濫用を許し、戦争に日本を巻き込ませる危険な側面を持つている、武力攻撃事態などの概念はあいまいであり、認定に当たって濫用を招く危険が存在する、取扱物資の保管命令、業務従事命令などは国民の基本的な人権を大きく制限する、有事法制は地方自治体の権限を制限し、憲法の定める地方自治の本旨に違反する、参議院で法案の危険性を明らかにして廃案にすべきであるとの趣旨の意見が述べられました。

次に、横須賀市長の沢田秀男公述人からは、与野党の合意により法案が衆議院を通過したことを評価する、ただし、法案についての政府の説明が具体性に欠けて分かりにくい面があるので、具体例を挙げて住民に分かりやすく説明できるようにしてもらいたい、住民の理解と協力を得るためにも国民保護法制の早期策定が必要である、国民保護法制の立案過程には住民に最も身近な自治体職員を参加させることが望ましいとの趣旨の意見が述べられました。

次に、神奈川県隊友会会長の富田定幸公述人からは、名実ともに自衛隊が軍隊であるよう早急に法制の整備を願いたい、国家非常事態に関する規範が欠如し、国民の国防義務の規定がない憲法の改正の問題から着手するのが本筋である、日本の国防に貢献した自衛官の功績についての記述がない叙勲基準を見直すべきである、自衛隊にその力を十二分に発揮し得るよう場を与えるのは政治に携わる者の務めであるとの趣旨の意見が述べられました。

最後に、防衛大学校助教授の松浦一夫公述人からは、有事法制の整備は戦争を誘発することではなく、国家の防衛機能を高める効果を生む、民主党の修正案は不当な権利侵害の排除に一層配慮するものと言える、国会の関与を強化した武力攻撃事態対処の枠組みが定まることは軍事に対する政治の優位を制度的に確保する点で肯定的に評価されるべきであるとの趣旨の意見が述べられました。

これらの公述人の意見に対して、派遣委員より、衆議院修正に対する評価、武力攻撃事態への対処における適正な手続の確保、武力攻撃事態等において自治体が果たすべき責務に係る懸念、有事における経済団体の対応、国民保護法制の課題、有事法制の整備と戦争誘発との関連性、小泉総理の自衛隊は軍隊かについての発言に対する所見、有事法制が自治体や市民生活に及ぼす影響、戦争と基本的人権の保障は両立し難いとの意見に対する所見、集団的自衛権に関する政府解釈に対する評価、朝鮮半島有事に米軍が動出した場

合における自衛隊の対応、武力攻撃事態対処法案と国民保護法の整備の順序、有事法制に関する政府から自治体への説明の内容等について熱心な質疑が行われました。

なお、会議の内容は速記により記録いたしましたので、詳細はこれによって御承知願います。

以上で第二班の報告を終わります。

○委員長(山崎正昭君) これをもって派遣委員の報告は終了いたしました。

なお、地方公聴会速記録につきましては、これを本日の会議録の末尾に掲載することといたします。

○委員長(山崎正昭君) 安全保障会議設置法の一部を改正する法律案外二案について、前回に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○松井孝治君 民主党の松井孝治でございます。

今日は、お忙しい中、五大臣におそろいいただきました。本日は、この三法案に関連し、また、これに本当に有事の危機に当たって政府、内閣は国民の生命、財産を守るという基本的な責務を果たし得るのかどうか、関係大臣からそれぞれ御答弁をいただきたいと思

います。

今日は、時間の関係で片山総務大臣が早く御退席をされるということがございましたので、全体の順序を少し変えて、まず、片山大臣が関連した御質問からさせていただきたいと思

います。

結果として大きな、被災された方々はお気の毒ではあります。全体からいえば、その揺れの割には災害の規模が比較的小さかったということもありまして、政府の対応も円滑なものだったと私も思いますけれども、ただ、やはり教訓があると思

います。

私もそうですが、宮城県あるいは東北の方に電話をしようとしたら全然通じませんでした。

あつちこつちでそういう事態が頻発したようでありまして、今、携帯電話が非常に皆さん普及して

いますが、携帯電話もそうだし、有線の電話ももう相当不通になっていたようでございます。

これに関連しまして、片山大臣、お尋ねしたいんですが、一九番も、お掛けになられた方も

やっぱり電話が通じなかつたという話を聞いております。これはたまたまそういうことだったのかどうか実態を把握されるお立場にあるわけ

ですが、私も含めて、安否を確認したいということ

で地震で揺れを感じた瞬間に親戚やあるいは知人、友人に電話するわけですね。それも国民感情

としては当然のことです。

ただ同時に、本当に生命の危機に瀕して、火の手が上がった、一九番を掛けた方がそういう電

話、照会の電話に圧迫されて回線が非常に混雑を

して、いざというときに本当の命にかかわる問題について電話が不通になってしまうということ

であると、これはやっぱり将来大災害が起こったときに多くの生命が失われることになるのではないかと

思うわけですが、本当の緊急時、例えば一九番に掛かる例えは通信網の、交換機の枠をある程度補完をするような指導を電気通信事業者に

されるときか、そういう対応というのは今後必要

なものではないでしょうか。

○国務大臣(片山虎之助君) 今お話しした今回の宮城

県沖での地震の話なんです、こういうときには、法律の規定もあるんですけれども、一般利用

者の固定電話と携帯電話からの通話を規制するん

ですよ。何で規制するかというと、今正に委員が

言われたように、一一〇番、一九番等の緊急通

方が。ただ、その場合に、この任用は各地方団体の長にあるわけですから、各地方団体の長。我々としては、こういう基本的な考え方でやってくれと。それは、個別には地方団体で事情も違うし仕事もいろいろあるんだから、それぞれ判断してやってくれと、こう言っておきまして、やっぱり首長によって違いますよ。できるだけたくさん探ろうというところと、できるだけたくさん採りたくないというところと。

そこで、若干あいまいなところあるんですが、これをしかし全部きっちりAかBかと分けるといつても、なかなかそれは難しいんです。我々に相談があれば我々は答えますけれども、基本的に、公務員採用の当然の法理としての公権力の行使、公の意思形成に参画する職員は、やっぱり日本国籍が要する。こういうことにはいたしておきまして、今のような点は今度、有事立法がきつちりする際に、国民保護法制の議論その他を含めて我々としてはどういう考え方を取るかは、これは改めて検討して、場合によっては地方団体にそういうことを指導するということでしょうかね、そういうことはやる必要があるいはあるのかなと思っております。

○松井孝治君 今、大臣おっしゃいましたけれども、大臣、これは外国人を、公権力の行使に当たるあるいは国家意思あるいは公の意思の形成に当たるところに外国人を採用しないんだというのは、何か法律があつてそういうことをお決めになつていらっしゃるんですか。

○国務大臣(片山虎之助君) 法律はないんです。外務公務員法が何かにあるんですけど、それは私よく知りませんが、国家公務員法にも、地方公務員も入りません。しかし、公務員の性格からいって当然の法理だと、こういうことになつております。

○松井孝治君 今、外務公務員法にはあるとおっしゃいましたけれども、外務大臣、何でもかの法律、ほかの公務員の職種にはなくて外務公務員法にあるんですか。

○国務大臣(川口順子君) これは外務公務員法の七条で決まっていますので、これも、これは国家公務員法の特別法として外務公務員法がございすのは、外務省の職員、外務公務員の仕事というのが、常に対外的な関係、国際的な関係を持っているということから来ておりまして、特に外国にいる場合、これは日本国を代表して国際的な仕事を行うという、そういう特殊な、特殊な性格があるということから来るものです。

○松井孝治君 当然だと思いますね、そういう規定があるというのは。

しかし、逆に言うとならぬ国家公務員法も、恐らくこの質疑を知らんにならぬ、あるいは後で聞かれる、見られる方々は驚かれる方も多いと思うんですよ。どうして国家公務員は外国人、欠格事由としてないのか。普通に考えれば、国家公務員というのは公権力の行使なり国家意思の形成を行うために働いているんじゃないのか、どうしてそれが法律上きちんと規定されていないのか。これは、普通の一般の方々の常識からいえば、そういうことこそ法律に決めることじゃないかなというふうに思われるんじゃないかと私は思います。私がこの事実を初めて知ったときには、やっぱりおかしいんじゃないかなと自然に思いました。

それで、法制局、お見えたいたしています。国の行政権というのは地方公共団体に及ぶんではないんですか。

○政府参考人(宮崎礼壹君) お答えいたします。お尋ねは、憲法六十五条におきまして「行政権は、内閣に属する」と規定をしておりますことについての御関連の御質問だと思います。

このように規定されておりますのは、三権分立の原則の下で国家作用としての行政権は原則として内閣に属するんだということで、裁判所と国会との役割分担ということを規定したものだということに解されております。

一方、御案内のとおりでございますが、地方自治につきましては、憲法の規定を見ますと、九十四条で、地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有する旨規定しておりますとともに、同じく九十二条におきまして「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」というふうな規定しております。

このために、現に地方公共団体で行っておられます事務自体はもちろん内閣が執行するものではございませんわけですが、このことは内閣が地方公共団体の執行する事務につきまして一切責任を負わないとか、あるいは何かかりを持たないということを意味するわけではございませんで、地方自治の本旨に違反することがないようにしつつ、例えば地方自治法の規定に定めますところによりまして、地方公共団体の事務に国が一定の関与を行うことは可能というふうな考えでございます。

○松井孝治君 ありがとうございます。そういうことなんでしょうね。

それで、これは片山大臣、先ほど、当然の法理として、公権力の行使、国家意思の形成、あるいは地方公共団体の場合、公の意思の形成ということだと思ふんですが、それは日本人でなければいけないというふうにおっしゃいました。

この根拠というのは、私が知る限り、これはもう昭和三十年代でしたでしょうか、内閣法制局の部長さんが内閣総理大臣官房総務課長に出された文書であるというふうには私は理解しておりますが、そのとおりであれば、うなずいていただければ大臣、よろしければ、うなずいていただければそれで結構です。

○国務大臣(片山虎之助君) それは国会で何度も答弁しているんですよ、私自身も。だから、そういうことでは、これはもう確立した解釈だと、こういうふうな思っております。

○松井孝治君 それで伺いたいんですが、今、法制局の部長から御答弁をいただきましたのは、これは国会でも議論されていることなんでしょうね。

基本的に、これは平成八年に割と画期的な法制局の答弁がありまして、内閣に属する権限、行政

権は内閣に属するというその意味は、行政権は原則として内閣に属するんだ、逆に言いますと、地方公共団体に属する地方行政執行権を除いた意味における行政の主体は、最高行政機関として内閣である、そういう答弁があるわけですね。これに引き続きまして、亡くなられた、小淵恵三国務大臣となつていますから、この当時はまだ総理ではなかったのかもしれませんが、こういう答弁を平成十一年にされております。「地方公共団体の行政執行は基本的に内閣に属するものではないことになり、行政権の行使として地方公共団体の行政執行に關与することがあり得ることは当然のことである、こういう認識でございます」。明快な答弁であります。

要するに、基本的に、内閣法制局の解釈とか内閣の解釈ということが、それが地方公共団体を縛るといふような場合は、原則として私は、法律に定めるところによつて、内閣がその意思を地方公共団体に及ぼしていくべきだ。内閣としてあるいは法制局としての解釈はこういう解釈だから、地方はこうしてはいけませんよとか、こうすべきなんですというところは、やはり基本的にはこの憲法六十五条の解釈からしても慎むべきではないかと思つております。

今までの、今、片山大臣がおっしゃつたように、国会答弁では、基本的には、この内閣法制局の見解、内閣側の見解が解釈をされて、当然の法理として、それは公権力の行使あるいは公の意思の形成にかかわるものは外国人は登用すべきではないという解釈を取ってきたということでは分かります。分かります、これまではそういうことだったんだと思ひますけれども、やっぱりこれ、地方分権の時代で、平成になつてからこういう内閣法制局の長官の、当時の大森長官の答弁もあつた。あるいは小淵大臣の答弁もあつた。そういうことを踏まえて、今後の地方公務員の国籍条項については、これはやっぱりこの有事の議論をきっかけにきちんと法律で定めていかないと、最初に

申し上げましたような、自治体の知事さんにしても首長さんにしても、どこまでのところは外国人を採っていいのかわからないのか、そうしたときにどこまでのところは、平時にどういう仕事は外国人に任せていいのか、はつきりしないんじゃないか。

私は、外国人の方が一部の公務を担われるというのはいいことだと思います。地方において。だけれども、その基準というものをある程度はつきりしておかないで、今のように法制局の解釈に端を発して、当然の法理といながら外縁が定かでないというのは、これは国の危機管理上も望ましくないような気がいたしますけれども、片山大臣、どう思われますか。

○国務大臣(片山虎之助君) これは、地方自治とか地方公務員とかという問題もありますけれども、一つは、公務員というものを、国家公務員も地方公務員も公務員ですから、公務員というものの性格からいってこういう解釈だということでごさいます。それは松井委員、法律に書いても同じことです。公権力の行使だとか公の意思形成に参画するのは国籍だと、こう書くだけの話でございまして、外務公務員の場合は違うんです。外務公務員はもとと排除が大きいんですよ。

我々の場合には、今言ったようなぎりぎりの、日本国籍が要するものについては、国家公務員、地方公務員は、これは排除しようと、外国人を。それ以外、例えばサービスをするとか、福祉の関係とか保健の関係なんかで、そういうことで外国人を使うということは私はあってもいいと思っています。現実的なことを含めて。ぎりぎりの権力だとか公の意思形成だとか、これは排除せなにかぬので、それは法律に書いてもいいですけれども、同じことなんです。

だから、これは確立した解釈だから、解釈に従ってやろうと。判断は、判断は地方団体の長がやるんですよ。この場合には、これは公権力の行使か、公の意思形成かの判断は。だから、これはもう入れませんとか入れるとか。だから、そこは

地方団体で差が若干あるんですよ。

それから、自治権というのは大きい主権の中なんですよ。だから主権を分けているんですよ。自治権ということ。だから、小淵さんのような解釈も、いろんな解釈成り立つんですけれども、このところは是非御理解賜りたいと思います。

○松井孝治君 最後の部分の、どういふところが本当に公権力の行使に当たるか当たらないかというの、当然それはケース・バイ・ケースで判断せざるを得ないところは出てくると思うんですが、今までも何度もこれ総務大臣あるいは自治大臣が指導されています。しかし、これ、法律の根拠のない指導を続けるというのはやっぱり良くない。やっぱりこういう部分については法律上の根拠を持って、それで最終的にはケース・バイ・ケースの判断に仰がざるを得ないというところはあるかもしれないけれども、私はそういう行政が新しい時代の行政だと思っています。

それで、じゃ、国家公務員の方は本当にきつちりやっているのかというと、例えば、福田官房長官、国家意思の形成といったときに、国家行政組織法上いろんな審議会が位置付けられていますね。それで、小泉総理大臣も審議会大変お好きであります。いろいろところで学者さんなりが非常に重要な国家意思の形成に關与しておられますね、審議会の委員として。

それで、官房長官御存じかどうか分かりませんが、政府にはたくさん審議会がありますけれども、外国人の委員は全然雇っていないですか。これ非常勤公務員ですよ。いかがですか。——いや、御存じかどうか、御存じなければそう言うて下さい。

○国務大臣(片山虎之助君) 国家行政組織は私どもの所管ですからね。

今、私が聞いているのは十九人いろんな審議会におると。ただ、ちよつとこれ、答弁を長くしちゃいかぬのしょうが、審議会は公の意思形成じゃないですよ。これは単なる諮問機関ですから。三条機関や何かなら別ですけども、普通の

八条機関の諮問機関というのは、これは諮問を受けて答申をするだけですから、答申をどう扱うかは受け取った方ですね。その場合に、同じことをやるんなら、なるほど、国家意思の形成に参画したみたいなことになるけれども、決めたのはこっちですから。

○松井孝治君 都合のいいときはそういつたことをおっしゃるんですね。道路公団の民営化の委員会は何かだったんですか、じゃ。それから、皆さんが食品安全行政変えまうと言つて食品安全委員会作つておられるのは何なんですか、あれは。あれは国家意思と関係ないんですね。違つてしょう、それは。それは詭弁と言つていいですよ、大臣。

その、大臣がそういう、そういう御答弁上手ですけれども、あるときは国家意思の非常に重要な部分を審議会に投げておいて、そこで決めるというふうなことを言つておいて、食品安全委員会作るからそこでチェックしますから大丈夫です、大臣に勧告権を与えていますから、大臣に対して勧告できますから大丈夫ですと、きつちりやります、BSE問題も安心して下さいと言いながら、参

考意見ですから外国人でも何でもいいんですよというふうなおっしゃり方をされると、やっぱりちよつと国民の中には、テクニカルにはひよつとしたら片山大臣は整合的なことをおっしゃっているかもしれないけれども、ちよつとこれは納得できないという議論が起つてくると思いますよ。そうなんですよ。十九人なんですよ。これ、調べていただいて、随分御苦労されたようですよ、総務省の方が。知らないんですよ、ふだん。何人外国人を雇っているかということは官僚組織も御存じないんですよ。私が調べてくださいと先週の木曜日お願いして、恐らく随分御苦労を掛けました。

それで十九人という数字が出てきた。それで、さつき外務大臣立派なことをおっしゃいましたが、実は外務省は、外国人をこの審議会の委員で雇つておられるんですよ。別に、だからさつきの片山大臣と同じ趣旨の答弁で恐らく賢明なる川口外務大臣は切り抜けられるでしょう

ら、時間の節約のために答弁は求めませんけれどもね。じゃ、何が国家意思の形成かというふうなことを、やっぱり国家公務員というか、あるいは各省の中でもどういふ議論をじゃ外国人にはしていただいていいのか。これはつきり言つて、統括してどつかがチェックしているということはないと思いますよ。

これはもうイエス、ノーで結構なんですけれども、福田官房長官は、どんな八条機関、要するに政府の審議会にどういふ方を任命するか。国会承認人事の場合は、官房長官として当然御承知になられる立場だと思ひますが、それ以外の各省がどんな審議会でどういふ方を任用するかということ、は、福田官房長官のところに一々お伺ひあります

か。

○国務大臣(福田康夫君) いろいろな場合ございます。ただ、専門専門で、私ども分からないような名前の方は大勢いらつしやいますもので、目を通すというふうなこともございます。しかし、その都度その任命の理由とかそういうことは聞いておるつもりでございます。

○松井孝治君 この議論ばかりしておつても片山大臣も出れませんし、また私の本来の時間がありません。

要するに、私が申し上げたいことは、何が公権力の行使あるいは国家意思の形成だということをもう一回見直して、それを慣行で当然の法理だということと認めるということではなくて、きつちりやつぱり議論をした方がいんじゃないでしようかということだけ申し上げて、片山大臣、別の御公務があるというふうに向つていますので、どうぞ御退席をいただいて結構です。

それで今回の三法案の議論をしていますけれども、本当にこの法案ができた、私はこの法案ができて、しかも国民保護法制がきちつと整備されれば、本当の意味での民主主義国家としての国民の生命、財産を守る、しかも人権も守るといふ意味では大きな前進だとは思ひますが、本当にこれ国民の生命、財産はきつちり守られるのかど

うかということになりますと、ちょっと疑問があります。

例えば内閣法九条には、内閣総理大臣の代行者を置くことができるという規定がございます。今これは官房長官のところで扱っておられるわけですが、五人あらかじめ指定をしておられて、その五人の大臣についても公開をされていますね、第一順位から第五順位まで。これは例の小淵総理が倒れたときいろいろ議論があつてなされたということ、以前よりは良くなっていると思うんです。

ただ、例えば毎週二回閣議があるわけですね。国会をやっているときはこの院内の閣議室で全閣僚がそろわれるわけですね。これについて時間も含めてもうほとんど公開されていると言ってもいい状況ですね。国会休会中は官邸で一時間繰り下げてそれを行う。要するに、そこには全閣僚が集まるわけでありまして、そうなってくると、そこで万が一のことがあつたときに、この国の危機管理体制はどうなっているのかということになるわけでありまして。

これは法制局にお伺いした方がいいのかもしれませんが、まず、内閣法九条で指定できるのは基本的に閣僚のみですか。

○政府参考人(宮崎礼憲君) お答えします。御指摘の内閣法九条は、内閣総理大臣に事故のあるとき又は欠けたときは、そのあらかじめ指定する閣僚が臨時に内閣総理大臣の職務を行うと規定をしておりますので、閣僚大臣ではない内閣官房副長官あるいは危機管理官等々が内閣総理大臣の臨時代理になることはできません。

○松井孝治君 それは内閣法上の規定ですね。その内閣法上の規定で、閣僚大臣に限定しているというのは、憲法上の要請に基づくものでしょうか。

○政府参考人(宮崎礼憲君) 憲法第六十五条は、「行政権は、内閣に属する。」と規定しておりますが、その六十六條の第一項を見ますと、内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総

理大臣その他の閣僚大臣でこれを組織するということに規定しております。

御案内のとおり、大臣には行政大臣という立場と閣僚大臣という立場がありまして、内閣法の四三項では、各大臣は、案件のいかんにかかわらず、閣議を求めることができるというふうの規定しております。それから分かりますように、閣僚大臣といふのは、各省の長という立場だけでなく、それを超えて内閣の一員としての立場で国政全体に関与しておりますので、そういった意味で、憲法第六十六條が内閣総理大臣その他の閣僚大臣でこれを組織するということに規定しております。ですから、これは憲法上の要請であると思います。

○松井孝治君 そういうふうに理解するのが当然だと思うんですね。

そうすると、内閣総理大臣の代理は閣僚大臣でしかないですね、憲法上の要請で。閣僚大臣よりもひよつとしたら閣僚大臣でない人の方が適任かもしれないとかいう議論はあるかもしれないけれども、憲法上の要請でそれはなれないわけでありまして。

そうすると、閣議の場がもし万が一、余り考えたくないことですが、考えたくないことを考えるのがこのこういう国会の議論の意味ですから、閣議の場に何らかの爆破物が仕掛けられて閣議に御参加されている閣僚の皆さんが全員欠けたような場合、これはだれが内閣の指揮を取られるんでしょうか。石破防衛庁長官、一番これはそういう局面を考えなければいけない閣僚大臣として、補職命令をもらつておられる防衛庁長官ということではなくて、閣僚大臣としてお答えいただきたいと思ひます。

うことなのだろうと思ひます。

その間については、私、後ほど法制局なりからお答えがあるかもしれませんが、その間どうするんだという議論は実は飛んでいるのではないかなと思ひます。

委員御存じかもしれませんが、昔、小松左京に「首都消失」という小説がありました。要するに、首都全部なくなつちゃう、霧に覆われちゃう。国会議員も機能しない、内閣もワークしない、そのときにどうするんだという議論があつて、そこは何かと知事たちが集まつてそこにおいて代行すると、こういうことになつていまして、そこでも、一体何によつて正当付けられるんだ、そんなことが、こういう話で、どうも国民投票もこれは憲法改正にしかないし、その組織は一体何によつて正当付けられるのだという、これはもう緊急避難の法理を使うしかないだろうというふうなお話でありまして、私は専門ではございませんが存じませんが、すぐ閣議を行うということではあります。

しからば、じゃ国会議員も全部そうならどうするのというお話は、理屈の上からはあるんだろうと思ひます。緊急事態としてはそこまで考えるのが仕事だとおっしゃれば、それはそこまででぎりぎりと考えておくのもそれは必要なことなのかもしれない。これは個人的な意見でございます。

○松井孝治君 やつぱりそこまで考えておかなければいけないんじゃないかと思ひます。実際、この国会開会中は、閣議はこのすぐ近く、この国会内で行われているわけですよ。それで、そこに全閣僚が集まつておられるわけですよ、朝八時から。朝八時から九時まで、みんな、世界じゅうに公表して、閣議を国会議事堂の中で行つていられる国なんです。この国は。そのときに、本当に閣僚が全滅したとき、あるいはもうその事態というのは、ひよつとしたらこの国会自体が機能しないといったときに、どういう状態を想定するのか。この議論を、今、防衛庁長官は抜

け落ちていると、その部分は抜け落ちていたというふうにおつしやいました。

ちよつと官房長官にお伺ひしますが、その前に、鴻池大臣、それは単に外敵の武力攻撃によるものだけじゃないですか。大規模災害で同じような事態が起こる可能性がありますね。少なくともそれは、全員死亡するかどうかは別として、全く連絡が取れなくなつて、全国の自衛隊やあるいは警察、消防、連絡が取れないような事態があり得ますよね。

大臣は、災害担当大臣としてということを離れて、閣僚大臣として、今、石破長官から御答弁がありましたけれども、失礼、石破大臣から御答弁がありましたけれども、閣僚大臣として鴻池大臣は、こういう事態に対して我々はどういう備えをするべきだと考えられますでしょうか。

○閣僚大臣(鴻池祥肇君) 何とか私だけでも生き残つてお役に立ちたいと思つておりますけれども、先ほど石破大臣の御答弁のとおり、欠落した部分があるというところは松井委員の御指摘のとおりだと思ひますので、こういう重要な議論はきちつとどうするかということも閣僚大臣として考えなきゃいかぬというふうに思つております。

○松井孝治君 本日にそうなんです。やつぱりアメリカなんかは、大統領とその代行権限、これは大変、全閣僚が当然ランクが付いていましてけれども、大統領と副大統領は基本的にできるだけ一緒にならないように運営しておられるわけですよ。だから、例えば閣議、閣議を今……(発言する者あり)ちよつと静かに聞いていてください。

○委員長(山崎正昭君) 静粛に。静粛に願ひます。

○松井孝治君 閣議を全員が集まつておられる。鴻池大臣は今自分だけでも生き残つておつしやいました。本日にそういうことを考えていたのかなきやいかぬわけですよ。鴻池大臣と石破大臣だけでも生き残つていただかなきゃいかぬ。それは別にほかの、ほかの大臣もそうですけれども、要するに、本当に緊急時にきちんと総理に代替し

と指揮命令をできる人間がいけないということは、やっぱり大変な混乱を招く可能性がある。それは国民の生命、財産を守るといふ国家の基本的な任務を果たせなくなる可能性がある。そうしたときに、まず法制的に、まあみんなが死んでしまつたらしようがないじゃないか、そんなことはということかもしれないけれども、考えられることは幾らでもあるわけですよ。

ここで、それも含めて官房長官に伺いますが、閣議は全閣僚が同じ場所と同じ時間いなければ成立しないんですか。その閣議の運営の在り方というのは、私の理解では官房長官がいろいろ仕切つておられるという理解ですが、この閣議の運営の在り方、例えば鴻池大臣は、特区担当でも大活躍ですから防災担当大臣としてはその場にいないのもいいかもしれないけれども、特区担当大臣がいないと規制改革が進まないというようなことはあるかもしれないけれども、しかしやっぱり防災担当大臣は、ちょっとふだん閣議に常にごんごん状態で、下手なサッカーという言い方もありますけれども、常にその場にいないといけないのか。場合によっては、今これだけ情報通信が発達しているわけですから、決裁はいろいろところでできますよ。閣議はみんな一生懸命お習字のけいこをしていてという悪口を言つた方が閣僚経験者にもいらつしやいましたけれども、私がそう申し上げているわけではありせんけれども、だけれども、とにかく決裁はできるわけですよ、持ち回り閣議なんというのもあるわけですから。

これ、本官に防衛庁長官あるいは災害担当大臣が閣議に一緒にいなければいけないのか、閣議運営の在り方も含めてこの有事の議論をしている際に見直されたらどうかと思いますが、官房長官、いかがですか。

○国務大臣(福田康夫) いろいろと有事の際における対応の仕方について御意見をいただきました。私も、石破国務大臣、鴻池国務大臣が答弁したように、そういう問題意識を持っていろいろ考えなきゃいかぬところがあるんじゃないかならうか

と、そのことについて私も全く同意いたします。今まで、私、私どもというか日本国民全体、有事とか安全保障の問題、これに対する意識というのは非常に希薄であつたというような感じがいたします。ですから、一体そういうことが起こつたときにどうするかという対処の仕方、そしてまた平時においてどうあるべきかということについては、委員のおっしゃるような意見も含めて、これから細部検討していかなければいけない、そういう部分がたくさんあると思います。

閣議において全員が一挙に死んでしまうと、これはあり得るんですよ、現実の問題として。例えば、九・一一のようなああいう大型の飛行機が飛び込んでくるというようなことがあれば一遍にやられてしまうというふうな、そういうようなときに、これはもう現実としてあつたわけですから、そういうときにどういふふうに対応するか、平時においてどう考えておくべきかということは当然考えなきゃいかぬことで、これは今後早急に詰めてまいらなければいけない問題だというふうに考えております。

○松井孝治君 今の御答弁を信頼して、国民保護法制の検討など積み残しの課題もあるわけがございますから、そのタイミングに合わせて、私はそういう閣議運営の在り方、あるいは内閣法九条の順位も、普通に考えたら分かるんですよ。十七番まで順位付けにくいですが、五番目ぐらいまでですといひですけども、おれは十七番かということになると、つらいものがありますね、その大臣は。

それは分かります、分かりますけれども、でもやっぱりつらいことかもしれないけれども、それはそれでつかさどかさの危機管理の順序だということ、で、やっぱりそれはアメリカがやっているように閣僚の順番というのは全部付けなければいけないんじゃないか。あるいは、その中で必ずしも、場合によつてはそれは十七名、総理入れて十八名の大臣がそろわなければいけないというケースもあるかもしれないけれども、そうでないとき

を増やして、分散的に閣議を開けるような仕組み、何らかの工夫というものを、是非これ官房長官、野党からの提案だからといって取り合わないということではなくて、これは本官に有事に際して国のやつぱり備えの問題ですから是非前向きに御検討いただきたいと思いますが、ちよつと手を挙げられたので、どうぞお願いします。

○国務大臣(福田康夫) 閣議で、防災担当大臣は閣議に入らないという提案もございました。そういうふうに決めればいいわけです。

ただ、現行は、閣議というのは内閣の意思決定の場でございます、その議決というのは全会一致による、こういうふうなことになるわけであります。ですから、通常は全閣僚が一堂に会するといふような形で行つております。もちろん、持ち回りとかいうのもございますけれども、閣議は閣議で、これは全会一致と。効率的に行うためにも全員そろつてなければいけない、そういうことであります。

しかし、そういう御提案もありました。これも含めて検討対象とさせていただきます。

○松井孝治君 聞かないでございと思つたことだったんですが、全会一致という話をされてしましましたので。私は、閣議の全会一致については大いに議論をすべきだと思つております。

法制局、お見えてございます。

閣議の意思決定が全会一致でなければいけないというの、一体、あるいは憲法のどこからそういう要請が導き出されているんでしょうか。

○政府参考人(宮崎礼憲) お尋ねのように、閣議の全会一致につきましては明文の規定はないわけでございますが、これまで政府の方から何度かお答えをしておりますのを整理しますと、次のようなことになるんじゃないかと思ひます。

憲法六十六條の三項で、国会に対して内閣は連帯して責任を負ふという規定がありますこと、簡単に言いますと、そういう結論が導き出されてきていると思ひます。

○松井孝治君 内閣として連帯をして責任を負う

ということとその意思決定が全会一致であることと、どういう論理的なつながりがあるんでしょうか。——結構です。結構です、通告していませんから。通告していませんので、御答弁は結構でございます。おっしゃつたので、つい聞いてしまいました。

これは橋本龍太郎内閣総理大臣の下での行政改革会議、私も官僚として参加をさせていただいておりましたが、その議論で、行政改革会議の議論で、閣議の全会一致原則というのは別に憲法上の要請ではない、別にそれは慣行にすぎない、それも含めて見直しが要だということを総理の行革会議で議論がなされているわけです。そういう議論を得ているわけでありまして。

ですから、それは、今そういう慣行があるのはよく分かりますし、それはできれば閣議が、いろんなことを割れているよりは、それは全会一致の方が望ましいというの、それは当然そうだと思うんですが、やっぱり閣議の全会一致があるから閣僚は全員そこにそろわなければいけないとかいう議論は、これはいざというときに本当にそういう意思形成でこの国の意思決定は速やかに行われるんだらうか、機敏に国民の生命、財産を守れるんだらうかということについて、私大いに疑問があります。

例えば安全保障会議で意見が、安全保障会議の議員、閣僚の意見が割れたときに、全会一致でないと安全保障会議は議決ができないんですか、防衛庁長官。

○国務大臣(石破茂) それは、安保会議は諮るということになつておるのでありまして、議決を要するとはなつておりません。

○松井孝治君 議決を要さないから別にそれは意見が割れても結構だということですか。そういうものだと思うんですよ、私は。

だから、それは連帯して責任を負つてもらわなきゃいかぬですよ、国会に対して。しかし、その連帯して責任を負うときには、意見の相違があつても、我々は、意見が相違があつたときに、最後

は例えば総理の意思に従おうとか、あるいは多数決で決めて最終的に総理の裁断を仰ごう、そういう意思決定の在り方で、でも、最終的には連帯して、これは国会に連帯して責任を負うよというふうに決めればいいんです。

例えば我々が手本として作ったイギリスの内閣の意思決定は、別に全会一致じゃありませんよ。これは多数決で行われる。ただし、その中身について、お互いに、対外的に、我々は違う意見を持つていたということを言うのはやめようねという、そういう慣行を持つていくわけがあります。

私は、成熟した民主主義国に日本がなろうとすれば、何でもかんでも全会一致、実はこれが、いろんな閣議決定に当たって、だれかが反対したらそれは通らないということになるわけですよ。これ、鴻池大臣、お分かりでしょう。どなたかの大臣が反対したら、鴻池大臣が一生懸命やっておられたって、要するに横になってしまわれたら、内閣として意思決定ができませんですよ。そういうことがたくさんあるわけですよ。

だから、これ、鴻池大臣、ちょっと國務大臣として、内閣のこの全会一致でなければいけない、それは僕は全会一致の方が望ましいと思いますよ、もちろん。できる限り全会一致でコンセンサスを得られるように努力しなければいけないと思いますよ。しかし、それが金科玉条のように、これは憲法で、国会に連帯して内閣は責任を負うから全会一致でなければいけないというふうに言われると、この問題でこんなに時間を使うつもりはなかったんですけども、つい熱くなつてしまいました、ちょっと大臣から、個人的見解でよろしいですから御見解をいただきたいと思ひます。

○國務大臣(鴻池祥肇君) 絶えず閣内不一致的な発言をしておりまして恐縮をいたしておりますけれども、私は、全会、内閣で一致ということは大変結構なことだと思います。ただ、そこで決定したことは閣僚は守らなきゃいかぬ、このように思っております。

○松井孝治君 それは当然そうですね。ちょっと

とこれに予想外に時間を取つてしまいました。

今回の有事法制に関連して与野党で合意された事項の一つは、FEMAのような縦割りの従来の行政組織の弊害を取り除いたようなものを作らなければいけないんじゃないか。これは実はこの委員会でも、与党の、自民党の委員の方からは是非そういうことを検討すべきだという意見も開陳されたところがあります。

これ、鴻池大臣、阪神・淡路大震災、鴻池大臣御自身が被災者のお一人であつたと思ひます。私も親戚を亡くした者の一人であります。あのときの教訓を今思いを致していただいて、本当に今、この有事法制三法案、成立も間近かもしれないませんが、この有事法制でも、結局のところ、これ第十條で本部というのを作られて総合調整を図るということになっていきますが、結局、私の理解では、消防とかあるいは警察に対する指揮命令権というのは、これは各自自治体にあるわけでありまして、統合的に整然と指揮命令ができるわけではないですね。

できるだけそれは調整をして円滑にやろうということにはなつていきますけれども、本当の意味で、大臣の場合は災害対策ということに限定してでも結構ですが、このFEMAのような統合的な、縦割りの各組織がそれぞればらばらの指揮命令を持つていて、しかもさっきのお話から明らかになつたことは、もし万が一、内閣全体がいざ万が一のことがあつたときにはそれを束ねてだれも調整する人もいなくなつてしまふ、そうすると事務方がそれぞればらばらにじゃ指揮命令するの、さっき石破大臣がおっしゃつたように、知事さんたちが協議をしてやるといふことになるのか、そんな話にもなりかねないと思ひますが、大臣、これも個人的見解で結構です。閣僚としてはなかなかおつしやりにくいと思ひますが、一議員として、このFEMAのような組織、これについてどう思われますか。

○國務大臣(鴻池祥肇君) 貝原という兵庫県知事の嘆きでございますけれども、やはり自衛隊は防

衛庁、消防は消防庁、警察は警察庁、自らの指揮命令が実はやりにくかつた、できなかった、こういう嘆きがあります。これを解決していくということは、やはり私は、その災害時における組織の在り方ということに民主さんから御提言いただき、与党も納得をしていくことに早速検討に入る必要があると思ひます。

例えば、今は改善されましたけれども、神戸で火の手が上がつた、大阪あるいは豊中から消防車が救援に来た、ホースがつかない。大きさが違うんです。そういうことがある。そういったことが随分反省材料として八年前の状況から相当改善をされております。

また、情報につきましても、先日の宮城沖地震につきましても、一時間以内にはほとんどの火災場所の状況が私の手元に入つてきました。それゆえに、一番に記者会見をして、ある意味で御安心をいただくような表現をさせていただいた。しかし、阪神・淡路のときは、お昼まで、あの朝の、未明の大地震が、官邸に届いたのは、お昼もまだ届いていなかった、こういう状況であります。それは相当改善をされているということをお先日の宮城沖地震で一応の安堵をいたしておるところであります。

○松井孝治君 是非、今回の宮城沖地震は幸い大きな被害にはなりませんでしたが、今後ともFEMAの検討も含めて、是非大臣にも政治家として御尽力いただきたい、そのように思ひます。

石破大臣にお伺いしたいと思ひますが、韓国では一九九八年に統合防衛法というのができたそうですね。これは、いわゆるテロとか騒乱状態、いわゆる有事の少し前の段階で、しかしながら非常に国家の安全管理上ゆゆしき事態が起こつたときに、事態を甲、乙、丙、三種類に分けて、それぞれに応じて軍とそれから消防、警察あるいは海上警察と言ふふうにか、向こうは。そういったところがどういうふうに動くかというように、なことをきちつとマニュアル的なものを作つて対応しているという事例があります。

お隣の国の韓国のことでありますが、石破大臣はこういう韓国の法制は御存じでしょうか。そして、こういう法制も参考に今後日本の法制を更に検討されるおつもりはあるでしょうか。

○國務大臣(石破茂君) 私も諸外国の有事法制、一通りすべて見てみました。例の危機管理庁的な発想、あるいは災害だつて人災だつてテロだつて戦争だつて一緒じゃないか、だれだつて国民にとつては一緒じゃないかとおつしやる議論は、私はドイツの基本法が似ているのだらうと思つておりますし、韓国のその法律のことも存じてはおります。

先般韓国に出張いたしましたときも、そのことについて随分と向こうの内務庁長官なり、そしてまた防衛当局なりお話をいたしました。ただ、委員もよく御案内のことかと思ひますが、この法律、例えば戒厳令でありますとか、あるいは大統領の勅令でありますとか、そういうものは随分我が国と違つております。また、徴発令みたいなものも、我が国は今回想定をいたしております。そういうことで、相当に違いがある。そこにおいて、シベリアンコントロールというものをどうかませるかという点において、危機管理庁の御議論と併せて、今後の議論の余地が相当にあるだろうと思つております。

○松井孝治君 是非、関係閣僚の皆さん、これからはもつぱら政府の最終的な、あるいは最高の使命というのは、国民の生命、財産を守ることだ。ほつておくとしても縦割り型の組織が幅を利かせるのが戦後の日本の行政システムだと思ひます。どうかこれからは、この法制成立した後も、更により良いものにするために我々も努力しますが、皆さん方も引き続き御努力をいただきたいことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○大江康弘君 国会改革連絡会(自由党)の大江康弘でございます。どうぞよろしくお願ひを申し上げますが、連日のこの集中審議であり

そういうことを思い起こしますと、昭和五十二年、あれから二十六年余り、当時福田総理が有事業の研究を言われた。戦後初めて総理としての立場で言われた。しかし、それは時の、当時の野党の意向もあつたということで法制化をしないということが前提だったということで、そういうことを思えば、今回、官房長官の立場でこういう法案ができたということも一つの感慨もひとしおかなというふうに思いますけれども。

これは、官房長官、朝日新聞がこういう記事を載せておるといふことは私も大変実は驚きでありました。それだけ意識というのは変わってきたんかなというふうにも思うんですけども、まだまだ、先ほど言いましたように、何か事がなければ我々国民の意識というのは一歩前へ進んでいかないう、それだけに今回こういう法案ができた

今回、提案をさせていただきまして審議をしていただく、衆議院では九割の衆議院の議員の方々に賛同いただいたということ、これは正にそのことではなからうかということでございまして、今後私は、国づくりということ、そしてまた、日本としての形を作っていくというために何が必要なのかということはいろいろあるんだろーと思ひます。ですから、そういうことはまた積極的に提案をし、そして議論をさせていただかなきゃいかぬというように思ひますけれども、そういう一

そこで、私はやはり大事なものは、今、官房長官がこれ総理の職務権限者としてやられておる。この内閣のこの九条を調べてみますと、日本は五人までしかありません。一が今の長官、福田官房長官、そして今は塩川財務大臣、それから森山法務大臣、それから平沼産業経済大臣、そして谷垣国家公安委員長、五番までしか記載をされておらない。ところが、アメリカは御存じのように大統領の職務継承順位で、下院の議長、上院の議長代行も含めて、最後は復員軍人の長官まで十七人の職務権限者を規定をされておるということでありまして、先ほどのちよつと意見のやり取りを聞いておりますと、いささか非常に不安に思う一人であります。

それだけに、これはもう答弁はいいです、今

後、本当にこういうことも含めて、最終的にこれ防衛出動発令をして武力行使まで行かないと駄目だということになったときに、例えば五番までの方がその判断ができないという状態になったときに、緊急に総理を選ばないとか何とかという話もございましてけれども、私はそれで果たして有事即応できるのかという非常に不安に思う一人でありますから、これはまあまた、今日時間もありませんから別の機会に譲らせていただいて、非常にこれは国家としての、いわゆる独立国家としての少しはこれ体を成しておらないんじゃないかなというところだけ申し添えておきたいと思っています。

そして、先般、実は山崎当事態特の委員長にお供をして公聴会に行っていました。私は、あの福井県へ行ったことは二つの意味があったと思います。それは、ここ数十年にわたって我が国の主権を侵してきたあの北朝鮮。特に、福井県というのは原発銀座と言われますように、全国の原発のうちの十五基を抱えておる、大変国策に貢献をさせていただいている県であります。同時に、あの日本海は、もう御存じのように、やれテロだ、やれ不審船だ、拉致だ、不審船だということで、大変毎日危機と隣り合わせておるわけでありますけれども、私はあの敦賀の市長のお話を聞かせていただいて、やっぱり原発、いわゆる原子力発電所というのは、大体、敦賀の市長の話でもありますが、通常の攻撃では、陸上の攻撃のときはある程度耐え得る、しかし、一番怖いのは空からの攻撃であるということでありました。

それだけに、今日はMDの話も時間がありませんから譲りますけれども、私は、これは官房長官にお聞きしたいんですかね、日本は今、非核三原則を貫いてきていますね。これは、いわゆる作らず、持たず、持ち込まず。これは今、北朝鮮が核兵器の開発というで大変我々にとっては正に危険と隣り合わせであります。

それだけに、もしこれ、北朝鮮が、あえて私は北朝鮮と申し上げますけれども、北朝鮮が核攻撃をしてきたときに、日本は果たして核で例えば応

戦をしなければいけないといったときに、アメリカにそのことをこれは求めるわけですか、そういうケースがあった場合に、これはどうなんですか。

○国務大臣(福田康夫君) 御案内のとおり、非核三原則ということで日本はその原則を堅持しているわけです。今、北朝鮮というお話ございまして、しかし、それは仮定のお話でございまして、そういうような脅威が存在すればという、そういう前提のお話だと思っています。

我々としては、そういう事態にならないように外交的な努力を続けていかなければいけない、決して北朝鮮に核を持たせるといふようなことにならぬように外交努力を傾けると、そういうことではないかと思っています。

北朝鮮ということでなくて、一般論として、問題があるというときには米国との安全保障条約で米国の抑止力の下で自国の安全の確保に万全を期す、こういうことになるわけでございますけれども、そういうことにならぬように最善の努力を傾けるべきであると思っています。

○大江康弘君 その努力は分かるんです。しかし、日本はやはり、広島、長崎を抱えて、戦後、そういう核に対する一つの国際的なある面においては責任を果たしてきたというふうに思います、核の抑止という意味で。

しかし、私は、もうそろそろ、アメリカの原潜が入るたびに、これ、核を搭載しているんじゃないか、あるいは核のミサイルを搭載しているんじゃないかというふうな、こういうことがマスコミを通じて言われておる。そういうときに不安が国民によじる。しかし、もうそこに至っては、やはり作らず、持たずということはこれは一つの国是としても、やっぱり持ち込まずというこのことに関しては、アメリカとの同盟関係の中で、もうそろそろ非核三原則というものの自体を見直す時期ではないかなというふうにも思うんですけれども、これは、官房長官、ちょっと飛躍した意見ですかね。まあ努力をされるという、そういう核を

某国が使わないような努力をするということと言われましてけれども、しかし、もしということがありますから。

○国務大臣(川口順子君) 官房長官にお答えをいたしたくので全然構わなかったんですけれども、先ほど官房長官おっしゃいましたように、まず外交努力、そして我が国の安全保障環境を整えていくということですが、やはり最近、国際情勢をいかにいたけると、実際に核を持つている国もありまして、また大量破壊兵器の拡散という問題もあるわけがございます。そういった中で、我が国としては、核を保有しない、三原則を堅持しているわけでございますので、これはそういった正にアメリカの核の抑止力の下で我が国の安全の確保ということをやっていくということであるかと思えます。したがって、そういう考え方でいくのではないかと私は考えております。

○大江康弘君 そういう極端な事態が起こらなければいいわけでもありますが、私は、もうそろそろこういうことを見直したらいいんじゃないかなというふうなことを個人的に申し上げて、次に移りたいと思います。

次、実は戦争権限法について少しお尋ねを申し上げます。これは、アメリカの国内法でありまして、一九七三年に、昭和四十八年に制定されたんですけれども、この国内法の効力、法的な効力というのはこれは今も、存在というか、そのままですよね。

○政府参考人(海老原紳君) 現在も有効でございます。○大江康弘君 そうしたら、この法律というのは、アメリカの国家の意思として、例えば米軍が交戦をしておいてもそれを引き揚げるのができるといふことに中身は間違いないですね。

○政府参考人(海老原紳君) これはちょっと御説明をさせていただいた方がよろしいと思いますけれども……

○大江康弘君 簡単に、簡単にしてください。

○政府参考人(海老原紳君) ええ、簡単に御説明をさせていただきますけれども、基本的には、戦力を大統領が議会による宣戦布告がなく投入する場合におきましては、報告が、議会に対して、投入後、大統領による報告がなされてから六十日以内、原則としてですが、に撤退しなければならぬということでございます。その後は、改めて議会が宣戦布告を行った場合、あるいはこの行動に対して特定の授權を与えた場合、あるいはこの六十日の期限を延長した場合以外については米国の軍隊の行動というのは停止しなければならぬという趣旨だと思えますけれども、ただ今、委員がおっしゃいましたように、これは実際にはこの規定が発令、発動された例はないわけでございます。しかも、これは米国の中にも行政府と議会との権限関係ということである意見がございまして、これは米国の国内法でもございまして、実際そういうことが起こりましたときにどのように運用されるのかということについては、我々としては意見を申し上げるのは差し控えていただきたいというふうに考えております。

○大江康弘君 もう一点聞きます。例えば、日米安保の第五条の適用で、アメリカが日本国のために対日防衛義務を履行しておるわけですね。今、そういうことが発動されたことはないということでありまして、私は非常に懸念をするのは、その前に、もしこの議決がされたときにアメリカが引き揚げたときは日本が単独で戦うということではよろしいですね。

○政府参考人(林景一君) ただいまの御指摘は、戦争権限法の解釈のみならず、日米安保条約第五条との関係ということがポイントになるわけでございます。

戦争権限法につきましては、先ほど同僚から御説明いたしましたとおり、アメリカの国内においても憲法上の観点からも多々御議論があるということでございますけれども、日米関係におきまし

て、これはもうずっと政府が、玉置和郎先生なんかもこの問題を御提起になりまして、政府がある御説明しておりますけれども、日米関係で最も重要なことは、この日米安保条約が米政府が締結したということのみならず、米国の議会によって承認されたものであって、そこに対日防衛義務というものが明定されておるといふことでございまして、日米安保条約第五条により、日本に対する武力攻撃が発生した場合、米政府のみならず米国会を含めた米国の、米国が国家として我が国を防衛する義務が設定されたものであると。したがって、この義務を承認した同じ議会が、他方においてこの義務の履行を妨げるがごとき措置を取るようなことは本来考えられないといふことを累次申し述べておるところでございまして、また、米政府もこの戦争権限法の成立後におきまして、特段の条件を追加することなく日米安保条約上の対日防衛につきましての誓約を繰り返してきておるといふことでございます。

○大江康弘君 それは分かるんです。それは今までの国会での議論の中の答弁の域であると思うんです。しかし、私は大変不安に思うのは、今は小泉総理がブッシュ大統領とこういう個人的信頼関係を作り上げて、日米関係というものは、官房長官、そんなに悪くないというよりは非常にいいですよ。

ただ、一度、この戦争権限法ができて、昭和五十二年、正に官房長官の御尊父である福田総理臨時に、アメリカは時の大統領はカーターさんであります、民主党、このときに、今絶対大丈夫だと言ったその裏付けとなる第八条の(d)項一項ですね、この現行の条約の規定を変更するものではないという、ここに皆さんが大丈夫だといふ一つの法的な根拠を置いていると思うんですけれども、私は、非常に心配なのは、こういうこの第八条の(d)項の一項を変えようという動きがカーターさんの当時からあったんですね、民主党政権の当時。私は、今回もクリントン大統領からブッシュさんに替わったというのは非常に喜んでおる一人で

あります。極東政策も変わりました。それだけに、私は、やっぱり本当に日本が同盟国としてアメリカの信頼を得てやっていることに關しては、こういうようなことは大丈夫で、戦争権限法ができたからといったってこれは大丈夫であると思えますけれども、例えば、想定しました。いわゆるアメリカに親日政権でない政権が起きたとき、あるいはまた逆に日本が親米政権でない内閣ができたとき、そして、それは共和党か民主党か向こうは分かりませんが、二つ目は、日米関係が何らかの悪い状況、例えば貿易摩擦があるとか、あるいは経済的にお互いが摩擦があるとか、そして三つ目に、例えば直近のアメリカのいわゆるユニラテラリズムですか、いわゆる単一行動主義で戦争をやったときに、例えばあのイラクのような形であったときに、我が日本がそんなに貢献できなかった、いろんな法の整備の中でできなかったといったときに、果たしてアメリカはどういう日本に対して感情を持つだろうか。

それだけに、そういう、戦争というのはやっぱり戦費調達というのは必ずこれ裏付けとして出てくるわけですから、議会がそれじゃ日米安保があるからといって、これ、対日防衛のためにどれだけお金が掛かるか分からないこの予算を、そういういろんな悪い環境、これは僕はリンケージ論として言っているんじゃないですけれども、そういうところまでやっぱり考えたときに、果たして、この戦争権限法というものが片方で存在している、しかし今、八条の(d)項の一項があるから大丈夫だということには僕はやっぱりついていかないんじゃないかと。

それは、官房長官も言われるように、日ごろの努力だ何だと、これは大事であると思えますけれども、しかしこれだけ国際環境というのが時々刻々変わつておる中で、日米関係も私はどうなるか分からない。それだけに、同盟というのは、かつて第一次大戦のときに我が日本はイギリスの要請に応じて地中海まで艦艇を派遣しているわけですね、そういうやっぱり姿を見せて。

ですから、そういうことを考えたときに、私は、甚だやっぱり、今のいろんな法律の規制もありますけれども、この日米の同盟というのは果たしてアメリカがリップサービスをしていただいておるようなそういう大きな信頼感があるかな、今はあっても将来どうかというのを不安に思う一人でありますけれども、やっぱりこういうことを考えたときに、私は、この戦争権限法というある中で、日本というのは非常に努力が足りないんじゃないかなと思うんですけれども、これは官房長官にお尋ねしたいのか。これは外務大臣ですね。済みません。

○国務大臣(川口順子君) 委員がおっしゃるように、正に基軸は同盟関係であると思えます。この同盟関係を我が国としても日々強化をし、確固たるものにしていく努力が必要であると思えます。その努力の一端は、我が国が自らを守ると、そういう強い気持ち、それを持つということであるといふことは総理も時々おっしゃっているとおりであります。

日本とアメリカの関係というのは、もう長い期間、いろいろなフェーズがございましたけれども、強固である。今後、引き続きそのための努力をすることが大事であると思えます。

○大江康弘君 もうこの議論は、時間がありませんのでここで止めておきます。

防衛庁長官、実はこの近代の兵制のこの制度を作ったのが、我が紀州藩の陸奥宗光公と津田出公、このお二人が、当時、明治維新前後に近代の兵隊制度を作った。これは我々郷土の先輩として大変自慢に思っているわけでありますけれども、果たしてこの陸奥公あるいは津田公がそういう思ったような、こういう今の日本を守るにふさわしい今の制度であるかな、状態であるかなといふことを私は墓場の下で悲しんでおるんじゃないかなと、こんなことも思ふ実は一人でありますけれども。

私は、防衛庁長官にお尋ねをさせていただいたのは、いろんな形で日本は内閣法制局というも

の解釈にいつまで我々政治家が縛られるのか、いつまで政治家がそれを乗り越えられないでおるかという、もうこれを非常に日ごろから私は不満に思っている一人であります。

それだけに、自衛隊というのは、憲法九条の下にいわゆる自衛隊だけの自衛隊でいいのかどうか。これは、今日時間ありませんでしたから、川口大臣に聞きたかったんです。いわゆる内閣の七十三条の二項の中に外交関係というものがあ。その中で、やっぱり当然この外交関係というものの中で、集団安全保障というのは私はこういうことでやっていって、三百六十度、自衛隊を使つていったらいいんだというふうに思っています。

それだけに、今日はもう議論はやめますけれども、防衛庁長官、そういう中で日本というのはどうも、この今回の法案もそうですけども、しっかりと幹というこの憲法をしっかり改正するなりなんなりすればいいんですけれども、何か枝葉で自衛隊を外にほうり出して、今度はまたイラクに行つて、どういふ形で、まあ行つていふか、まあ行くかどうか分かりませんが、これを使うなと、また武器なんかも、あれを使うな、これを使うなと。

私は、武器の行使なんといふものは、そこまで政治が規制をするといふのは、これは僕はある意味ではシビリアンコントロールではない。いわゆるシビリアンコントロールといふのは、出するか、あるいはそして武力行使を認める、こまめがシビリアンコントロールであつて、やっぱり行つたら現地の指揮官に任ずるか、そういう意味で、やっぱり私は自衛隊といふのは本当にそういう意味では名誉と誇りといふものが与えられておるんだらうか、いろんな意味で。そういうことを私は非常に不満に思っている一人であります。

それだけに、自衛隊が発足して今日まで何人の方が殉職をされたか、防衛庁長官、知っていますか。

○国務大臣(石破茂君) 約千七百名と承知をいたしております。

○大江康弘君 私もその数字をこの間聞いて、びっくりしたんです。戦争が、直接こんな自衛の戦争も何もない中で、まあPKOで行かれた方が何人か亡くなりましたが、千七百人も亡くなっている。

これは、なぜこんなに殉職の方が多いのか。それはこれだけの数字をやっぱり我々政治家も知らなかったということも、これは私は反省をしなきゃいけない。しかし、逆に言えば、それだけ厳しい訓練、いわゆる厳しい任務をこなしているということであって、私は、やっぱりそういう崇高な使命を与えておるということであれば、もつとやっぱり我々国民が、政治家も、すべてが高い信頼感を自衛官に与えてやって、私はやはりそういう中でしっかりと国を守ってもらう、国際的に貢献してもらうということがやっぱり大事であると思うんですけれども。

最後に、長官、その自衛隊員の名誉と誇りをこれからどうやっぱり守っていくのか、どうこれからやはり更にやっていただけるのか、ちょっと最後に聞かせていただきたいと思っています。

○国務大臣(石破茂君) ありがとうございます。

本当に、委員の御指摘はそのとおりだと思います。すし、例えば、国会の先生方が私ども防衛庁を御視察においでなるときは、必ず慰霊碑、その千七百名を祭ってあります慰霊碑、こちらに参っていたくようにしております。外国から賓客がお越しのときも、必ずお参りをいただきます。そしてまた年に一回、その年に亡くなった方々を霊をお慰めするために、必ず内閣総理大臣御臨席の下でそういう式をやらせていただいております。

そして、何よりも大事なものは、御家族の方々に対するそういうような手当てがきちんとできるのかということなんです。

先般も、岩国で海上自衛隊の飛行機が事故を起こしました。まだ原因は究明中でございますけれども、その中の隊員の二人の方はお子さんがまだ一歳です。もう一人の方はまだ奥様が八か月の身

重でいらつしやるというようなことであります。そういう方々に対してきちんとしたことができるかどうか。私もそのことでもう十分配慮をしておるつもりですが、そういうこともちゃんとやりたい。

そして、長くなつて恐縮ですが、これだけで終わります。例えばパイロットが殉職をするときに、助かろうと思えば助かれた。しかし、絶対に人家のあるところに落としてはいけない。そして、河川敷で絶対にだれももうここにはいないよというところまで飛んで、そこまで来たときに力尽きて、もう脱出装置は動きませんから、そこまで来ますと、殉職をしたという例もたくさんございます。

それはもう本当に政治家の皆様方、国民を代表する政治家の皆様方がそのことを御理解いただいで、自衛官がどれだけ自分の身を犠牲にしても国のために尽くそうと思っておるか、そういうことを御理解をいただくことが私は肝要なことでありますし、私も政治任用の者としても、そのことにこれから先も努力をしてまいりたいと思っておる次第でございます。

○大江康弘君 ありがとうございます。

○泉信也君 泉信也でございます。大変いい質疑が行われておりますが、引き続きまして、私は、集団的自衛権、それから国民の協力について、さらに基本的人権の問題についてお伺いをさせていただきます。

集団的自衛権の問題については、再三、当委員会でも議論がなされてまいりました。まず、法制局にお尋ねいたしますが、集団的自衛権の行使は憲法違反でしょうか。お答えをください。

○政府参考人(宮崎礼壹君) お答えいたします。

〔委員長退席、理事阿部正俊君着席〕

憲法第九条は、第一項におきまして、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」と規定しております。さらに、同条第二項は、「前項の目的を達するため、陸海

空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と規定しております。解釈論といたしましてはここから出発するしかないわけでございます。この文理だけから見ますと、一見いたしますと、我が国による実力の行使は一切禁じられているようにも見えるわけでございます。

しかしながら、憲法前文で確認しております日本国民の平和的生存権や、憲法十三条が生命、自由、幸福追求に対する国民の権利を国政上尊重すべきこととしている趣旨を踏まえて考えますと、憲法九条は、外国からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされているような場合に、これを排除するために必要最小限度の範囲で実力を行使することまでは禁じていないというふうに解されるのであります。

すなわち、先ほど述べました憲法九条の文言にもかかわらず自衛権の発動として我が国が武力を行使することができ、認められるのは、当該武力の行使が、外国の武力攻撃によって国民の生命や身体あるいは権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処して国と国民を守るためにやむを得ない措置であるからだというふうに考えられるのであります。

ところで、お尋ねの集団的自衛権は、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されないにもかかわらず実力をもって阻止する権利というふうに解されております。

このように、集団的自衛権は、我が国に対する急迫不正の侵害に対処する、直接対処するものでございまして、他国に加えられた武力攻撃を武力で阻止することを内容とするものでありますので、先ほど述べましたような個別的自衛権の場合と異なりまして、憲法九条の下でその行使が許容されるという根拠を見いだすことができないというふうに考えられるところでございます。

○泉信也君 そういうお話はこれまでも何度も聞かせていただきましたし、政府のあるいは法制局のお考えはそれなりに理解いたしますが、私は

今、憲法に反するのか、違反するのかどうかということだけお尋ねしておるわけで、簡潔にお答えください。

○政府参考人(宮崎礼壹君) ただいま申し上げましたけれども、憲法九条の文言から出てまいります自衛権の行使といえますのは、自分の国が直接武力攻撃にさらされた場合における個別的自衛権の行使が限度であって、集団的自衛権を現行憲法の解釈の下で認める根拠は見いだすことができないと考えているところでございます。

○泉信也君 今の御答弁ですと、現行憲法では集団的自衛権の行使は憲法違反だと、こういうお答えと理解してよろしうございますか。

○政府参考人(宮崎礼壹君) そのように従来政府としては答弁してきておるものと思っております。

○泉信也君 これは大変な御答弁をいただきました。

総理は、私の参議院本会議での質問に対して、議論はよろしい、ただし小泉内閣では考え方は変えないと、こういうふうにお答えになっておるわけですが、今の法制局のお答えですと、憲法違反だということになりますと、総理のお答えは矛盾してはおりませんか。

○政府参考人(宮崎礼壹君) ただいま御指摘のとおり、小泉総理は、御自分の内閣におきましてはそのような解釈を変更する考えはないとおっしゃっております。その点に矛盾があるとは考えておりません。

○泉信也君 憲法違反の問題であれば解釈の問題ではあり得ないわけでありまして、今、部長が憲法違反だということになりますと、これは我々としてもう一度根本から議論をさせていただかなければならないと思うわけなんです。

憲法解釈から出たということでありまして、我々、今日まで、個別的自衛権は行使できる、これは国家固有の権利である、むしろ自衛権は国家固有のものであるというふうに説明を何度も聞かされました。しかし、この自衛権を個別的と集団

的というふうに分けました途端に、集団的な問題の在り方については憲法を持ち出してくると、こういう論理を法制局は今日までやってきたわけですが、本来、自衛権というものが国家固有の権利であるとするれば、その個別と集団というものは一つの手段にすぎないわけでありまして、私は甚だ納得できないところであります。

そこで私は、安保条約、新旧を含めまして、日米間では、日本も集団的自衛権の行使ということが議論されてきたのではないかとこの観点から二、三お尋ねをいたします。

新旧安保における国連憲章の引用の仕方が、前文において違っております。旧安保では、国連憲章では、集団的、個別的自衛権があることを承認しているという、主語が国連憲章であります。現安保では、両国が確認しという、日米が確認しというふうな記述されておりますが、どうしてこのような主語が違うようになったのか、御説明ください。

○政府参考人(林景一君) 旧安保につきましては、何分四十年前に失効した条約でございますのでなかなか明確に申し上げにくいところもございしますが、今までの理解として申し上げますと、御指摘のとおり、旧安保条約の前文におきましては、御指摘のように、国連憲章は、すべての国が自衛権を有することを承認していることとあり、また現行の日米安保条約の前文では、両国が国連憲章に定める自衛権を有していることを確認しというふうな規定されております。この規定の実態的な意味と申しますのは、日米両国が国家として国際法上個別的又は集団的自衛の固有の権利を有しているということを確認したものでございまして、その趣旨に相違があるとは考えておりません。

ただ、それなら、なぜ書きぶりが違うのかということがお尋ねでございますけれども、この条約の前文と申します、そもそも論になつて恐縮でございますが、その条約の作成に至った背景、条約の目的、あるいはその条約のよって立つ基本原則などを述べるところでございます。旧安保条

約につきましては、御案内のとおり、平和条約を締結する際に併せて締結したものでございまして、したがって、この前文のところにも、サンフランシスコ平和条約において、これはたしか五条の(イ)だったでしょうか、日本がその集団的な安全保障取決を締結する権能を持つておるんだというところを確認しておるわけでございますけれども、それに言及した上でこの自衛権を持つておるというところを確認するという形になって、そういう流れがあるのですからこういう書きぶりになつておるのかなというところで、同じ趣旨を表現するの、この両者の文章のスタイルといひますか、立て方が異なるというところは間々あることではございまして、それほど不自然だというふうには考えておりません。

○泉信也君 条約局長のお答えに私は納得できないです。条約の一言一句について本心に神経をとがらせて批准するかどうかを含めて議論をいただいておるはずなのに、旧安保の考え方、新安保の考え方の主語の違いを御説明のようなことでは納得できません。

それはそれといたしまして、それでは、旧安保の前文で、国連憲章は、「すべての国が個別的及び集団的自衛の固有の権利を有する」として、これらの権利の行使として日本は米軍の駐留を云々すると、要請するというふうな、これらの権利の行使ということとは集団的、個別的自衛権の行使というふうには読めるんですが、こう記述してあつても日本には集団的自衛権の行使ということとは読めないという解釈になるんでしょうか。

○政府参考人(林景一君) お答えいたします。今の前文第三項から四項にかけてのところでございますけれども、平和条約、第三項で、「平和条約は、日本国が主権国として集団的安全保障取決を締結する権利」、単数、ア・ライツ、「を有することを承認し、さらに、国際連合憲章は、すべての国が個別的及び集団的自衛の固有の権利」、もう一回単数のライツでございましてけれども、「を有することを承認している。」とした上

で、この第四項、今御指摘のところでございますけれども、「これらの権利の行使として、日本国はその防衛のための暫定措置として、日本国に対する武力攻撃を阻止するため」米軍がその軍隊を維持、アメリカが「その軍隊を維持することを希望する。」となつておるわけでございます。これは、この趣旨は、旧安保条約第四項の趣旨といふのは、あくまで日本国に対する武力攻撃を阻止するため、平和条約で日本が独立を回復した後ににおいても米軍が引き続き日本の防衛を行うためにとどまるということに、その希望に言及しているというところでございまして、このこと自体で我が国が集団的自衛権を行使して米軍を防衛するというところに言及したものだとは考えております。

○泉信也君 短い時間の中でのやり取りでございますので十分に理解できませんけれども、「これらの権利の行使として」といふのは、両自衛権、個別的、集団的自衛権が含まれておると思うんですね。これらの権利の行使として日本はアメリカの駐留を希望すると、こういうことになつておるわけでありまして、当然、一つの形態としてアメリカの、集団的自衛権の行使の一つの形態として駐留を日本政府は要望したと。当然、日本も集団的自衛権の行使があり得るという前提ではなかったかと私は思うんです。

簡潔にお願いします。

○政府参考人(林景一君) これらの権利につきましては、先ほどもライツ、ライツ、単数二つあるということをお申しましたが、集団的安全保障取決を締結する権利と個別的及び集団的自衛の固有の権利、この二つを指している、そういう意味でジョーズ・ライツというふうになつておるというふうな解釈しております。

いずれにいたしまして、第四項の趣旨は、先ほど申し上げましたとおり、米軍の、何といひますか、駐留継続ということによりまして、集団安全保障体制といひますか、集団安全保障取決の体制を作るといふことの希望を表明したもので、

我が国が集団的自衛権を行使して米軍を防衛することに言及したものでございせん。

これは、例えば昭和二十七年四月の……

○泉信也君 もう結構です。

○政府参考人(林景一君) はい、済みません。

○泉信也君 とにかく、一つのお尋ねに百万言を費やさなければ答えができません。かなり無理をしておるという証左だと思ふんです。

官房長官お帰りになりましたので残念でございますけれども、内閣では是非この集団的自衛権の問題について組織を挙げて議論をしていただきたい。先日もこの委員会ですういふ御要望があつたのに、国会の議論を待つというふうな官房長官はお答えになっておりますけれども、是非私はお願いをしたい。内閣法制局は憲法を守る最後のとりでとして、あるいは逆に、内閣法制局の存在の最後のとりでとして、この集団的自衛権の問題をいづれでもガラス細工の論理を展開しておるのではないかと、甚だ不満であることを申し上げて、次の問題に移ります。

法律の、今回の事態法の中で、八条に国民の協力というふうなうたわれております。四条は国の責務、五条は地方公共団体の責務、六条が指定公共機関の責務と、そこまでは責務という言葉でございますが、国民のところは協力となつたその背景について御説明ください。

○政府参考人(増田好平君) お答えいたします。今、先生から御質問のように、武力攻撃事態対処法案第八条では「国民の協力」という見出しになつております。確かに、その前の四条から六条まで、国、地方公共団体、また指定公共機関については責務という形で規定をしておるところでございます。

この背景をいたしましては、基本的に、この法案の下では、国、地方公共団体、また指定公共機関につきましては、この法案の体系において定める対処措置等につきましては、それぞれの機関の正にある意味では法的な義務を負つて実施するというようなことになっておりますので、責務とい

う言葉を使っております。

それに対しては、国民一般に対しては、国民一般に對しましてはそういう法的な義務を課するということを前提としておりませんので、協力という言葉を使っております。

○泉信也君 こういう戦時体制の中で、諸外国ではどのような国民に対する協力なり義務なり責務を求めているのか、幾つか例示的に簡単に御説明いただけますか。

○政府参考人(増田好平君) お答えいたします。いわゆる有事における国民の役割につきましては、それぞれの各国、基本制度とか置かれている国際環境等が異なりますことから、その規定ぶりも各国各様でございます。

例えば韓国では、憲法に国民の国防義務を規定いたしております。さらに、すべての国民は国家及び地方自治団体が行う国民の保護や軍事上の施策に協調し、法に規定した個々の義務を誠実に履行しなければならぬというような法律を設けておるところでございます。

また、ドイツでございますけれども、ドイツでは、ドイツの基本法の第十二a条の三項で、第一項及び第二項に定めた役務に徴用されていない国防義務者に対しては、失礼いたしました、第一項、第二項とは、第一項が、男子に対しては満十八歳からの兵役義務を課しております。第二項が、良心的兵役義務者、兵役拒否者に対する規定でございますけれども、第一項、第二項に定めた役務に徴用されていない国防義務者に対しては、防衛上の緊急事態において、法律により、また法律の根拠に基づいて民間人の保護を含む防衛を目的として非軍事的な役務給付をなす義務を課するために労働関係に就かせることができる等の規定があるわけでございます。

○泉信也君 今御説明ございましたように、韓国も国防の義務を国民に負わせておりますし、ドイツもそれ相應の規定がある。スイスの話は既にこの委員会でも取り上げられたわけです。にもかかわらず、日本では国民の責務、義務を明確にしな

くて、協力するよう努めるものとするというふうな非常に柔らかな表現になっております。

御承知のように、災害対策基本法の中では、三条、四条で国、都道府県の責務を言い、五条で市町村の責務を言い、七条で国民の責務と、こういうふうな明確に規定をされておられるわけでありすが、専守防衛の立場では、国内は災害以上に大変な事態になっておられるにもかかわらず、これを協力として緩やかな規定にとどめたということについては、私は、間違いいではないか、きちんと国民の責務をうたい上げるべきではなかったかと思いますが、もう一度お答えいただけますか。

○政府参考人(増田好平君) 重ねての御答弁になって恐縮でございますが、第八条につきましては、国民の協力として、国民は必要な協力をするよう努めるものとした趣旨は、先ほど御答弁させていただきましたように、この武力攻撃事態対処法案の体系の下において、国、地方公共団体、指定公共機関の役割若しくは立場と国民の立場というものが異なることに基づくものでございます。

既に御説明させていただいております「国民の保護のための法制について」の中でも、国民の皆さんに協力を求める項目につきまして、例えば住民の避難や被災者の救助の援助、消火活動、負傷者の搬送又は被災者の救助の援助等、四項目を挙げさせていただいておりますけれども、私どもとしては、これは正に任意の協力を求めているというふうな考えているところでございます。

○泉信也君 その任意の協力に私は問題があるというふうな申し上げておられるわけですが、今引用されました国民の保護法制の中で、住民の自主的な防災組織やボランティアに対する国、地方公共団体の支援という項目がありますけれども、これはどういうことを言っているのか。例えば民間防衛組織を作ろうなという、国、地方公共団体の支援というふうなうたい上げておられるのかどうか、お答えください。

○政府参考人(増田好平君) お答えいたします。今御質問の点は、先ほども私の答弁の中で触れ

ました「国民の保護のための法制について」の中で、「国民の役割」というところで、「国及び地方公共団体は、武力攻撃事態における住民の自主的な防災組織やボランティアの自発的活動に対し支援」という部分を指しての御質問と思っております。

これにつきましては、私どもが考えております支援というものは、正に武力攻撃事態等におきましてこれらの自主的な防災組織またボランティアに対する活動場所の提供、また必要な情報の提供などを想定して記述しているものでございます。

○泉信也君 何か、戦時の問題については殊更この災害よりも一歩も二歩も下がった規定をしようというようなことを考えておられるのではないかと私は危惧をいたしております。

これから、国民保護法制はこれから考えるのだということでございますので、考えられる際に、むしろ災害よりも、災害時よりも大変厳しい環境の中で国民の命と財産を守らなかならない、そのときには当然近隣の人々が自分の意思でもって積極的の協力をする、またそうしたことを誘導していく、訓練もしておくということが大切だというふうな思っております。

それで、一つお尋ねいたしますが、国民の協力を、国民が協力をしておるときにこれを妨害する、あるいは何か邪魔をするような個人、団体に対する処罰と申しますか、それを阻止するような仕組みをお考えでしょうか。

○政府参考人(増田好平君) お答えいたします。国民の皆さんが武力攻撃事態等において住民の避難や被災者の救援の援助という、また消火活動等に御協力をいただいていることについて、これを妨害するような行為そのものを例えば罰するとかというような点については現在のところ考えておりません。

○泉信也君 そういうことが国内にあつてはならないと思っておりますし、そういう法律を作らなさいやらないということは残念なことでございますけれども、そういう場合がやっぱり考えておくべきではないか、そういう場合をやはり考えておく

べきではないかということをお願いして、次の問題に移ります。

まず、この基本的人権の問題について、衆議院で修正されたところもございしますが、海外において、戦時における基本的人権の問題についてはどのような規定がなされておるか、これまた簡潔にお話しいただけますか。

○政府参考人(増田好平君) 武力攻撃事態等におきましても基本的人権を最大限尊重しなければならぬということとは言うまでもないことでございます。このような考え方というのは、私どもが承知する限り、我が国と他の外国との間でも基本的に異なることはないものと認識しておるところでございます。

〔理事阿部正俊君退席、委員長着席〕

ただ、具体的にどのような規定があるのかというような点について若干例示を申し上げますと、例えば、ドイツ連邦共和国の憲法とも言える基本法の中には、例えば、民間人の保護を含む防衛のための法律は、移転の自由及び居住の不可侵の基本権が制限される旨を規定することができるというような規定がございます。また、これがいい例示になるかどうか分かりませんが、アメリカ合衆国憲法の第三修正の中には軍隊の営舎に対する制限というものがございまして、戦時においても法律の定める方法による場合のほか同様とするという規定がございます。

○泉信也君 第三条四項の基本的人権に関しては、その制限は必要最小限のものに限られ、そして人権に関する規定は最大限尊重されなければならない、今お話をいただきましたように、またこの委員会でも総理がお答えになりましたように、基本的人権の最たるものは命を守ることだ

と、こういうふうに総理は答えになって、恐らく諸外国でもそういう観点から基本的人権の制限、一時停止、こういう事柄がうたい込まれておるのではないかと、私はそんなふうにも思っております。一時的に国民の自由や権利が制約されるということは目的達成のために避けられないことではないかというふうにも思っておりますが、これから立法される過程の中ではどのようにお考えになっておられますでしょうか。

○政府参考人(増田好平君) 正に今、先生から御指摘のありましたように、法案の三条四項は衆議院段階で修正はされておりますが、その三条四項のそもそのポイントは、基本的人権については、その制限が加えられる場合であっても、その制限たるものの必要最小限のものでなければならぬ、また最大限に尊重されなければならないという趣旨かとも、趣旨と、そういう規定ぶりになっておるわけでございます。

ただ、武力攻撃事態への対処に際しましては、何らかの形で国民の権利と自由というものが制限が加えられるということは考えられるところでございます。現実には、既に国民の保護のための法制の中でも示させていただいておりますけれども、ある一定の条件の下では国民の皆さんの土地を武力攻撃事態への対処のために使うというふうなことも制度として作っていかねばならないというふうにも考えているところでございます。

しかし、いずれにいたしましても、いずれにいたしましても、このような国民の皆さんの権利と自由の制限に当たりましては、その正に三条四項の趣旨にのっとり規定ぶりなり制度を考えていかねばならないと、こういうふうにも考えて、これからいろいろなことを考えてまいりたいと思っております。

○泉信也君 この法案が成立しますと、今のお答えのように、三条四項を踏まえての国民保護法制になっていくわけでありましても、内心の自由というふうな問題とは何かといたしまして、物理的に国民に協力を仰ぐ、あるいは物

理的な移動の自由でありますとか、そういうものを制限をするというふうなことは私はあつてしかるべきだと、当然そういうことを前提にしなければ軍事活動、あるいは国民の生命を守ることとはできないではないかというふうにも思っております。是非御配慮をいただきたいと思っております。

もう一つ、日本の国籍を有しないいわゆる在留、在日外国人の人権の保護というふうな問題については、あるいはさらに協力とか責務というふうなものについてはどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(増田好平君) 失礼しました。法案の第八条に言う「国民」は、正に国民でございますので日本国籍を有する方ということになります。基本的には、基本的人権の尊重という観点に立つたときには基本的にはその外国人の方々も、正にその外国人の方々の有する基本的人権というものは最大限に尊重されなければならないと考えております。

また、先生から国民の責務という形で御尋ねがございましたけれども、正に国民の協力という第八條の持つておる精神というものは可能な限り外国人の方々にも、何といいますが、外国人の方にも考えていただきたいというふうな考えでおります。

○泉信也君 お答えのように、基本的人権については、国民はもとよりであります。在日の外国人の方々にもきちんと守っていくことは大切なことだと思っております。それと同時に、やはり協力をさせていただかなきゃならない、そういう事態が必ずや想定されるわけでありますので、その点については在日外国人の方々にも是非周知徹底するような取組をしていただきたいと思っております。

次に、自衛隊法の百三条の問題についてお尋ねをいたしますが、この百三条の一項、二項あるわけですが、輸送、土木建築業者などに対する業務命令に対して反した場合に罰則を掛けない、この理由を御説明いただけますか。

○国務大臣(石破茂君) これ、昨年、与党のプロ

ジェクトチームでも随分委員と議論をさせていたいただきました。要は結局こういうことだと思えます。保管命令には掛かるがなぜ業務従事命令には掛からないのか、あるいは災害対策基本法では掛かるのになぜ今度掛からないのかということに尽きようかと思っております。

結局のところ、二項地域、つまり自衛隊が活動する地域じゃないところで業務従事命令をお願いをいたしますので、ほかにやる業者さんがあるのではないでしようか。一項地域のような地域であれば代替性は非常に確保しにくい、しかし二項地域のようであればC陸運もあるよというふうなことで、実際に確保する場合に代替可能性があると、ということが一点あるのだらうと思っております。災害対策基本法の場合には一項地域、二項地域という分け方をいたしておりますので、それから、災害対策基本法との不整合ということはないだらうと思っております。

もう一つは、保管命令のときに答弁申し上げましたが、結局、その動機が何であれ、動機はいかんなは問わないということなんです。動機はいかんなで、その反社会性というものを対して非難をするわけではなくて、故意にそういうふうなことを行った場合ということをやっております。

したがって、業務従事命令の場合にも、それが反社会性云々かんぬんということに着目しておるのではなくて、まさしくその業務を遂行する場合に代替可能性というものがあつたというところ、そして一項地域、二項地域という考え方を取つておらない、私はそういうことに整理をすることにしようというふうにも考えております。

○泉信也君 長官のお答えのように、百三条の一項地域というのは、これは自衛隊で何としても処理をさせていただかなきゃなりません。二項地域というのに対しては選択の余地があるだらうというふうにお答えをいただきました。確かにそうかもしれません。また、従事命令を出すときもいきなりA社、B社に出すということはないだらう

と、相談事が多分あつてしかるべきだと思うんです。しかし、万が一そこに従事してくださる輸送業者等がなかった場合に、遠方から更に調達をしなければならぬというふうな事態を考えますと、私は、災害対策基本法と同じようにと言つては長官のお答えと違うかもしませんが、やはり罰則を掛けておくということが必要ではないかと。あえてここを、規定を外すという意味は私には考えられないんです。

法律の建前が今の政府案ではそのようになっておりましても、こういうことはいざ見直していただきたいという御要望だけ、まずさせていただきたいと思っております。

○国務大臣(石破茂君) 私も随分これ、ぎりぎり考えてみたんですが、ただ、業務も結局、自衛隊が輸送とか医療とかそういうものを全部持つていくわけではない。もちろん、そんなもの有事に備えてみんな持つていたら、これ自衛隊何十万いたつて足りないお話でございます。そういう場合でも代替性がない場合にはどうするんだと、そういう地域もあるだらうということも議論もいたしました。そういうことがないように努めていくということしかないんだらうと思っております、この法律でいきます限り。

もう一つは、義務で掛けましたときに、これはやらなきゃ駄目なんだと、罰則をもつてやるんだといったときでも、本当にどれだけ従つていたただけるんだらうかという気もいたしております。本当に有事において二項地域のようなところで、私ども本当にいい事申し上げるわけではありませんが、それだつたら自分も協力しようということが日本人としてあつてほしいなというふうにも思っております。委員の御指摘も踏まえまして、本当に実効性が、それはもう自衛隊の活動に支障が出ないようにならうかということをよく内部でも検討させていただきたいと思っております。

○泉信也君 自衛隊法についてはその点だけお尋ねをいたしまして、事態法にも一回戻らせていただきますが、十四條の二項、ここで総合調整に

関し、対策本部長に意見を申し出ることができ、こういう規定があります。これは、大変緊迫した状況の中でこういう事柄が起ると想定をしておられるのか、どんなことを想定してこの規定を書いておられるのか、お尋ねをいたします。

○政府参考人(増田好平君) お答えいたします。

お尋ねは、武力攻撃事態対処法案第十四条第二項におきまして、地方公共団体の長等がそれらの団体に關します対処措置に關して対策本部長、これは内閣総理大臣でございますが、が行われる総合調整に關し、対策本部長に対して意見を申し述べることでござりますという規定の趣旨についてのお尋ねかと存じます。

十四条は第一項で、対策本部長の権限として、指定行政機関なり指定公共機関また地方公共団体の行います対処措置に關して総合調整を行うことができる旨を規定しているところでござります。このような総合調整を行うに当たりまして、その調整の相手方の意見を聞くことは当然の前提だというふうに理解しております。

ただ、指定行政機関の長等とは異なりまして、すなわち、指定行政機関の長等は対策本部員になつておられるわけです、対策本部長が内閣総理大臣、また対策本部員は閣僚ということでありまして。そういった意味で、地方公共団体の長には対策本部員としての立場がございせんので、制度上の担保として意見を述べる機会を与え、ということが必要という観点から、このような二項の規定を置いた次第でござります。

なお、地方公共団体の長等が意見を申し出る場合としては、対処措置の実施に当たって正にその当該地方公共団体の長が熟知しておられるその地域の実情等を申し出る場合などが想定されるところでござります。

○泉信也君 今のお話は、手続的にはそういうことが、意見を述べることでできるようにしておくことが必要かとは思いますが、私は、総合調整を行うという中でお互いに、本部員であれ何であれ、何であれというのはちょっとおかしいん

ですが、副本部長であれ、意見を述べて、その上で調整をしていくということが素直な受け止め方ではないか。したがって、ここにこういうふうな殊更書かれると何か問題が起きてこないかなという心配をしておるわけですが、取り越し苦労に終われば幸いです。

もう一つ、十五条の二項で、国は代執行をやることでござりますわけですが、その際、地方公共団体の長は差止め請求というようにござりますのかどうか、この点についてお尋ねをいたします。

○政府参考人(増田好平君) お尋ねは第十五条第二項の、内閣総理大臣の自ら又は関係の閣僚を、大臣を指揮しての実施という点についての差止め請求というものがござりますのかというお尋ねかと存じますけれども、私どもとしては、現在のところそのような事態を想定しておらないわけでござります。

○泉信也君 そうした事態が起きないことを期待をいたしておりますけれども、地方自治体の中で特別な考えを持つておられる首長さんが仮にこれから出てこられるとしますとやや問題があるかな、こんな心配をしておるところでござります。

私が準備をいたしました質問は以上でござります。是非、この法案が成立をされまして、国民保護法制、米軍への支援、それから自衛隊の活動、こうしたことが円滑にまいますように、時間も限られておると思いますが、引き続き法案を提出いただきますようお願いして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○遠山清彦君 公明党の遠山清彦でございます。

防衛庁長官、お疲れのところ、連日御苦勞さまでござります。

まず、私、最初に在日米軍基地とこの武力攻撃事態の法制の關係について基本的な質問をさせていただきます。もう防衛庁長官は博學でいらつしやいますので、本来は官房長官に聞くべき質問かもしれないけれども、御容赦いただきたいと思ひます。

最初の質問は簡単な質問ですが、在日米軍基地、これは自衛隊と共同で使用している基地もたくさんあるんですけど、私がここで聞きたいのは、米軍が嘉手納のように単独で使用している基地に対して外部からの武力攻撃が行われた場合に、当然この基地は日本の領土でもありますから、日本に対する武力攻撃と認定して対処することになるんだらうなと思つておりますけれども、確認の意味も込めて、どうなるのか、武力攻撃事態というふうな認定をされるのか、常に。防衛庁長官にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) そういうことに相なります。

○遠山清彦君 ありがとうございます。それで、仮定の話はよく外務大臣等に答えてもらえないんですが、防衛庁長官答えてくれると思ひますけれども、仮にその日本の武力攻撃事態と認定され得る在日米軍基地に対する攻撃なんです、この攻撃主体が、防衛庁長官、あらかじめ米軍基地だけを対象に攻撃しますよ、ほかの日本の都市とかは一切攻撃しませんという意思を明示した場合、これ、日本の政府としての対処はどうなるのか。これはもう今技術的には可能ですね、軍事技術的には。もう米軍基地だけをピンポイントで精密兵器で攻撃しますよ、日本のほかの都市には一切攻撃しませんよ、そういうことを明示して、米軍だけが敵ですよということで、まあ大体何となく答え予想できるんですが、一応お聞きしておきます。日本政府の対処はどうなるでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 例えばどことは申しませんが、日本の従業員がたくさん働いているということがござります。別にそういうことがあるからということとは本質的にかかわり合があるわけではないのですが、例えば米軍の某基地がある、そこには日本人もたくさん働いておるのだと。それでは、これから米軍、日本に所在する米軍の某基地を攻撃するのである、ついでには日本人従業員は速やかに避難をするように、日本人に全く危害を

加えるつもりはないのであると親切的侵略者がそういうことを言つてくれたといたします。我々は米軍だけが相手なのであつて、日本人にも危害は加えない、要するに米軍の施設、米軍のあるいは将兵、それだけが相手なのだからというような状況であつたらうのだということを考えてみましたときに、私は、それでも日本は日本に対する国家の組織的、計画的な武力の行使だというふうな私どもも考えております。それは、仮に人命というものが失われることがなく、日本国の財産というものが、国であれ、あるいは地方公共団体であれ、あるいは個人の所有に帰するものであれ、そういうものが侵害を受けまいとしても、それは日本国の領土というものを侵すことなしに成就せられる行為でございせん。

したがいまして、どんなに、親切なという言い方は変なのかもしれませんが、限定を付けてピンポイントでそういうようなことがあつたとしても、それは我が国に対する組織的、計画的な武力の行使というふうな認定をすることになります。

○遠山清彦君 丁寧なお答え、ありがとうございます。

私は何でこんな質問をしているかと申しますと、やはり、米軍基地のない地方公共団体はいないんですけれども、米軍基地を抱えている地方公共団体の地域の住民の皆さんの中には、正に米軍基地と今回の武力攻撃、日本に対する武力攻撃、また武力攻撃事態として政府が認定する場合の対処の議論の整理がややできていないところがありまして、その余地のところにもまた一部のマスコミ等の誤解を招く話なんかもあるものですから、あえてお伺いをしていく次第でござります。

私も、米軍基地といえども日本人が多数働いている場所がありますので、そこが突発的に攻撃された場合は、これはもう日本人の死傷者も免れないといった意味でも、なかなかこれを、米軍基地攻撃したんだから日本に關係ないよという話にはならないんじゃないかというふうに思つてい

けでございまして、ただいまの御答弁を聞いて、それがまたはつきりとしたというふうに思っております。

ちなみに、もう一点しつこく聞いて申し訳ないんですが、今のような米軍基地のみに対する攻撃を武力攻撃事態として認定する場合、大臣御存じのとおり、自衛権発動の三要件ございまして、急迫不正の侵害ということと、他に侵害排除の適当な手段がないということと、必要最小限の実力行使でなきゃいけないという、この三要件に照らし合わせても、日本に対する攻撃として個別的自衛権の発動することは問題ありません。

○国務大臣(石破茂君) その三要件を、これは私の方が御教授をいただきたいのですが、その三要件を満たさない場合、つまりアメリカのみにピンポイント、アメリカの基地のみにピンポイントで絞って撃ってきたときに、三要件を満たさないということがさてあり得るのだろうかということだと思います。

つまり、その第二要件の、ほかに手段がないということが、冒頭おっしゃいましたように、これはアメリカに対する、アメリカも当然個別的自衛権を行使し得るということに相なるわけです。そうなったときにどうなのだというようなことは、理屈の上からは、理屈の上からは私は絶無ではないのかもしれない。しかし、基本的に私どもとしてはほかに手段がないという形を充足すると考えておりますので、そうじゃない場合があるかどうかは、それはまたそのときそのときの判断だと思いますが、基本的に、私どもが自衛権の行使というものが可能になり、それによって武力行使をする場合には三要件を満たすということは基本本どおりでございます。

○遠山清彦君 続けて、防衛庁長官に違った質問をさせていただきたいというふうに思います。

昨年来、衆議院を中心に、この参議院に来てからもそうなんですけれども、二〇〇一年の九・一一の米国同時多発テロと同様の事案が日本で発生した場合に、それを武力攻撃事態に該当すること

があり得るかどうかにいろいろな論議がございました。

衆議院での政府の答弁を概観いたしますと、この攻撃が、このテロ攻撃が組織的かつ計画的で大きな被害が出た場合には該当することもあり得るという立場を政府は取っているという理解をしております。しかし、通常、武力攻撃といった場合には外部性の要件もございまして、外部からの攻撃じゃなきゃいけない。それからもう一つは、攻撃主体が国又は国に準ずる組織であるかどうかという要件もございまして。

そうすると、国内で大規模なテロ事件が、事案が発生した場合に、被害の形態を見て組織性、計画性を見ることは恐らく可能だと思います。ただ、この攻撃主体がだれなのか、それからこれが外部からの攻撃なのか、もしかしら日本の国内のどこかの組織が、オウム真理教の事件あったわけですから、テロ攻撃をやったということもあり得るわけでありまして、この攻撃の外部性というもの、これを認定するというのはかなり困難なんじゃないかなと私は思っています。

米国の九・一一のテロも、これ大臣御存じのとおり犯行声明出ていないですね、私がやりましたという犯行声明がない。それから、攻撃主体はだれなのか、これはアルカイダだというふうに通常言われているわけでありまして、これを客観的に認定し得る情報というものはあるのかもしれないけれども、少なくとも公にはなっていないという状況なわけですね。

この点について防衛庁長官にお伺いしたいんですが、九・一一のようなテロが日本で起こった場合、被害の大きさを見て、計画的、組織的にやったんだなと。しかし、外部から行われたのかどうか、国又は国に準ずる組織がやったのかどうか、これは分からない。こういうケース、すぐあり得ると思うんですけれども、この点いかがでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 実はその国又は国に準ずる者というのは、起きた被害は一緒なのですよ

ね。つまり、その国又は国に準ずる者が民間機を乗っ取って組織的、計画的にどんとぶつかって九・一一のようなことが起こって何千人と死んだと、いやいや、国内の勢力が乗っ取って同じことを起こしたと、起こった被害は一緒であったというところで、起こっていることは一緒なのですが、これは非常に切り切った言い方をしてしましますと、起こったことは一緒なのだけれども、それに對して国家としてどのように対応するのかというのは、全く違う話なんだろうと思っています。それに對して、これは自衛権だという形で武力行使を行うのと、いやいや、警察権なのだというところで行うのでは、後の対応が全く違うことなのだというところを一つ認識しなきゃいけない。だから、だれによって起こされたものかということの峻別は極めて重要だと私は思っています。

かてて加えて申し上げれば、その場合に、起こってしまった後はそういう話になるのですね。しかし、じゃ、それに対してどうやって予防というか、その行為を未然に防ぎ得るか。例えば、ぐんぐん高度を下げている、それに対して何ができるか、そういう場合にはいろんな場合分けをしてみるのが正直言っているんだろと思っております。それが国又は国に準ずる者によって行われた場合、だれだか分からない場合、そしてそれが国内であることがはっきりしている場合、その飛行機が我が国のものである場合、あるいは外国籍のものである場合、いろんな場合分けをしてみても論をきちんと詰めておくということ、私は平素から必要なことであつて、そういうことになつてどうしましようといつてわあまあ騒いでみても、それはもう五分とか十分とか三十分の間に対応できるものではございません。

しかしながら、考えておかなきゃいけないのは、それに対してどう対応するかということによって、その後の法的状況が全く変わってくる可能性があります。何でもいからそういうものを阻止してしまえばいいんだというようなこと、もちろん阻止しなければいけないのですが、どういう対

応によって阻止をするのかということはきちんと考えておかなければいけないことだと思っています。

私も政府として、本当にそういうことは考えたくもないことですし、そういうことが起こらないように、ハイジャックをいかに起こらないようにということはもう政府として今考えられる限りのことを行っております。したがって、そういうことはまず起こらないというふうな考えをしておりますし、今後努力をいたしてまいることでございますが、どう対応するかということも、これはある意味考えておくことは必要なことなのだろう。国民の皆様方に御安心をいただくためにも、かつまた抑止力としてきちんとしていくものも行つても駄目なのだよということ担保する意味においても、私自身は考える価値のあることだというふうに考えております。

ただ、現在、政府として、ハイジャック防止でありますとか国民の生命、財産の維持のために、それは自衛権の行使ではなくても、警察権の行使として治安出動であれ海上警備行動であれ、可能な限り今実動が行われるように最大限の努力をいたしておるところでございます。

○遠山清彦君 長官、ありがとうございます。

正に長官が今おっしゃったように、要するに、テロというこれは警察ですよ、自衛隊は自衛権に基づく武力攻撃に対応することですよというのとはそのとおりなんですけれども、これはもう今は賛成してくださっている民主党さん以前は、いや有事の前にテロじゃないかという話をずっとおっしゃっていたわけで、いわゆる日本を国又は国に準ずる者が攻撃する確率よりもテロが起こる確率の方が高いんじゃないか、蓋然性が高いんじゃないかと。それは国民の多くの皆さんも共有していて、そういう議論が去年からあったわけですね。

それを考えますと、大規模テロの中には武力攻撃事態と認定し得る場合もあるという立場を政府として取る以上、やはり先ほどおっしゃいました

民間飛行機がぐんぐん高度を下げてから、これはどうしようという打合せする時間は普通ないと思うんですね。だからやっぱり、平素からとおっしゃいましたけれども、この武力攻撃事態法制が成立した後の話になるかもしれませんが、しっかりと政府として最悪の事態に對しての対処方法というか、手続というかを考えていただきたいと思います。

これに関連する質問なんですけれども、当然この大規模テロということの場合、やはりこの事案の分析のためにも、また再発防止、そもそも予防しなきゃいけないわけでありまして、徹底した情報収集が欠かせないと。

ここで、これは外務大臣、お答えになっていただいてもいいんですが、もしテロの犯行主体あるいは攻撃主体が国外にあると想定される場合は、やはり日本の今の情報収集体制では国外の、海外の情報機関から提供される情報等に大きく依存せざるを得ない状況じゃないかと思いますが、この点いかがでしょうか。

○国務大臣(川口順子君) おっしゃるとおりの状況であると思います。

テロ組織自体が国際的に国境を越えて動くわけですので、ここに対応するためには、やはり我が国も国際的に情報を収集するその体制の強化が必要だと思っています。

現在、テロに関連しては、大使も任命をされていますし、それから省内にも組織もあり、また国際的にも様々な情報交換が行われているわけですので、まず、それと十分かという疑問は常々あるというふうに思います。これは、引き続き強化をするというこの努力をしていかなければいけないと思っております。

○遠山清彦君 ありがとうございます。

続けて外務大臣、お聞きをいたしますけれども、私あるいは我が公明党の同僚議員が何度も国会で言及をした件でありますけれども、国際刑事裁判所、いわゆるICCとこの有事法制、武力攻撃事態法制とのかかわりでございます。

虐殺とか戦争犯罪などの非人道的行為にかかわった個人を裁くための世界で最初の国際刑事裁判所設置を決めたローマ規程というのが二〇〇一年の七月一日に発効いたしました。この裁判所はオランダのハーグに設置をもうされたわけでありまして、今年二月には十八名の裁判官が選出をされました。三月十一日には裁判所の開所式が行われたわけでございます。私はずっとこのICCへ日本が早期に参加すべきであるという主張をさせていただいております。

現在、このICC、参加しているのは八十九か国になっていて、この外務省の御説明ですと、日本がICCに参加するためには国内法の整備が必要だと、国内法で担保しなきゃいけないと。で、じゃ、この国内法整備というのは何なんだと。具体的に言えば二つ柱があると、一つは実体法上の整備であって、もう一つは手続法の整備が必要だと。実体法上では、いわゆるこのICCの対象犯罪になっている集団殺害罪であるとか、人道に対する罪であるとか、戦争犯罪を国内法上も犯罪化しなきゃいけないということがあるわけですが、作業として、もう一つの作業は手続法の分野で、これは今の日本の国内法ですと、国の場合はいいんですけども、ICCという国際機関に對して犯人の逮捕及び引渡し、捜査、訴追に關して協力することが国内法上決められていないわけですね。これをやらなきゃいけないというふうになっているわけですね。

つまり、国内法の整備の実体法上の整備と手続法上の整備ができないと日本はICCに参加できませんよと、こういう話になっているんですが、この全体像の中で今回の武力攻撃、今回じゃないですね、これから整備されていく国際人道法にかかわる、済みません、武力攻撃事態法制がこのICCに参加するための準備の中のどの部分と関連していくのか、御答弁いただきたいと思っています。

○国務大臣(川口順子君) 先ほど委員が実体法の分野とおっしゃった分野で、ICCは集団殺害

罪、あと人道に對する罪、戦争犯罪、侵略の罪、これに對して管轄権を行使し得るということにされているわけですが、戦争犯罪について、そのうち戦争犯罪についてジュネーブ諸条約の重大な違反行為等が該当するといふふうにされているわけでございます。

それで、今後、武力攻撃事態対処法制の整備を行っていくということになりますと、この部分について、すなわちその戦争犯罪の分野についてICC規程の締結に向けての前進があると、そういうことになります。

○遠山清彦君 これは確認の意味で伺いますが、この実体法の中で、有事におけるICC対象犯罪の国内法上の犯罪化ということが必要だという話だったんですけれども、これは日本が国際刑事裁判所、ICCに参加するための十分条件じゃないけれども、不可欠な前提の一部と理解をしてもよろしいでしょうか。

○国務大臣(川口順子君) ちょっと先ほど一つ落としとしたいと思います。その有事、戦争犯罪、それから人道に對する罪のうち、有事における人道犯罪の罪、これについてカバーをするということであるわけですが、したがって、これ以外に例えば集団殺害罪、そして平時の人道に對する罪、それからまだ構成要件がICCにおいてはつきり決まっていないということなのですが、いずれ侵略の罪等、これは構成要件が決まった後ですが、ということが今後必要となる分野と、そういうことになります。

つまりはこれの準備過程で前進がICCの規約の締結に向けて行われるということになるということでございます。

○遠山清彦君 分かりました。

侵略のところは、これは私、国際社会で容易に侵略の罪のところ合意できないんじゃないかなと思っておりますので、余り外務省として、侵略の罪の構成要件がまだ出てきていませんから、日本はICCに参加しませんという立場に余り立つてはしくないですね。原理主義者になつてはし

くないということだけちょっと申し上げておきます。

それで、次の質問は、外務大臣でもあるいは官房長官でもいいんですが、この国民保護法制に關しては与野党の合意で一年、与野党の合意というか、あれは附帯決議ですかね、一年を目標とした期間の中で整備していこうという方針が出ているわけですが、この国際人道法に關する法制の整備も、これはまだ批准していないジュネーブ条約の追加議定書の批准も含みますけれども、この整備も早期に、これは実は法務省さんかなりかかわる話なんですけれども、国民保護法制も早くやるというのであれば、ここの国際人道法の方もできれば同じようなスピードで早くやっていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) 一言で申し上げます。できるだけ早く整備しなければいけないと思います。

○遠山清彦君 簡潔な御答弁ありがとうございます。

本当に、私としては、これ、確かにICCで難しいのは、有事のときの対象犯罪の犯罪化というのはこの武力攻撃事態法制の整備で進んでいくんですが、問題は、平時においても、例えば集団殺害罪、ジェノサイドなんというのは平時にやつたってこれやっぱ犯罪なんですね。しかも、このICCの対象犯罪になっているわけですから。そうすると、私、詳しく知りませんが、恐らく刑法をいじって集団殺害罪みたいなものも、平時において犯された場合も犯罪であるというふうにしなきゃいけないので、ここの作業もしないとならないかな。日本がなかなかICCに参加できるようにならないことなんです。

ただ、私は、この国際刑事裁判所の設置を決めたローマ規程ができたときに、日本の当時の小和田大使が非常に頑張った中心となつて、欧米諸国の中でけんかがたくさんあったわけでありまして

れども、これを調整して成立させた。日本が一番頑張った外交成果の大きな一つであるにもかかわらず、日本がスタートから参加できなかったという非常に遺憾な状態なわけでありますから、是非、この武力攻撃事態法制が進んでいく中で、同時にICCにも早く入れるような形に持っていっていただきたいということを重ねて要望申し上げます。

最後、残りの時間で官房長官にお聞きをしたいと思っております。安全保障会議に設置される事態対処専門委員会について伺います。

武力攻撃事態にも様々な形態があり得るわけで、一概に論ずることは難しいわけでありまして、けれども、事態によつては対処基本方針を作つて閣議にかける等の措置を取る余裕がない場合も想定できると。そうすると、平時から、平素から有事に際しての国家の基本方針というものはある程度策定していくことが望ましいというふうな考えっておりますが、それはこの安全保障会議に置かれる対処専門委員会の役割なんでしょうか。

○国務大臣(福田康夫) 緊急事態において政府はいかに素早く対処できるかというところは、これはもう国民の、何というんですか、損害を未然に防ぎ、またあつても最小限にとどめるといふそのために、これはもう本当にそのスピードといふものは大事なんだろうというふうに思います。もちろん事態にもよるわけですが、そういう緊急性を要するという意味におきまして、これは安全保障会議、これはこの会議の果たす役割は非常に重いというふうに思います。

ですから、この会議に今、委員御指摘になつた事態対処専門委員会というものを設置します。これは官房長官を長とするということでございまして、この委員会が、政府として事態発生時に即座に対応できるように、これは平素から専門的な調査とか分析を行つて、そして重要な役割を事態対処において果たすと、こういうことなのであります。ですから、緊急に対応するためにどういふふうにするかといったようなことについても、この

事態対処専門委員会においてよく検討しておかなければいけないと、こういうことになります。

そういうことは、そういうことも含めてこの専門委員会でもいろいろと具体的な事態対処の進め方を検討してみたいと思つております。

○遠山清彦君 それで、官房長官、この委員会に、専門委員会に關して、昨年五月の衆議院の審議で、この専門委員会に事務局を置くかどうかという議論で、官房長官はそのときはっきり言わずに検討しますというふうにご答弁されておられるんですね。

今、官房長官の御答弁を考慮しても、やはり日常的に情報収集したり分析したりシミュレーションをやつたりする場所ですから、これは事務局もなるとなるとやっぱり何をやるのかなと。官房長官が長ということですから、官房長官 大変にお忙しいお立場でもありますが、専門委員会が本当に平素から日常的に、日常的にといつても二十四時間体制じゃないでしょうか、有事の際のいろいろな対処のシミュレーション等をするといふことを考えたなら、やはり事務局等を置いてしやるべきではないかと思つておられますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(福田康夫) さっきの答弁から一年近く経過いたしましたわけですから、けれども、その間いろいろ考えております、もちろん。

御指摘のような事態対処専門委員会の事務局を作るべきかどうか、これは作るべきだということでございます。これは官房副長官を長といたしまして、その任に当たらせよう、というふうにしております。その事務局において必要な専門的な調査分析を、正に専門的に研究を、調査研究をさせる、そして的確な判断ができるように準備をさせる、そういうことになると思つております。

○遠山清彦君 ありがとうございます。じゃ、一年たつて、事務局は置くと。置いて、専門的な立場というお話でしたので、恐らく、これは衆議院の審議でも言つておられますけれども、軍事の専門家ということで自衛官も参加する可能

性もあると、排除されないというふう聞いておりますので、是非しっかりとやつていただきたいというふうに思います。

最後に、最後の質問になると思つておられますけれども、一部の、官房長官、専門家が、この事態対処専門委員会が、やはり有事の話ですから、起こらなければ使わないマニュアル、手続、話等が多いわけでありまして、また、個別の国際情勢とか国が特定され得るような形で出すというのは外交上好ましくないわけでありまして、難しいところはあると思つておられますけれども、例えば一部の、私

じゃないですよ、一部の専門家が、この事態対処専門委員会が定期的に例へば日本の安全保障にかかわる情勢分析とかあるいは対処方針案の大綱みたいな大きな枠組み、こういったものを、内部で策定すると思つておられますけれども、これをやはり国会に報告する制度を確立するのが望ましいといふことを、指摘がなされておられます。

この点について長官の見解を聞きたいと思つておられます。

○国務大臣(福田康夫) この有事法制は、これは国民の理解を得ないと効果的な実施ができませんというふうに思います。そういう意味において広く、もちろん国会もそうでありまして、国民にもどういふ形でいろいろな協力をさせていただきやすいような情報提供ができるかと、そしてまた、状況の説明ができるかということでございます。そういうことにつきましては、正にこの事態対処専門委員会でもつていろいろ検討してみたいと思つております。

そういうことで、要はこの実効性を高めるといふ観点から、御指摘の点も踏まえまして検討してまいりたいと思つております。

○遠山清彦君 すぐ終わります。一言だけ。何で私こんなことを聞いたかといふと、やはり武力攻撃事態整備が終わつた後に、もう有事が起こるまで国会はもう全然この議論にかかわりませんよというふうになるとこれは非常に私は問題だといふふうに思つたので、是非、安全保障

会議の事態対処専門委員会が国会に対して定期的に何らかの報告をしていただくことが、国民に対する説明責任も果たしていけるんじゃないかと、そういう趣旨でございます。

ありがとうございます。

○大脇雅子君 まず、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に關する法律案といふものについては、その「目的」のところに、国の安全及び国民の安全と定義がされております。それに対して、自衛隊法等改正法案につきましては、国の平和の独立と国の安全といふことで、国民の安全といふ言葉が入つておられません。

国民保護法制が一年内に制定されるということですが、この両法案における差異をどのように解釈したらよろしいのでしょうか。

○国務大臣(福田康夫) 武力攻撃事態対処法案のここに「国及び国民の安全の確保」という文言において、その国といふのは国家を示し、また国民といふのは日本国籍を有する者を指している、こういうことであります。国家といふのは、これはその構成要素である国民や国土を含むものであるといふことでございますので、この法案の「国及び国民の安全の確保」といふのは自衛隊法の国の安全の確保と同じ趣旨の言葉でございます。

じゃ、なぜそういう「国及び国民の安全」と、こういうふうに言うのかという、こういうこととございまして、これは、この法案では国民の保護に關する規定を盛り込んでおります。国民の安全の確保の重要性と、これを強調しようというがためにこういう表現を採用したわけでございます。

○大脇雅子君 その解釈は分かりましたが、国民の安全が国家による戦争の惨禍から保護され、平和に生きる生存権が憲法の基本だとすれば、国家の軍事作用は憲法体系から排除されているといふことではないかと思ひ、そういう意味では、今回の法案では、住民の、国民の保護法制といふものがどういふ形で入るかということが憲法体系をも左右するのではないかと、私は法律的に思うもの

であります。

さて、今回のイラクの戦争を例に取って有事法制関連法案を見ますと、例えば日米安保条約及び国連との関係において、防衛出動と在日米軍との共同行動が当然予定されている基本案について、国連への報告との、報告及び国連への働き掛けあるいは国連の対応というものはどのように考えたらよろしいのでしょうか。

○国務大臣(川口順子君) 報告、働き掛け、対応の三つですけれども、まず報告は、この十八条、武力攻撃事態法十八条において、五十一条、国連憲章の定める、五十一条の定める報告義務、これが十八条で確認をされているということでございます。

それから、その働き掛け等ですけれども、これ、一般論として申し上げますが、我が国としてはそういった事態において国連憲章の諸規定にのっとって行動をするということでございます。我が国の立場について安保理に説明をする、それだけではなくて、広く国際社会の理解と支援が得られるように努めるというふうに思いますと。

それから、国連の対応ということですが、これも、これは、それぞれの具体的な状況によって異なりますので、一概にこうであるということをし上げることは難しいかと思えます。

○大脇雅子君 例えば、国民保護法制で国民が率直に不安に思っているのは、国土に対するミサイル攻撃や空爆等の具体的な攻撃が始まった場合の、今回の法制に国及び国民の安全を保つと言われても、その具体的な措置とは何か見えていないのではないかと。今回のイラク戦争で使用されたクラスター爆弾や劣化ウラン弾やMIRV等の非人道的兵器やトマホークの攻撃について国民の生命と財産を守るための具体的な備えというのが、法制の中ではどんな位置付けをされているんだらうかと。

例えば、地方公共団体からの八十項目を超える質問、意見がございまして、その項目を見てもみると、正にそうした武力災害の規模が大きいとき

とか、あるいは化学的な兵器による被害とか、あるいは原子力発電所やダムなどの生活関連施設の安全の場合とか、様々な危惧が地方自治体から表明されておりますが、これはどのように考えればよろしいのでしょうか。

そして、保護法制の中でどのような形として目に見えて規制されるのでしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するというためにいろいろな措置を取るわけでございますけれども、それは今後整備する国民保護法制におきまして必要な規定を置く、こういうことを検討いたしておるわけでございます。

例えば、例えば国土に対する御質問ありましたミサイル攻撃又は空爆などが発生する場合には、まず事態の状況につきまして警報を発令する、そして住民に対して屋内避難を含む、屋内退避です、退避を含む避難の指示及び避難の誘導を行うというようなことを考えております。また、避難住民に對しましては、避難地において炊き出しや収容施設の提供などの救援が的確に実施できるようにすることを想定をいたしております。

さらに、被害が生じた場合には、応急措置や消火活動ですね、消火活動が円滑に実施できるようにすることを考えておるわけでありまして、また、ライフラインの確保も必要でございますが、電気・ガス事業者などを指定公共機関等に指定して、業務計画に従って適切に電気、ガスの供給などを実施するようにすること、また発電所や上水施設を生活関連施設として指定してその安全確保を図ることや、公共施設の応急復旧が適切に実施できるようにすることなどにつきまして規定を設けることを検討しておると、こういうことでありまして、今後の整備で具体的な形にしていきたいと思います。

○大脇雅子君 地方自治体との、地方自治体からの質問や意見に對しますと、避難のためのいわゆるシェルターを装備するということは保護法制で検討しているかという切実な質問があり、国民保

護法制にどう反映させていくかについては今後検討を深めてまいりますという回答があるんですが、それ以上に進んでおりますでしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) 今現在、シェルターを造るか造らないか、これは国際情勢等々いろいろ勘案しなければいけませんけれども、具体的には今後そういうことも含めて検討してまいりたいと思っております。

○大脇雅子君 そういたしますと、保護法制の枠組みでございしますが、日本には今大規模地震対策特別措置法と災害救助法等ございます。災害復旧や救助に關してや、言わば軍事的な要素を含まない防災体制の枠組みがあるわけですが、この枠組みと今度の保護法制との関係ではどのような関連付けを考えた方がいんでしょうか。全く別個のものと考えられるのでしょうか、あくまで防災関係の枠組みというものの上に立って検討されるのでしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) ただいま御審議いただいておりますのは、有事、すなわち武力攻撃事態等に対する対応と、こういうことであります。自然災害とか大規模災害、そういったようなものは、それはその災害対策という観点からこの法律に基づいて今対応をしているということでございます。そして、その対応の仕方は、これは体系的には今、別になると考えております。

○大脇雅子君 そうすると、どこが別の枠組みになるのでしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) それは、原因が全く違いますんでね。自然災害といいますが、例えば地震であれば急に来る、まあ最近はず知が来る部分がございますけれども、急に来るというふうなことで、それに、その被害に對してどういふふうにするかと。もちろん被害の予知ということもありまして、被害の拡大を予知、防止、予知しなくては防止できません、被害の拡大を防止するとかいったようなこともございます。それは原因が自然災害ということでありま

す。

武力攻撃というのは正に他国から攻撃を受ける、こういう事態でございますから、これはそういう意味においては対外的な配慮、原因が外国にあるということでありまして。

○大脇雅子君 自衛隊法の言わば出動の枠組みは、ある意味では災害救助法の枠組みと類似した形で法整備がなされているような感じがいたしますが、そうすると、国民の保護法制に關して、それは全く違うということになりますと、国民の協力義務が入っていて、それは努力義務でございますが、国民の協力と損失補償又は損害賠償との限界についてはどのように考えたらよろしいのでしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) 両方とも原因は別ですが、その状況の中で国民を守る、国民を保護する、そういう観点については同じ共通する部分はあるかと思えます。ですから、対応の仕方が同じという場合もあるというように当然のことながら思われるわけでありまして。

今後、その損害等々についての対応の仕方等については、これは今後の体制整備の中で検討していくことであるというふうに考えております。

○大脇雅子君 国民の協力義務が書いてあるんですが、消防団については、できる限りその義務を果たしてもらわなければならないというふうな回答があるわけですが、いわゆる民間防衛体制というところまでは踏み込むことはありませんよね。

○国務大臣(福田康夫君) 政府が要請してそういうような組織を作るとかいったようなことは考えているわけではございません。しかし、今現在も地域等においてはそういうような体制をその地域において自ら作っているところもございまして、そういうところには協力をお願いするということは十分に考えられるわけですね。

○大脇雅子君 四党共同修正案についてお尋ねします。

自衛隊法百三条の改正によりまして、物資の保管命令違反者への罰則適用と基本的人権の最大限

○大脇雅子君 終わります。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

○小池晃君　今お話あったように、周辺事態法での日本の支援というのは限定されている、あくま

けられていた制約が外されていると、そういう法律の仕組みになっていると思うんですよ。

これに対応する米軍の行動は一体どうか。これは、そもそも米軍は、周辺事態かあるいは武力攻撃事態か、こういう日本の法律の枠組みで動いているわけではありません。これは、あくまでブツ

党の小泉委員の質問に対してこう答えているんです。それぞれ別個の法律に基づく別個の判断だと、こうお答えになっているんですね。

米軍の任務には、こういう別個の法律に基づく別個の行動というのはないわけです。周辺事態法だろが武力攻撃予測事態だろが、その区分

はそもそも存在しないんですから、防衛庁長官ね、米軍に対する日本の支援考える場合に、別個の法律に基づく別個の判断で支援することなんか、これは不可能ではありませんか。

○国務大臣(福田康夫君) まず、周辺事態法に規定されており、武力攻撃事態対処法に規定されている協力も、措置の実施を強制するものでないという意味においては同じでございます。

なお、武力攻撃事態における米軍の行動の円滑化に関する措置については、これは、武力攻撃事態対処法成立後、この法案に示された枠組みに基づいて行われる事態対処法制整備の中で検討をしていくと、これから検討していくと、こういうことになるわけです。

○国務大臣(石破茂君) 起こっておる事態というのがそれぞれ違うこともありまして、そしてまた、そのことが我が国から見えてくるのかというところに着目をした場合には、当然、別個の法律に基づく別個の判断という実在に当たり前のことを申し上げておるわけでございます。

○小池晃君 それは説明になっていませんよ。だって、周辺事態だろうが、重なる場合ですよ、私聞いてるのは。重なり得るとおっしゃったんだから、重なる場合はあるわけですよ。そのときに米軍が行動している。それは、日本の法体系と関係なく動いているわけですから、そのときに防衛庁長官は別個の法律に基づいて別個に対応するとおっしゃったわけですよ。どうやって判断するんですか、判断のしようがないじゃないですかとお聞きしているんです。

先ほど官房長官おっしゃったけれども、これ、法律として先ほど最初に確認しましたよね、枠組み違うわけですよ。武力攻撃事態法は、これはあくまで自治体、指定公共機関は実施の責務がある。周辺事態法は、これは要請なんですから、これは自治体としての対応は全く違ってくるわけでしょう。そのときどうするかということを開いているんです。お答えいただきたい。

○国務大臣(石破茂君) いや、それは、併存する場合があるということは、ある一つの時点を切つて併存をしているという状況があるということですよ。

それから、もう一つ答弁中でお答えをしましたのは、時系列で周辺事態が武力攻撃予測事態になる、周辺事態が武力攻撃予測事態に転化することはあるということをおっしゃったのであって、一つのことが、一つの起こっておることで、それが周辺事態でもあり武力攻撃予測事態でもあるというような、そういう概念矛盾みたいなことは起こらないということですよ。

○小池晃君 いや、それはごまかしですよ。防衛庁長官おっしゃったのは武力攻撃予測事態が、周辺事態が武力攻撃予測事態に変わるということもあるというふうにおっしゃいました。しかし、同一の時間帯、同一のシチュエーションの中で、同時に周辺事態と武力攻撃予測事態、併存し得るということとあつたわけじゃないですか。そのときに日本の支援というのがどうなるのかというふうに聞いているんです。それ、今答えていらつしやいませんか。そういうふうな時間的に、時系列で変わったときの問題言っているんじゃないんです。

同時に併存した場合に、日本の協力、日本の協力というか、自治体あるいは指定公共機関の支援がどうなるのか。これ、今後の対米支援法制で決めるというのは、これは駄目ですよ。こんな重大な問題をこれから法律で決める、こんなことで逃げられたら、私はこれ納得できません。これは重大な問題ですからきっちり答えていただきたいと思ひます。

○国務大臣(石破茂君) これは私からお答えすることが適切かどうかは存じませんが、こういうことで御理解をいただきたいと思ひます。米軍をどう支援するかという法制は、本当にこれから議論するものでございます。その中身が分からないうちで全然こんな法律は駄目だと、こういうふうにおっしゃるのかもしれないんですが、この新しい法律というものも当然私どもで立案をい

たしまして国会の御審議をいただくわけでございまして、それが分からなければ何にも審議できないと、こう言われますと、これは見解の相違だとしか申し上げようがございません。

したがって、新たな法制の整備に際しまして、その法制に基づく措置の対象となりますアメリカ軍の行動の目的、そういうものを適切に規定することによりまして、当該法制と周辺事態法の各々に基づき対米支援を区分して行い得るようにすることは十分に可能であるというふうにご考慮いただいております。

その委員の御趣旨からいいますと、そういうことは実際には不可能だろうと、こういうことでございしますが、そういうために調整メカニズムというものが存在をしておるということでございます。米軍の活動につきまして、日米間で情報の共有がなされる、そして対象となる米軍に対する措置を区分して実施するということが可能になるものというふうにご考慮いただいております。

○小池晃君 調整メカニズムで情報を交換するということになれば、この同時に起こっているというふうな場合に、日本の対応を判断する場合に、判断のためには米軍のそれぞれの部隊の行動がいかなる任務によつて行われているのか、これがすべて米軍から情報提供され、それを切り分けるという作業をし、その中で一つ一つ判断していくことが出来るんですか、そんなことが。そんなこと到底できるはずないじゃないですか。今おっしゃったのはそういうことです。それは、どこかの遠い離れたところでの自衛隊の行動の範囲の中ではそういうことが成り立つというあなた方の議論は、私は認めないけれども、あるのかもしれない。しかし、日本の国民、自治体あるいは指定公共機関が協力するときにもその調整メカニズムの中でそういう情報を取り取りして、この船は周辺事態法の船です、あるいはこれは武力攻撃事態法の、そんなことがあり得ない。

しかも、そもそもアメリカの行動には周辺事態法が武力攻撃事態法かというふうな区分けないんですから対応のしようがないじゃないですか。だとすれば、日本が主體的に判断することになったら、結局アメリカの要請強いですよ、これ。アメリカは全面的に協力してくれと言うに決まっているわけですよ。

だとすれば、これは結局、こういうふうな周辺事態と武力攻撃予測事態が重なったという場合には、結局、武力攻撃事態法の枠組みに合わせて義務的に業務遂行させていくことに結果としてなっていくんじゃないですか。そのことはどうでしょう。

○国務大臣(石破茂君) そういうことを実際に可能にするために平素から日米共同調整所というものを設けている。そこにおいては、私も報告を受けることでございますが、ハードでもソフトでも、そういうものについてどうやって調整をするかという努力を行っておるわけでございます。まさしく、委員御指摘のようなことが起こらないように、そういう御懸念が発生をしないように調整会議も平素から行っておりますし、連絡員も派遣をしておるわけでございます。

それは、おまへはそんなこと言うが、米国の言いなりではないかというように思ひますが、それは、我が国は主権国家としてそのようなことではないということでありまして、委員が日本をそのような国だということに御判断をなさるとすれば、それは委員の御判断ということに相なりますが、私どもはそうは思っておりません。日本国は日本国として、主権に基づいて、これは周辺事態なのか、それとも武力攻撃予測事態なのかという判断をするのでありまして、結局、対米追随ではないかと言われれば、それは委員の御見解でそのなかでしようということですよ。

○小池晃君 全然明快じゃないですよ。だって、だって、その分けようがないじゃないかと私言っているんですよ。だって、アメリカ軍の行動には周辺事態法、武力攻撃事態法という概念ないんですから分けようがないでしょう。そのときに別個の法律に基づいて別個に対応するといつたら、

これは日本は判断のしようがないから、結局、武力攻撃事態法で対応するしかないということになるんじゃないんですかと。いや、私ももう当たり前のことを聞いているんですよ。

じゃ、どうやって、調整メカニズムで調整するとおっしゃったけれども、じゃ、これは周辺事態法のその範囲、範疇の米軍の行動であり、この部分は武力攻撃事態法の米軍の行動の範疇であるというのとはどうやって分けるんですか。お答えいただきたい。

○国務大臣(石破茂君) 何度も同じことをお答えしますが、それは我が国が我が国の主権に基づいて判断をするのです。その事態が、そのまま放置すれば我が国の平和と安全に影響を与えるような事態なのか、それともそれが我が国に対する武力攻撃予測される事態なのか、それは我が国が我が国の主権でもって判断をすることですから、それはできないではないかと、こう言われても、これはできるといふしか私には申し上げようがありません。

○小池晃君 違うんですよ。私が聞いているのはそういうことじゃないんです。この事態が武力攻撃予測事態かあるいは周辺事態かという認定は、それは我が国がやるんです。だから、そのことを言っているんじゃないんです。

武力攻撃予測事態と周辺事態が併存するということがあり得るといふときに、このアメリカの部隊が武力攻撃予測事態に基づく部隊で、このアメリカの部隊が周辺事態だということが概念としてそもそも存在しないでしょう。そういうときに、あなたは別個の法律に基づいて別個に対応すると言ったけれども、対応のしようがないじゃないですか。ということになったら、結局これは併存している状態の中では武力攻撃予測事態だということに対処するしかなくなるんじゃないですかというふうに聞いているんです。

事態の認定の問題を言っているんじゃないですよ。それは日本がやるのは分かっているんです。その中でどういう切り分けがされているのかという

ことであります。

○国務大臣(石破茂君) もうそれは事態の認定を我が国が我が国の主権に基づいて、法律に基づいて行うように、これがどういふものであるのかというところも我が国が我が国の主権と我が国の法律に基づいて行うわけです。

それはできないというふうな委員はおっしゃいますし、私……(発言する者あり) いや、違うんです、切り分けの問題じゃなくて、これがどちらの方に対応するのかということも両方の法律に基づいて、これは周辺事態、これは武力攻撃予測事態というふうな私どもは切り分けて対応ができる。それが区別ができないとおっしゃるのは委員の考え方でございます。

○小池晃君 これはできるはずないと思いますよ、私は。だって、同じ作戦行動の中でやっているアメリカの行動をどうやってそういう切り分けるんですか。この船は武力攻撃予測事態で動いていて、この船は周辺事態で動いている。この部隊は武力攻撃予測事態で対応している、この部隊は周辺事態で動いている、こんな分け方が、そもそもアメリカにはそういう分類ないんですから。アメリカは一貫した戦略の中で動くわけですから、それを分けようがないだろう。それを主體的に判断できるというの、私ももう正に牽強附会であるというふうに申し上げたいと思う。

結局、こういう事態になれば、こういう事態になれば、私が聞いているのは周辺事態と武力攻撃予測事態が重なった場合ですからね、それが併存している場合ですよ。だから、それぞれの認定は可能だと、それはそういう枠組みなんですからそれは可能でしょう。しかし、併存している場合に、そのそれぞれの部隊を切り分けるということが可能ではないんじゃないですかと言っている。しかし、それも可能だと。

確認しますけれども、可能だと、日本の主體的な判断で切り分けることが可能だというふうにおっしゃるんですね。

○国務大臣(石破茂君) 先ほど来お答えを申し上げているとおりでございます。

○小池晃君 私も、今の議論を通じて、本当に、今回の法案によって結局そういう形でいけば、一体として一つのシチュエーションの中で起こっているときに分けようがないんですよ。これは、米軍の方からはこれはもう強い要請が来ることは間違いないわけです。そういう中で、結局、武力攻撃事態法の枠組みに合わせて義務的に業務遂行させていくということになる危険性は極めて強いと。

結局、今回の法案で、私は、周辺事態法で設けられていた本当に様々な制約があったわけですが、これも、これが外されてくると。周辺事態法では、自治体などにはあくまでこれ協力依頼するということになったわけですが、これがいったん武力攻撃予測事態ということが認定され、併存するということになれば、同じ事態であるにもかかわらず、これが結局自治体には業務が義務付けられてくるということになるわけでありまして。そして、自治体だけではなくて指定公共機関にも義務付けられていくことになる。そして、さらにこれから作られる国民保護法制の中では、国民の協力まで具体化されてくるということになると思う。私は、三法案の危険性というのはますます強いものであるというふうな言わざるを得ないというふうに思うんです。

そこで、自治体の協力、自治体の業務についてお聞きをしたいんですが、そもそも国及び地方自治体のいわゆる公務員であります。(発言する者あり) ちよつと静かにしてください。これは、この対処措置の実施の業務命令というのは、これは公務員は拒否することができるとしようか。

○国務大臣(福田康夫君) 公務員の場合にそれは、これは公務員としての職務を遂行するということがありますから、公務員法でもって規定をされておるわけです。

○小池晃君 回りくどい言い方なんですけれども、拒否できないということですね。

○国務大臣(福田康夫君) それはその職場職場のその任務ということありますけれども、それはその職務として行うことについて、それは公務員法で規定されているとおり行うわけでありまして。

○小池晃君 いや、もうそういう同じこと言わないで、回りくどいこと。

要するに公務員は、これは、対処措置の実施というところになってくればこれは業務命令が出てくるわけですから、これ拒否できないということになるわけですね。イエスかノーかでお答えいただきたい。

○国務大臣(福田康夫君) その職務としての任務であれば、それはその任務を果たすというのは公務員の立場であると思います。

○小池晃君 拒否できないんだということでありまして。

これは任務なんだから当然だと、公務員にいったんなった以上当然なんだというやじが自民党から飛んでおりますけれども、これは本当にひどい言葉だと思っております。

例えば、対処措置、具体的に見ていくと、例えば医療活動なども含まれてくると思うんです。これは最初は取りあえず自衛隊が対応するというところになっていくのかもしれない。

そこで数字をお聞きしたいんですが、自衛隊所属の医師、看護師の数というのは、これは防衛医大所属も含めて現在何名なのか。医師、看護師というところでお答え願いたいと思います。

○委員長(山崎正昭君) 厚生労働省篠崎医政局長——おりませんか。

○小池晃君 いや、違う、防衛庁です、自衛隊です。防衛庁です。

○国務大臣(石破茂君) お答えいたします。

医師の場合には、陸自、海自、空自、防衛医大含めまして一千二百三十四名、看護師の場合には、同じでございますが、陸自、海自、空自、防衛医大含めまして三千三百七十七名、こういう数字になっております。

○小池晃君 真っ先に対処措置で動くのかもしれ

ません、この自衛隊所属の医官や看護師。しかし、これだけでは賄えないということも出てくるのかもしれない。

そこで厚労省に、ちよつとここで質問なんです。現在、病院に勤める医師、看護師の総数と、それから、そのうち国及び地方の公務員の数、これを明らかにしていただきたいと思っています。

○委員長(山崎正昭君) はい、ここです。厚生労働省篠崎医政局長。

○政府参考人(篠崎英夫君) ここでお答えいたしますが、医師数は、常勤換算したものでおよそ十六万九千七百六十九人でありまして、看護師は五十三万六千二百二十一人でございます。

それで、国立とそれから——国立と地方自治体で分けるんですか。

○小池晃君 国立と地方自治体、分けないで一緒にしてやってください。

○政府参考人(篠崎英夫君) 一緒はちよつと。

国の方は、国の開設する病院で働く医師の数は先ほどの二万六千六百六十三人、それから看護師の数は五万八千六百六十六人でございます。地方自治体で働く者は、医師の数について言いますと三万三千六百六十四人ございまして、それから看護師の場合は十三万二千四百七十九人でございます。

○小池晃君 ちよつと、まとめて答えてくださいと言っておいたのに、ちゃんと答えてほしいんですが、医師は、総数では十六万九千七百六十九人、うち公務員、国及び地方自治体の公務員は五万九千二百二十八人、三四・九%です。看護師は、総数で五十三万六千二百二十一人で、公務員は十九万一千四百五十五人、三五・七%です。

ですから、病院勤務の医師も看護師も、これ三人に一人以上公務員なんです。

だとすれば、武力攻撃予測事態の段階から、これ予測事態の段階から、公務員はこれは業務従事命令出るわけですから、予測事態の段階から、日本の医療従事者の三割を超える六万人の医師とそれから二十万人の看護師は、看護師は、これ対処

措置を担うことを求めることができる対象となり得るということになるわけですね。この三法案の法的な枠組みでいえるということになるということを確認させていただきたいんですけれども、これはよろしいですか。

○国務大臣(石破茂君) 聞き間違えたたら申し訳ないのですが、防衛出動又は防衛施設構築措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が行動する場合、いいますか、八十六条に規定をしておるように、自衛隊法八十六条です、都道府県知事、市町村長その他の地方公共団体は、相互に緊密に連絡し、協力していただく、こういうことになっております。

委員は今、百三条ではないというふうにおっしゃいましたが、先ほど業務従事命令が掛かるといふような言葉をお使いになりましたので、これは百三条ではないということをお願いしておることでございます。

○小池晃君 いや、ちよつと、私が聞いたのは、対処措置の実施は、これは武力攻撃事態等への対処ですから、予測事態から動き始めるわけですね。その対象として、地方自治体、先ほど確認したように、公務員というふうになっていくわけですから、そうすると、今回の武力攻撃事態法の枠組みの対処措置を武力攻撃予測事態の段階から担うことを求めることができる対象に、この約三割、六万人の医師と二十万人の公務員である看護師、これはその対象となり得るという法的な枠組みなんです。これを、再度、これ確認です。から、当たり前のこと、法的な枠組み聞いているんですからお答えいただきたい。ちよつと長官、そういうことでしょう。

○国務大臣(福田康夫君) これ、国民の生命、身体、財産を保護するため、こういうことでございまして、そのために医療活動に携わっている公務員、これは医療をするのは、これは当然のことだと思ひます。

○小池晃君 いや、そこまで私聞いてないんですけれども、要するに、法的にはそういう枠組みだと

ということとは認めたということです。

当然だとおっしゃるけれども、一体中身はどうなのかということが全く見えないわけですね。実際に攻撃されているときのことだけではなくて、今回の仕組みでいえば、これは医療従事者も含めてこうした公務員が、武力攻撃予測事態の段階から従事させることができるわけでありまして。

その際に、私、お聞きしたいのは、これ、在日米軍に対する支援のために武力攻撃予測事態の段階でこうした公務員を使うことがあり得るのか。これ、在日米軍は日本から周辺地域に部隊を展開させる、あるいは米本国からの増援部隊受入れ、兵たん補給作戦、大変な仕事をやるわけでありまして。そういうときに、在日米軍に対する支援にこうした公務員を武力攻撃予測事態の段階で従事させることができるのか、それとも使うことはできないのか。政府の見解を明らかにしていただきたい。

○国務大臣(福田康夫君) 具体的なことについてはこれから決めることでありますけれども、予測事態においても、これは医療活動をするということについてのその任務というのは変わらない、こういうことであります。

○小池晃君 あり得るということなわけですね。これは、本当に医者や看護師だった人が人見たら助けるのは当然だという議論で私は正当化できるような話ではないと思ひます。

この対米支援については、今確認してきたように、これは公務員、国家公務員、地方公務員を始め指定公共機関の職員あるいは国民、これが米軍支援にどうかかわるのかというのは一切明らかにされていない。しかし、予測事態における米軍の作戦行動はアメリカ政府の戦争方針に従ったものであることは私は紛れもない事実であるというふうに思ひます。そういう中で、予測事態だと認定すれば、周辺事態法ではできなかった地方自治体や指定公共機関あるいは公務員の協力強制が可能になってくる。

これ、どういう人たちが、あるいはどういう機

関がどういう対米支援を押し付けられるのかを一切隠したまま全く明らかにされない。こういう中でこの法案を通すということは、私は政府に白紙委任をする。国民については違ふんだとおっしゃりたいかもしれませんが、改めて言いますが、公務員や指定公共機関、これは強制が可能となっていくということになれば、これは正に、中身は分からないまま法案通すということ、中身については政府に白紙委任していただきたいということになるじゃないですか。こんなことを国民が許すというふうには思ひますか。はつきり答えていただきたい。

○国務大臣(石破茂君) 白紙委任ということになりますと、国会の権能って何だろうかということになるんだらうと思ひます。国会におきまして御相談をしながらやることでございまして、そしてまた国民の保護法制につきましても、それぞれの整備本部を設けました趣旨は、いろんな方の御意見を聞きながらより良いものを作っていくということでございます。米軍支援につきましても、そういうような本部ができるかどうか私は存じませんが、いずれにしても、国民の皆様方のそれぞれの考えの方々の、お立場の方々の広い御意見を聞きながら法律はできるものでございまして、そしてまた国会におきましても御審議をいただけるものというふうに思ひます。

政府が白紙委任で勝手なものを作るといふような御指摘は私は当たらないと考えております。

○小池晃君 しかし、現時点では全く明らかにされていないわけですが、これから決めますという答えでこの三法案通してくれということですから。現時点では後の中身はこれから議論するという形で、こんな重大な法案通していいのですかと、私はそう申し上げているんです。

それから、衆議院の審議では百三条、自衛隊法百三条の問題です。これ四項にある政令を有事法制成立後に制定したいというふうには答弁されておる。つまり、今まではこの百三条は動かなかったわけでありまして。しかし、この百三条第二項が政

令制定によって動き出すと、使える法律になるんだと、そういうことになるということなんです。○国務大臣(石破茂君) 政令が定めておられる定められておなければ法律は動きません。そういう意味で、法律の実効性というものをこれによって確保されていたというふうには考えております。

○小池晃君 百三条二項の業務従事命令は、今までとは違って民間事業者を対象としたものであります。これ、今まで三十年以上ですか、発動されなかった、政令がなかったから使えなかった。この百三条二項が、民間人まで動員する仕組みが政令の制定によって息を吹き込まれて動き出してくる。ここで行われる業務従事命令、拒否することはできるんでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 動員という言葉は私ども使いませんけれども、業務従事命令を課す、そしてそれに罰則が科されないというのをはるる答弁を申し上げているとおりでございます。

○小池晃君 罰則は科さないんだという話はこの前、この間の答弁でも出ております。しかし、たとえ罰則がなくても、公用令書が交付されて、その処分に従わないということこれは違法状態、違法行為ということになるんじゃないんですか。その点はいかがなんでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 罰則は科されません。しかしながら、業務従事命令に反したという状況は現出しておるといことだろうと思っております。それ、違法と言うかどうか、それは何に照らして違法なのか、その状況で、例えば何か民事上の、少なくとも罰則はないということは刑事上の問題がないということでございます。民事上、どういうその場合に何か違法性が生じて何か損害賠償とかそういうことが起こるかといえばそれも起こりません。

したがって、委員がおっしゃいますことがどういようなことを指しておっしゃっておるのか、ちよっと理解いたしかねるところでございます。

○小池晃君 それで、民間まで業務従事命令というものが出せる仕組みを作ろうとしているという中で、お聞きしたいのは、これ例えば公務員という話ありました、これ対処措置の実施が責務となっていくと。あるいは民間人、業務従事命令に基づいて業務に従事すると、こういう場合は、そのものは、これジュネーブ条約の議定書でございます。ジュネーブ条約の第一追加議定書の第五十一条、ここに照らした場合には、これは敵対行為に直接参加したことになって文民としての保護を受けられなくなると、そういう危険があるのではありませんか。その点、お答え願いたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) そのような懸念は、申し上げておきますが、全くございません。それはほかの条約等々見ましても、そういうことに従事する人たちは直接戦闘に参加していることみなしてはならない、ジュネーブ条約の保護の対象にしなければならぬ。それはほかの条約によっても担保をされておることでございます。そういうようなことによって文民ではなくなる、攻撃の対象ではなくなる、だから危ないんだというような御議論は私は全く当たらないものと考えております。

○小池晃君 いや、医療ということにかかわってればそういう議論もあり得るのかもしれないが、一般論として対処措置実施する、あるいは業務に従事するという場合は、この五十一条に照らせばこれは敵対行為というふうには判断され得る中身になっているんじゃないですか。もう一度確認したいと思えます。一切関係ないというふうにおっしゃるんですか。

○国務大臣(石破茂君) それはまさしく立場を変えて、攻撃する側が医療に従事しておる、そういう人に対してそういう攻撃を与えてはいけないという趣旨でございますから、そのような対象に相なりません。

○小池晃君 私は、そういう例外を置いて言っているのではなくて、一般論として申し上げている

んです。そういう形で、今回のような形で公務員が例えば対処措置を実施したり業務従事命令に基づいて業務に従事したという場合というのは、五十一条を素直に読めば、これは我が国がいかに解釈するかというのではありません、しかし国際的にはこれは文民として保護されないというふうには扱われる危険性はないのかというふうには聞いています。

○国務大臣(石破茂君) そのためにジュネーブ条約というのがあるんです、相手がそういうふうに見えるだろうからなどという議論をし始めたら、これはジュネーブ条約の議論そのものが成り立ちません。そういうような人をそういう者とみなして撃つてはならない、攻撃してはならない、そのためにジュネーブ条約があつて、各国ともそれをどうやって遵守するかということに努めておるわけでございます。そんな議論をなさいますと、ジュネーブ条約の議論そのものができなくなる、そういうことだと思えます。

○小池晃君 結局、今回の法案、従来の周辺事態法の制約すら外されて、本当に自治体、指定公共機関には予測事態の段階から支援が強制される、拒否することが許されないという法案だということが明らかになった。法案の危険性はいいよいとはつきりしたと思えます。これは廃案にすることを強く求めて、私の質問を終わります。

○委員長(山崎正昭君) 本日の質疑はこの程度とし、これにて散会いたします。
午後五時四十一分散会

〔参照〕

福井地方公聴会速記録
〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

横須賀地方公聴会速記録
〔本号(その二)に掲載〕

五月三十日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、有事法制成立反対に関する請願(第一九二二号)
- 一、有事三法案の廃案に関する請願(第一九四四号)(第一九四五号)(第一九四六号)
- 一、有事法制三法案反対に関する請願(第一九四七号)
- 一、有事三法案の廃案に関する請願(第二〇〇〇号)
- 一、有事関連法案反対に関する請願(第二〇〇一号)(第二〇〇二号)(第二〇〇三号)
- 一、有事法制反対、憲法第九条遵守に関する請願(第二〇〇四号)
- 一、有事三法案の廃案に関する請願(第二〇〇一号)(第二〇〇三〇号)
- 一、有事関連法案反対に関する請願(第二〇〇四二号)(第二〇〇四三三号)(第二〇〇四四四号)(第二〇〇四五五号)(第二〇〇四六六号)(第二〇〇四七七号)(第二〇〇四八八号)(第二〇〇四九九号)(第二〇〇五〇〇号)(第二〇〇五一〇号)(第二〇〇五二〇号)(第二〇〇五三〇号)(第二〇〇五四四号)(第二〇〇五五五号)(第二〇〇五六六号)(第二〇〇五七七号)(第二〇〇五八八号)(第二〇〇五九九号)(第二〇〇六〇〇号)(第二〇〇六一〇号)(第二〇〇六二〇号)
- 一、有事法制法案反対に関する請願(第二〇六三三号)
- 一、有事法制の立法化反対に関する請願(第二〇九四四号)
- 一、有事関連三法案の廃案等に関する請願(第二〇九五五号)(第二〇九六六号)
- 一、有事三法案の廃案に関する請願(第二一〇〇〇号)
- 一、有事関連法案反対に関する請願(第二一一六号)
- 一、有事法制反対、憲法第九条遵守に関する請願(第二一一七号)

第一九二二号 平成十五年五月十六日受理

有事法制成立反対に関する請願

請願者 神奈川県秦野市寿町七ノ九 真尾輝夫外百四名 紹介議員 畑野 君枝君 この請願の趣旨は、第七八一号と同じである。	有事三法案の廃案に関する請願 請願者 東京都青梅市滝ノ上町一、三三三 林和弘外二十七名 紹介議員 大田 昌秀君 この請願の趣旨は、第一九四四号と同じである。	この請願の趣旨は、第二八号と同じである。 第二〇〇四号 平成十五年五月十九日受理 有事法制反対、憲法第九条遵守に関する請願 請願者 滋賀県甲賀郡信楽町中野六四一ノ四一三 藤田泉外三百七十四名 紹介議員 大沢 辰美君 この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。	請願者 東京都葛飾区柴又五ノ一六ノ二 市原龍生外千六百六十七名 紹介議員 井上 美代君 この請願の趣旨は、第二八号と同じである。 第二〇四五号 平成十五年五月二十一日受理 有事関連法案反対に関する請願 請願者 北海道小樽市緑二ノ三三ノ一九 山下靖外千六百六十七名 紹介議員 池田 幹幸君 この請願の趣旨は、第二八号と同じである。
第一九四四号 平成十五年五月十九日受理 有事三法案の廃案に関する請願 請願者 東京都西東京市中町五ノ一二ノ九 鈴木幸吉外二十三名 紹介議員 大脇 雅子君 国会で審議されている有事三法案は、日本がアメリカと共に戦争をするための法案で、有事に備えるどころか周辺国におびたらしい脅威を与え、有事を招きさえる大変危険なものである。人権よりも国家を大事と考え、首相の独断で有事と宣言し、日本全体を非民主主義的にコントロールすることさえ可能にするという法案である。それは、一人一人の人権を尊重し、あらゆる紛争を平和的に解決しようという憲法の精神にも背くことでもある。対話を通して過去を清算し、互いを尊重し協力し合い、良い友人になろうとする姿勢を持ち続けることで、有事は回避できる。暴力では問題を真に解決することはできない。非暴力によって築かれた相互の信頼関係こそ、共生を可能にする。戦争協力を強制する有事法制は要らない。 ついでには、次の事項について実現を図られたい。 一、有事三法案を廃案にすること。	第一九四七号 平成十五年五月十九日受理 有事法制三法案反対に関する請願 請願者 東京都世田谷区用賀二ノ三九ノ二 橋本昇太郎外百十六名 紹介議員 井上 美代君 この請願の趣旨は、第六二〇号と同じである。 第二〇〇〇号 平成十五年五月十九日受理 有事三法案の廃案に関する請願 請願者 山梨県大月市大月町真木四、〇四九 清水邦夫外二十五名 紹介議員 測上 貞雄君 この請願の趣旨は、第一九四四号と同じである。	第二〇一〇号 平成十五年五月二十日受理 有事三法案の廃案に関する請願 請願者 東京都武蔵野市境二ノ九ノ二、一〇四 前川美由外三十九名 紹介議員 田 英夫君 この請願の趣旨は、第一九四四号と同じである。 第二〇三〇号 平成十五年五月二十日受理 有事三法案の廃案に関する請願 請願者 東京都杉並区高円寺南五ノ二七ノ六ノ二〇二 田村香織外二名 紹介議員 又市 征治君 この請願の趣旨は、第一九四四号と同じである。	第二〇四六号 平成十五年五月二十一日受理 有事関連法案反対に関する請願 請願者 兵庫県加古川市平岡町土山四二一ノ二五ノ三三〇三 玉川美鈴外千六百六十七名 紹介議員 市田 忠義君 この請願の趣旨は、第二八号と同じである。 第二〇四七号 平成十五年五月二十一日受理 有事関連法案反対に関する請願 請願者 栃木県下都賀郡岩舟町下岡九五ノ三 石塚義枝外千六百六十七名 紹介議員 岩佐 恵美君 この請願の趣旨は、第二八号と同じである。
第一九四五号 平成十五年五月十九日受理 有事三法案の廃案に関する請願 請願者 大阪府高槻市西五百住町一ノ二〇ノ四〇二 京力正明外十九名 紹介議員 福島 瑞穂君 この請願の趣旨は、第一九四四号と同じである。 第一九四六号 平成十五年五月十九日受理	第二〇〇二号 平成十五年五月十九日受理 有事関連法案反対に関する請願 請願者 栃木県小山市若木町三ノ三三ノ三〇 内田敏子外四千二百六十三名 紹介議員 小泉 親司君 この請願の趣旨は、第二八号と同じである。 第二〇〇三号 平成十五年五月十九日受理 有事関連法案反対に関する請願 請願者 広島県福山市春日町浦上二、〇〇九 西谷俊司外四千二百六十二名 紹介議員 吉岡 吉典君	第二〇四二号 平成十五年五月二十一日受理 有事関連法案反対に関する請願 請願者 東京都国分寺市泉町二ノ七ノ五ノ二一〇 大川幸一外六十八名 紹介議員 大脇 雅子君 この請願の趣旨は、第二八号と同じである。 第二〇四三号 平成十五年五月二十一日受理 有事関連法案反対に関する請願 請願者 京都府長岡京市友岡四ノ九ノ九 西村悠希外千六百六十七名 紹介議員 井上 哲士君 この請願の趣旨は、第二八号と同じである。 第二〇四四号 平成十五年五月二十一日受理 有事関連法案反対に関する請願	第二〇四八号 平成十五年五月二十一日受理 有事関連法案反対に関する請願 請願者 東京都大田区南千束一ノ六ノ七 横川史子外千六百六十七名 紹介議員 緒方 靖夫君 この請願の趣旨は、第二八号と同じである。 第二〇四九号 平成十五年五月二十一日受理 有事関連法案反対に関する請願 請願者 兵庫県西宮市段上町三ノ一一ノ二ノ四〇二 船田有理外千六百六十七名

紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二〇五〇号 平成十五年五月二十一日受理
有事関連法案反対に関する請願
請願者 札幌市白石区本郷通二丁目南二ノ
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二〇五一号 平成十五年五月二十一日受理
有事関連法案反対に関する請願
請願者 千葉県船橋市市場一ノ六ノ九ノ四
〇六 串田理沙子外千六百六十七
名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二〇五二号 平成十五年五月二十一日受理
有事関連法案反対に関する請願
請願者 東京都日野市程久保八ノ一ノ五
一 和田宜利子外千六百六十六名
紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二〇五三三号 平成十五年五月二十一日受理
有事関連法案反対に関する請願
請願者 大阪府吹田市岸部北一ノ一八ノ一
二 佐藤芳行外千六百六十七名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二〇五四号 平成十五年五月二十一日受理
有事関連法案反対に関する請願
請願者 埼玉県坂戸市清水町四二ノ二 原
田亮介外千六百六十七名
紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二〇五五号 平成十五年五月二十一日受理
有事関連法案反対に関する請願
請願者 京都府長岡京市今里新池五ノ一ノ
二〇一 石田裕基外千六百六十七
名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二〇五六号 平成十五年五月二十一日受理
有事関連法案反対に関する請願
請願者 横浜市都筑区大丸一〇ノ四ノ二〇
一 篠原小太郎外千六百六十七名
紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二〇五七号 平成十五年五月二十一日受理
有事関連法案反対に関する請願
請願者 名古屋市中区正保町七ノ六七 二
村朱美外千六百六十七名
紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二〇五八号 平成十五年五月二十一日受理
有事関連法案反対に関する請願
請願者 広島市東区戸坂中町三ノ二ノ八
松崎佳津子外千六百六十七名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二〇五九号 平成十五年五月二十一日受理
有事関連法案反対に関する請願
請願者 奈良市南紀寺町四ノ九九ノ六 小
田国秋外千六百六十七名
紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二〇六〇号 平成十五年五月二十一日受理
有事関連法案反対に関する請願
請願者 大阪府茨木市大池一ノ一四ノ四〇
紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二〇六一号 平成十五年五月二十一日受理
有事関連法案反対に関する請願
請願者 東京都昭島市玉川町二ノ四ノ二七
大下正利外千六百六十七名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二〇六二号 平成十五年五月二十一日受理
有事関連法案反対に関する請願
請願者 栃木県安蘇郡葛生町富士見町八ノ
三〇 熊倉彩子外千六百六十七名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二〇六三三号 平成十五年五月二十一日受理
有事関連法案反対に関する請願
請願者 愛知県尾張旭市霞ヶ丘町中五一
井上絢子外五百十八名
紹介議員 大脇 雅子君
この請願の趣旨は、第一七九五号と同じである。

第二〇九四号 平成十五年五月二十一日受理
有事関連法案反対に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市武庫之荘八ノ二七ノ
二五ノ四〇四 四ツ谷光子外二千
八百三十名
紹介議員 井上 哲士君
政府が国会に提出し、成立させようとしている
「人権擁護法案」及び有事法制は、広範な国民の
厳しい批判の下で継続審議となった。有事法制関
連三法案は、我が国の平和憲法を踏みにじり、米
軍の戦争へ参戦させるために、海外での自衛隊の
武力行使に、初めて公然と道を開き、国民の人権
と自由を侵害し、強制動員する、かつてない悪法
である。この国民抑圧と同一線上で出てきた「人

権擁護法案」は、真に国民の人権を擁護するもの
でなく、国民の人権救済の美名の下に、国家が国
民の自由な言論活動を抑圧し、国民を管理統制す
る権利侵害法、違憲法である。「人権擁護法案」
は、(一)厳密な定義ができない「差別的言動等」
と称した表現行為への国家の介入により国民の言
論活動を抑圧するものである、(二)マスコミの自
主的解決によるのではなく人権侵害からの救済と称
したマスコミ報道への国家の介入に道を開くもの
である、(三)政府から真に独立した人権委員会の
設置でなく、法務省人権擁護局を横滑りさせただ
けのものである。

二、憲法の基本的人権の擁護と平和主義の原則を
守ること。

第二〇九五号 平成十五年五月二十一日受理
有事関連三法案の廃案等に関する請願
請願者 東京都中野区東中野一ノ四〇ノ一
〇 佐々木美恵外二千七百七十四
名
紹介議員 田 英夫君
二一世紀は、戦争をなくす世紀にしなければなら
ない。そのためには戦争を放棄する道を断固とし
て進むべきである。イラク戦争は破壊と虐殺そ
のものが多かった。このような侵略戦争を繰り返して
はならない。

二、いかなる戦争にも参加・協力しないこと。
三、自衛隊に武力行使をさせないこと。
四、有事立法を行わないこと。
五、平和憲法を堅持し、第九条を改悪しないこと。

第二〇九六号 平成十五年五月二十一日受理
有事関連三法案の廃案等に関する請願

【参議院】

請願者 東京都東村山市富士見町一ノ二ノ 一五ノ六ノ一〇四 佐藤文孝外二 千七百三十七名 紹介議員 中村 敦夫君 この請願の趣旨は、第二〇九五号と同じである。		第二一〇〇号 平成十五年五月二十二日受理 有事三法案の廃案に関する請願 請願者 東京都大田区山王四ノ二一ノ五ノ 三〇二 高田博光外二名 紹介議員 又市 征治君 この請願の趣旨は、第一九四四号と同じである。		第二一一六号 平成十五年五月二十二日受理 有事関連法案反対に関する請願 請願者 横浜市栄区飯島町二、一一七 岩 坪利幸外三百七十四名 紹介議員 池田 幹幸君 この請願の趣旨は、第二八号と同じである。		第二一一七号 平成十五年五月二十二日受理 有事法制反対、憲法第九条遵守に関する請願 請願者 横浜市戸塚区汲沢町九九九ノ九 宮内淳外百十四名 紹介議員 池田 幹幸君 この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。			
								第五号中訂正	
								ページ 段 行 原 文 訂正文	
								二四 四 終わり 一〇 終わり 報道 放送	
								二五 一 終わり 一八 終わり	

第百五十六回国会

参議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第九号(その二)

(本号(その一)参照)

福井地方公聴会速記録

期日 平成十五年五月二十九日(木曜日)

場所 福井市 福井県国際交流会館

派遣委員

団長 委員長

山崎 正昭君

理事

国井 正幸君

理事

榛葉賀津也君

理事

山口那津男君

理事

小泉 親司君

理事

椎名 一保君

理事

岩本 司君

理事

大江 康弘君

公述人

福井県商工会議所連合会会頭

江守 幹男君

全国原子力発電所所在市町村協議会会長

河瀬 一治君

敦賀市長

塚田 哲之君

福井大学助教授

村田 晃嗣君

同志社大学助教授

村田 嘉孝君

前北陸中学・高校校長

村田 嘉孝君

(午後一時開会)

○団長(山崎正昭君) ただいまから参議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会福井地方公聴会を開会いたします。

私は、本日の会議を主宰いたします武力攻撃事態への対処に関する特別委員長の山崎正昭でございます。どうぞよろしく願います。

まず、本日の地方公聴会に参加しております委員を紹介させていただきます。

自由民主党・保守新党所属の国井正幸理事でございます。

民主党・新緑風会所属の榛葉賀津也理事でございます。

公明党所属の山口那津男理事でございます。

日本共産党所属の小泉親司理事でございます。

自由民主党・保守新党所属の椎名一保委員でございます。

民主党・新緑風会所属の岩本司委員でございます。

国会改革連絡会(自由党・無所属の会)所属の大

江康弘委員でございます。

以上の八名でございます。

参議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会におきましては、目下、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案、以上三法案につきまして審査を行っておりますが、本委員会といたしましては、三法案の重要性にかんがみ、国民の皆様から貴重な御意見を賜うため、本日、当福井市及び神奈川県横須賀市におきまして地方公聴会を開催することにいたしました次第でございます。何とぞ特段の御協力をお願い申し上げます。

次に、公述人の方を御紹介申し上げます。

福井県商工会議所連合会会頭の江守幹男公述人

でございます。

全国原子力発電所所在市町村協議会会長、敦賀市長の河瀬一治公述人でございます。

福井大学助教授の塚田哲之公述人でございます。

同志社大学助教授の村田晃嗣公述人でございます。

前北陸中学・高校校長の村田嘉孝公述人

でございます。

以上、五名の方でございます。

この際、公述人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

皆様には、御多用のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は、皆様から忌憚のない御意見を拝聴し、委員会審査の参考にしたいたしと存じますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、会議の進め方について申し上げます。

まず、お一人十分程度で順次御意見を述べさせていただきます。その後、委員の質疑にお答えをいただきます。

なお、御発言は着席のまま結構でございます。

それでは、これより公述人の方々から順次御意見を述べさせていただきます。

まず、江守公述人をお願いいたします。江守公述人。

○公述人(江守幹男君) 私は、福井県商工会議所連合会の会頭でございます江守でございます。

本日は、有事法制関連三法案の地方公聴会、我が福井県において開催されますこと、また、私に意見陳述の機会を与えていただきましたこと、ま

ずもって御礼を申し上げます。

さて、私からはこの法案に対しまして賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

昭和二十年、当時私はまだ学生でした。家族は東京浅草にて事業を営んでおりましたが、東京大空襲を経験いたしました。その後、両親の郷里である福井に疎開してきましたが、ここでも空襲に遭うという巡り合わせの悪さで、二度も悲惨な体験をいたしました。したがって、戦後、日本が一度も戦争に巻き込まれることなく今日まで平和を享受できたことに対して非常に高く評価するものでございます。同時に、国が減じると

きの痛みを二度と次の世代に、味わうことのないよう、だれよりも強く念じている一人でございます。

す。そのために、自国の防衛、国防に對しましては、かねてより国家存続の基本にかかわる問題として関心を持っておりました。

現在、国会におきまして武力攻撃事態対処法を始めとする有事法制が議論されておりますが、このような体験を有している私から見ますと、いかにも遅い、遅過ぎると率直な感想を持たざるを得ないのであります。

世界の主要な国を見ましても、国家の非常事態、特に外国からの侵略に備えて、法律が未整備であるという国はないと思います。日本と同じ敗戦国でありましたドイツにおきましても、昭和四十年代に既に整備が行われていたのでござい

ます。およそ法治国家である以上、有事に備えて法体系を整備することは誠に当然のことでございます。

緊急事態に際しまして、いかなる組織がいかなる役割を担うかについてあらかじめ定めておかなければ、いざというときに、関係各機関が有機的に連携し、国民の生命、財産を守るための効果的な活動を実施することは不可能であります。

このような意味で、国、地方公共団体等の役割等を定める今回の武力攻撃事態対処法はもとより、早く整備しなければならなかったものであり、早期の成立に期待しているところであります。

ところで、有事に際しての武力攻撃に對して、自衛隊による軍事的な措置について定めておくことが必要なのは当然であります。このような軍事的な観点のみではなく、有事法制は国民の安全をいかに確保するか、社会生活の混乱をいかにして最小にとどめるかという、国民の保護のための体制はそれに劣らず重要なものであります。国民生活の根本であります経済活動が阻害されることのないよう、エネルギー、交通・運輸、情報通信

など、社会的インフラについてもその安全と運用が保障されることが必要であります。

御案内のとおり、本県は十五基の原子力発電所を有し、我が国のエネルギー政策、原子力政策に多大な貢献をしております。総発電量八百六十八億キロワットで、関西の電力の五五％は本県にて供給しているのが実情であります。有事において最優先で防衛すべき施設であります。

ところが、かかる重要な施設が配置されているにもかかわらず、本県では高速交通網、例えば新幹線や高規格道路の整備が十分でなく、有事の際に物資や人員、必要な機材、さらに補修用の各種資材を大量かつ迅速に輸送できる社会インフラが欠如しているのがあります。

先般の武力攻撃事態対処法の衆議院における可決に際しましては、附帯決議におきまして、この国民保護の法整備は、武力攻撃事態対処法の実施の日から、施行の日から一年以内を目標として実施するとされており、今後の政府において精力的に取り組まれることが強く期待されているところでもあります。私も、一年と言わずに、間を置かずに早急に整備されるべきだと考えております。ただし、法律で規定するだけでは十分ではなく、それを具体的にどのように担保するか、どのような手段を使って実現するかを明確にしなければ単なる精神論に終わってしまう可能性があります。特に、北陸新幹線は首都圏と関西圏をつなぐものであり、北陸という冠にとらわれることなく、我が国の二大経済圏を結ぶ大幹線として、東海道新幹線とともに相互にバックアップ機能を持たせ、有事における最重要インフラとして国家的観点から早急に整備されるべきであります。

もう一点、テロ・不審船対策の充実につきまして本県の立場から意見を述べさせていただきます。

武力攻撃事態対処法案においてはテロや不審船対策についても速やかに施策を講ずるとされておりますが、国民保護法制とは異なり、全件の作業スケジュールやどのような法整備を行うのか等に

ついては不透明な部分が多くなっております。福井県は古代から大陸や半島との交流の窓口になっておりました。半島から船を出しますと、海流に乗って福井県の越前海岸に着岸すると言われております。このため、これまでも本県の海岸には不審船が漂着したり漂着物が海流に乗って接岸することが度々あったわけで、この意味では、本県は有事にはリスクが高まるのが当然予想されるわけでありまして、したがって、当地域におきましては、テロや不審船の出現といった事態に多くの住民が不安を感じているところであります。またエネルギー基地として、テロはある意味では有事以上に関心の高い分野であります。小浜市での拉致事件は私から申し上げるまでもございません。

武力攻撃事態対処法を受けて、今後、政府としていかなる体制で、いかなる作業スケジュールでこれらテロや不審船問題に取り組んでいくのかが示されれば、有事法制としてより整備されたものになるのではないのでしょうか。目前の脅威に対応した法整備はどうしても場当たり的で、場合によっては国民の基本的権利を侵害するおそれもないではありません。社会が平時のときにこそ有事や緊急時に備えた法体制を客観的に整備すべきであります。

終わりに当たりましてこのことを付け加え、私からの意見陳述を終わらせていただきます。

○団長(山崎正昭君) どうもありがとうございます。

次に、河瀬公述人、お願いいたします。河瀬公述人。

○公述人(河瀬一治君) この福井市のほん近くでございまして敦賀市長の河瀬でございます。

私、全国に原子力発電所を持つております自治体、二十六の市町村でございますけれども、全国原子力発電所所在市町村協議会という協議会がございまして、その会長も仰せ付かっている次第でございます。

本日は、私も原子力発電所を持つております

立地地域の意見を聞いていただけたというようにことで、大変いい機会を持つていただきました。心から感謝申し上げる次第でございます。

原子力発電所といえますのは、皆さん方も御承知のとおり、これは、地域住民の安全、安心が確保されまして、地域住民から信頼のされることがこれ基本でありますし、また原子力発電所とともに共存共栄をする、これは地域振興等がしっかりと確立をされまして、そして立地の住民の皆さん方が原子力発電所があつてよかったと言われるような、そのような郷土の発展を私も願つておるところでございます。

しかし、原子力発電所といえますのは潜在的に危険性を持つておるわけでございます。国の安全規制とともに多重防護の観点から何重にも安全対策が講じられておりますので、私も原子力発電所自体はそう心配はないというように思つておるところでございます。原子力発電所の安全は確保されている、このように私は信じておる一人でございます。

特に、米国の同時多発テロございました。本日にこれは衝撃的な事件であつたわけでございますが、平成十三年九月十一日であります。特に、このテロを私も知り得まして、本当に大変なことだ。そのときにふと、私も原子力発電所という施設を持つておる地域にとりましては、もしそれが、この発電所がそのターゲットになったらどうなるんだろうという、そのような実は心配をしたものでございます。そういう意味で、私も地域の地域、特にこの福井県嶺南地方には十五基の今発電所がございまして、また、いろいろと今議論がされております高速増殖炉の「もんじゅ」等も、これは敦賀市に持つてございまして。そういうことで、私も地域住民には本心に大きな不安が広がつたところでもございます。

こういうことで、私も実はもう九月十三日に、これはもう二日後でございますけれども、全原協という立場で内閣総理大臣を始め関係各省庁に対して、原子力発電所に対しますテロ等防

護対策ということで、この強化に關します要請をさせていただきますところでございます。その内容につきましては、やはり何といたしまして、国民の皆さん方の不安に対処するために、事業者はもちろんでありますけれども、国は、テロ行為、また武力攻撃などに対しまして原子力発電所を、重点的かつ恒常的な防護対策の強化を求めたものでございます。その結果、今日まで各発電所周辺におきましては、警察等を始め、また海上保安庁、関係の皆さん方によりまして厳重な警備がされておるわけでございまして、警察始め関係の皆さん方に深く感謝を申し上げます。このように思つておる次第でございます。

特に、そういう中で私も立地地域住民の期待でございますが、そういう中で特にイラク戦争もございました。これはもう極めて短期間で申しますが、期間的なことにつきましてはいろいろ御意見があるというように思ひますけれども、戦争も終結がされたわけでありまして、逆にこのテロの脅威というのは全く私は収まっていらない、このようにも感じておるところであります。それと、特に拉致問題等々いろいろ話題になつております北朝鮮のミサイルの開発問題、これもございまして、そういうことを耳にするたびに目にするたびに、やはり立地地域の皆さん方というのは、発電所を持つておつて大丈夫なのかなという、そのような一抹の不安、これもあることも事実でございます。

そういう中で、特に不測の事態が仮に起こった場合であります。私も立地自治体としては本心に何も、どうしていいのかわからないというのが実は実情でありまして、そうなりますと、地域住民の皆さん方、これは市役所に任せておいてもどうもならぬと、やはりこれは国が責任を持つて守つていただかぬことにはというふうな、そういうふうな思いの中で、非常に今回のこの有事関連三法案に対しましては、期待といたしますが、何とか整備をして私も地域を守つてほしい、国として責任を持つて守つてほしいというふうな、その

ような思いがあるというように私は考えておる次第でございます。

特に、このような事態の中では、当然私も町村長といえますのは地域住民の皆さん方の生命を、財産を守る、これが第一の仕事でございますので、当然、このような有事になった場合には、私どもの市町村でできることはもちろん全力を尽くしてやりますが、国との十分な連携が取れる体制を持つことも非常に大事だと思っております。重要だということに考えておる次第でございます。

そういうことで、特に、私の個人の思いかもしれないけれども、日本の今の、今までの体制というのは、言い方は悪うございますけれども、安全ほけといいますが、余りにも、国を守る、国の危険、そういうものに対しての認識が薄いように私は感じておる一人でございます。

特に海外の方なんかに行きますと、いろいろな国の警備体制なんかを見ますと、日本というのは本当に平和でいいなというふうに私は思っておったんですが、そういうものだけに、享受できる時代ではないということも今はつきりと認識を深くしている状況でございます。

私、特に韓国との姉妹都市関係もございまして、東海市というところがその姉妹都市であります。朝鮮も近いということで、海岸へ行きますと、鉄条網が張り巡らされ、トーチカといいますが、そういうもので軍隊が常に警備をしているようなその状況などを目の当たりにしますと、特にそういうことを感じたこともございます。

今回のこの有事法制関連の三法案につきまして、我が国に対します外部からの武力攻撃が発生した事態、また事態が緊迫しまして武力攻撃が予想される、予測される事態に至ったときの対処についてということでの、地方公共団体、また国民の皆様、警察、自衛隊等々、国家全体がどのような

に連携をしていくべきか、あらかじめ基本となります事項を定めることによりまして、武力攻撃事態への対処のための体制を整備をし、あわせて、武力攻撃事態への対処に關するルールを定めたものというふうな理解をいたしておるところでございます。

そういう中で、何度も繰り返しになりますけれども、私も、発電所を持ってあります地域住民といえますのは、発電所へのテロの攻撃がないだろうかという、そのような不安を持っております。繰り返しになりますけれども、事実であるというふうな思っているところでありまして、特に、確固たるそういう体制ができることを私は期待をしております。

そういう点で、私も地方として、また地方自治体としてできることはもう当然協力はさせていただきますけれども、国としてのしっかりした体制を取ってほしい。そういう中で、これも先ほど江守会頭さんの方からお話ございました、新幹線のお話もございました、いざというときの一つのインフラ整備。また、私どもの今地域には、舞鶴若狭自動車道という道路の建設が進んできておりますけれども、小浜西までできてまいりました。しかし、その後が、また国の方でいろいろな議論がされております。私どもの地域といたしましては、この細長い嶺南地域の中に十五基の、先ほど言いましたように発電所がございまして、そういう中で、本当にこの道路網の整備が遅れておりまして、是非こういうものも併せて、この有事法の関連法案も大事でございまして、私どもの地域にとりまして、そういう高速交通網を始め、そういう道路網の整備も、これも大きな一つの

の対処できる要素だと思っておりますので、先生方にもまた、そういう違う方面でございしますが、お力をいただきたい、このようにも思っている次第でございます。

本日に、本日は私どもの意見を聞く機会を持っていたしまして、心から感謝を申し上げます。

発電所といえますのは、繰り返しになります。が、地域住民の皆さんの安全、安心が確保されて、そして信頼されるのが基本でございます。そういう意味で、私どもは原子力発電所と共存共栄をしながら、その安心、安全を、基本でございまして、それを基本として共存共栄をして、地域住民が原子力発電所があつてよかったと言われる、そのような地域を目指しておりますのでございまして。

有事の際の体制を早期に確立をされるように切に要望を申し上げます、発言を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○団長(山崎正昭君) どうもありがとうございます。

次に、塚田公述人をお願いいたします。

○公述人(塚田哲之君) 福井大学で憲法を担当している塚田でございます。

本日は、公述の機会を与えていただきまして、誠に光栄に存じます。ありがとうございます。お手元にレジュメが一枚、それから資料が三枚参つておるかと存じます。資料の方でございますが、これは、衆議院における審議の最終段階におきましていわゆる四党合意というのがございまして、これを受けて憲法研究者の有志が発表した緊急声明の文書でございます。今審議の対象となつております本法案につきまして、少なからぬ数の憲法研究者が強い憂慮というものをお示しているということをお伝えするために付けさせていただきました。ごらんおきただければ幸いです。

以下、レジュメに沿つて申し上げます。

私は、憲法学の立場から、法案の文言に即した形で問題を指摘したいというふうに考えております。

も日本国憲法の下においては、殊のほかその要請が強いという事情によりまして。

しかしながら、この三法案自体相当の分量を持つておりますし、かつ構造自体もかなり複雑であるというふうに思っています。それに加えて時間の限定というのがございまして、私は、四党合意を受けて行われた修正に關する点を中心に三つほど申し上げたいと存じます。

なお、レジュメにおきまして条文番号のみを示しているものは武力攻撃事態法案の条文でございます。

一でございます。

武力攻撃事態の定義変更というのがこの間行われました。御案内のとおり、政府原案にありました武力攻撃事態というものが武力攻撃事態と武力攻撃予測事態という二つに分かれまして、両者を併せて武力攻撃事態等というふうになされました。これによりまして、予測との関係が問題となつたおそれという文言は消えたわけでございます。しかしながら、新たに定義をされました二条二号、それから三号の文言というのは、昨年の五月十六日の政府統一見解中に表れた文言をそのまま利用しておるものでございます。したがって、内容上の変更はないというふうな考えております。また、予測事態というものが残された結果、この間指摘されてまいりました予測事態と周辺事態との併存と呼ばれておる問題、これも依然残されているというふうな考えます。

したがって、例えば周辺事態法に基づいて米軍を支援する活動を行っている自衛隊、これに対する武力攻撃が予測されれば、自治体、事業者、国民を動員する事態対処システムというものが発動される、こういう法案の基本構造には全く変更はないというふうな考えております。

また、武力攻撃事態等を認定する実質的な主体というふうな思われます事態対処専門委員会、これは安全保障会議設置法の八条でございまして、改定案の八条でございます。これにつきましては、新ガイドラ

インの下での包括メカニズム、調整メカニズムとの関係というものが問題になろうかというふうに考えております。

第二に、国会の関与に関する問題でございます。

法文上、対処基本方針の法的効力の発生の時点というものは必ずしも明確ではございませんが、対処基本方針が閣議決定後直ちに公示され周知されるということ、そして、国会が対処基本方針に対して不承認の議決をした場合、速やかに対処措置が終了されるべきことを定めていることからいえます。したがって、閣議決定後、国会の議決がある前から対処措置が実施されるというふうには理解できません。したがって、四項の一号に基づく防衛出動に係る記載がある場合は別でございますが、これ以外の場合は国会の関与というものは事後というものが原則になろうかと思っております。この国会の事後の関与というものは、現に武力攻撃が発生しているわけではないいわゆる予測事態の場合も含めて事後の関与ということになりますし、修正協議におきましてもこの点には手が付けられていないというふうに見えております。

また、修正されました九条の十四項でございますが、これは、対処措置を終了すべきことを国会が議決した場合には、内閣総理大臣が対処基本方針の廃止につきまして閣議決定を求めるという定め方をしております。法案には九条の十一項の場合を除きまして対処措置の終了を直接定める規定はございませんけれども、十五項が対処基本方針の廃止の閣議決定の後速やかに国会報告及び公示するということになっていることから、国会の議決があれば自動的に対処措置が終了するというわけではなく、この点でも国会の関与は間接的なものにとどまるというふうに考えております。

さらに、こうした国会関与の脆弱性というものは、対処基本方針に記載されるべき事項の不明確さによりまして増幅されるというふうに見えております。法案は、九条の二項三号で対処措置に関する重要事項というものを定めておりますが、それを受けまして三項ないし五項で自衛隊の活動にか

かわる規定というものを置いております。しかしながら、それ以外の重要事項の内容というものは明らかではありません。加えて、そもそも、その対処措置を定義する二条の七号を見ましても、とりわけ予測事態における対処措置の中心、全体像というものは不明確であるというふうに思われます。このように、対処基本方針の内容に不明確な点が残されているというふうには判断されますので、これに対して国会が実効的な統制を行い得るかという点については強い疑問を持っております。

以上のように、修正点を含めましても、法案における国会の関与というものは極めて不十分なものではないかというふうに思っております。第三に参ります。基本的な人権の尊重についてでございます。

政府原案の三条四項というものは、文言に若干の修正を加えた上で、修正後の前段という形で維持されております。したがって、同時に提案されております自衛隊法改正案の七十七条の二、これは防衛施設の構築という規定でございますが、などにも見られますように、予測事態における人権制約の可能性というものがこの修正合意におきましても一般的に承認されている格好になります。かつ、この三条四項にかかわらず、政府は、これは公共の福祉による制限であるという説明の仕方をしております。これは、自衛隊法の改正案の中に物資保管命令、百三条に係る規定ですが、これに新たに百二十五条で罰則を設けるということが行われた、存在しているということから、ここにおける公共の福祉というもののの中には、いわゆる軍事的公共性というものが含まれてくるという格好になります。

そもそも、一切の軍事的手段を否定した日本国憲法九条の下でこのような軍事的公共性が承認されるのか自体、極めて疑問でありますけれども、それをおくいたしまして、公共の福祉による人権制約の可能性というものを一般的な形で承認すること自体、公共の福祉の名目で行われる野方図な人権侵害を排除すべく学問的な努力を積み重

ねてきた憲法学の成果というものに余りに配慮が欠けているのではないかとこのように感じております。

また、修正によって追加された三条四項の後段でございますが、これは、前段に言う尊重されるべき国民の自由と権利と区別する形で、「日本国憲法第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない」としてあります。法文上、その他ではなく「その他の」ですので、十四条等は例示規定ということになります。したがって、最大限に尊重されるべき基本的人権に関する規定の範囲というものが決定的に重要になると思いますけれども、この間の修正協議の中で民主党が提案いたしましたいわゆる対案におけるそれなりに詳細な定めというものが、この修正後の後段におきましてはかなり簡略化された形になっております。したがって、ここで言う基本的人権に関する規定の範囲というものについては、今後の審議の中で是非具体化していただく必要があるのではないかとこのように考えております。

もともと、先ほど申し上げましたように、三条四項の前段で人権制約の可能性を一般的に承認する格好になっておりますので、後段におきまして「最大限に尊重」というのも、せいぜいのところ程度問題にすぎず、人権侵害に対する有効な歯止めとなり得るかについての疑問というものはやはり残ります。

仮に武力攻撃事態等が発生した場合にも、確実に人権保障を行うというのであれば、むしろ自衛隊法改正案の中にございまして、先ほど申し上げました物資保管命令あるいは業務従事命令等に係る規定、さらには現行法に既に存在しております防衛秘密の保護規定、九十六条の二でございますが、といった規定の削除あるいは修正といったことを考えるというものがむしろ筋ではないかと思っております。

また、この間の修正協議の中で民主党が要求した点につきましては、今後の国民保護法制の整備

の中で具体化するという覚書がございます。しかしながら、この整備期限については、事態対処法制全体については速やかという形、そして国民保護法制につきましては一年以内を目標というふうになっておりますが、人権制限にかかわる具体的な定めを欠いたまま一般的な人権制約の可能性のみを先行して承認するという、こういう法整備の在り方にも大きな問題があるというふうに考えております。

以上のように、修正された点を含めましても、平和主義のみならず、人権保障、議会制民主主義、さらには、公述では触れることができませんでしたが、地方自治の保障についても極めて深刻な影響を与える本法案の問題は解消されていないものと考えております。

もともと、政府原案について、欠陥だらけであるとか破れ傘等々、様々な形容があつたわけでございますけれども、これが修正によって実質的に修正されたというふうには言うのであります。したがって、四党合意から衆議院通過に至る経緯にみましても、本院においてこそ本格的な審議が必要であるということになろうかと思っております。

したがって、当委員会におかれましても、法文に即しまして慎重かつ徹底的に審議されるという私を私としては希望したいと考えております。時間でございます。以上をもちまして私の公述とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○団長(山崎正昭君) どうもありがとうございます。次に、村田晃嗣公述人をお願いいたします。○公述人(村田晃嗣君) ありがとうございます。御紹介いただきました同志社大学の村田でございます。時間が限られておりますので、本題に入らせていただきます。まず、今般、いわゆる有事三法案が衆議院で与野党多数の賛成で可決され、今この参議院で慎重に審議されているということを誠に結構なことだ

というふう存じております。さきの国会で政府が御提案になった法案についての様々な批判や意見を盛り込んで、今回の政府提案も前回に比べて緻密なものになっていったというふうに思います。また、今回はそれに対して野党が建設的な対案を提示されて、それを取り込む形で法案が少なくとも衆議院で通過し、今参議院で審議されているということは大変結構なことであろうというふうに存じます。

そもそも、よく言われますように、政府が有事法制の研究に着手をいたしましてからおおよそ四半世紀がたっているわけですが、それにもかかわらず、当初の有事法制の研究と申しますのは、これは専ら自衛隊法の第七十六条にかかわるもの、つまり、いわゆる防衛庁マターの問題でございましたけれども、今般の法案は、防衛庁だけではなくて国全体が有事にどのように取り組むか、あるいは国だけではなくて、お話に出ておりましたような地方公共団体を含めての取組という、大きな法的枠組みについての整備を進めようとしているという点で、大変評価されてよいことであろうというふうに存じております。

それから、我が国では、さきに日米防衛協力のための指針、いわゆるガイドラインに基づきまして周辺事態法が成立しておりますけれども、これでは有事法制が整備されず、日米安全保障条約に言うところの六条事態と五条事態両方についての国内法的な整備が進むということであって、我が国の安全保障の観点から私は大変結構なことではないかというふうに存じております。

また、御案内のように、ここ数年、我が国を取り巻く北東アジアの安全保障環境が極めて流動化し、あるいは危機が高まっておりますけれども、こうした中で我が国の国会が有事法制を成立させるということの対外的なメッセージと申しますか、我が国がこの国際環境に対してしかるべき危機感を持って臨んでいるということを示す必要が、極めて明確に伝えているという点も、この有事法制が今般審議され、そして成立することは大変重要なことであろうというふうに考えております。

しかし、もとより法案そのものの中にも幾つかの将来の課題が盛り込まれておりますけれども、将来更に検討すべき点が、これはお話にもありますように国民の人権にもかかわる問題でございますから、将来にわたって慎重に議論されるべき点が多数あることは言うまでもございません。

私は二点だけ申し上げたいと思いますが、まず第一点でございますけれども、この事態対処に当たって、何ですか、対策本部を設置をされること。総理が本部長になり、また対策本部には本部長、副本部長を置くこと。これは極めて適正なことであろうというふうに思います。

しかしながら、例えばテロにいたしても、あるいは武力攻撃型の有事にいたしても、有事というのはそもそも私どもが想定していないようなことが起こる可能性が多々あるわけでございます。例えば首相官邸がねらわれる、あるいは国会の承認といった国会議事堂そのものがねらわれる、国会議員の三分の二以上が死んでしまふというような事態もこれには言いえないわけでございます。この対策本部でも、本部長に故障があるときには副本部長が代行なさるということでございけれども、副本部長をおやりになる閣僚が例えば官房長官のような場合、総理がねらわれるというときには官房長官も実は近くにおられて、一緒にねらわれているという可能性は排除できないのでありまして、この職務権限の代行といえますか継承の順位というものについて、副本部長までではなくてももう少し厳密にお考えになるべきではないかと。

もちろん、各内閣ができるときに総理の職務代行については内閣ごとにお決めになっていると思っておりますけれども、それはその時々内閣の年輩の閣僚の方に回るとかいうような状況的なものであって、総理大臣あるいはこの対策本部長の権限の、故障があったときの継承について考える必要が、あるいは、これはこの有事法制案ではなくて国家行政組織法であるとか内閣法に連することかもしれないけれども、有事の際の

意思決定のメカニズムが有効に機能するという点では、こういうことについても今後御検討いただきたいというふうに思っております。

それから、もう一点目は、これは民主党が御提案になってこの法案の中に盛り込まれた危機管理庁について検討することでございます。私はもちろんその危機管理庁というふうなものの設置について検討することも大事なところかというふうに思いますが、この有事法制が仮にできまして、法律の大枠ができる。今度はその実施、運用ということになります。今度はその様な中央官庁がこの実施、運用に関係する。それから、地方公共団体もこれにかかわりになる。非常に複雑な運用、実施のプロセスを進めていかないと行けない。そうした中で、官庁機構間の権限であるとか所轄のすり合わせという非常に難しい問題が出てまいります。

そうした中で、実際に考えたときに、危機管理庁のようなものを作ること官庁組織間のそういう権限の重複ですとかすり合わせを統合するような役割を危機管理庁が果たせるのか。あるいは、もしかしらば屋上屋を架すもう一つの官庁を作って事態を更に混乱させるだけになるのかもしれない。

その点については、御検討になることはもちろん重要でありますけれども、作つた以上はそれが本場に官庁機構や地方自治体との連携に役に立つものにするような、そういう方向で慎重に御検討いただきたいというふうに思います。あるいは、ここで危機管理庁ということが考えられているのは、恐らくアメリカの連邦緊急事態管理庁、いわゆるFEMAがイメージとして想定されていると思っておりますけれども、私の理解するところでは、アメリカの場合はアメリカ合衆国軍が基本的に外征部隊、つまり外で戦う部隊であって、国内での戦闘や活動に従事することを本来の職務にしているという点から、課題にしている軍隊でございます。アメリカ合衆国軍に対して、国内での緊急対策に対してFEMAというものがあるのであって、我が国のように専守防衛を前提と

した自衛隊という組織がある中で、FEMAに類するものを国内で新たな官庁組織として作ることが果たしてどれだけ有効かということについては御検討を更に賜りたいところであるというふうに存じます。

しかしながら、いずれにいたしましても今後残された課題はたくさんございますけれども、そして、それについては慎重に基本的人権の問題を含めて御検討いただきたいと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、有事というのは基本的に私どもの想定を超えた事態を多く含んでいるのであって、余りに法律論的な議論に傾いたときに、本当には役に立たない法律を作ってしまったというふうなことになるように、政治的、大局的な御判断をもって今後更に議論をお進めいただきたいというふうに思います。

少し短いですが、これで終わらせていただきます。

○団長(山崎正昭君) どうもありがとうございます。

次に、村田嘉孝公述人をお願いいたします。

○公述人(村田嘉孝君) こういう機会を生まれて初めて得たわけですが、その点について非常に有り難く思っているわけでありまして、参議院というのは、二院制の中でのいろんな参議院の必要性和かなんとかという言われたいところですが、相当前からあると思っておりますけれども、こういうような場を設定していただいたということは、非常にやはり参議院の特性が生かされていて、極めて良識の府であると思っております。

そういう意味で、地方で、特に地方で公聴会を開かれるということは、いわゆる政治についてきめ細かい国民を思う配慮が参議院にはあるんだなというのを私はつくづく感じたわけであります。しかも、この委員の皆様は、国会の、先ほどの資料を家へ送ってきて、一昨日送っていた、だいたんですが、ほとんど読む時間がなくて、ほとんどさっと見ただけでございますけれども、国会で衆議院と合わせて何百時間も今まで検討されて、

参議院も今何百時間という審議をされているという事について、参議院の委員の皆様は大変な専門的に勉強をなされたことであると私は思っております。それで、私ごときが意見を言っても非常におこがましいと思うんですけども、思ったことだけ申し上げたいと、こういうふうに思うわけでありまして。

私は、公立中学校や公立高校の教員をしまして、それで県の教育委員会、社会教育課でございしますが、それから公立高校の校長を二つやりまして、そしてその間、体協の副会長とかそれから国体選手団の副団長とか体育関係もやりまして、現在は社会福祉法人、自閉症の施設でございしますが、これは非常に重要な施設で、その施設とそれから小さな会社を今経営しているわけでありまして。

そういう意味で、私は、今朝の新聞見ましたが、イラク新法というのは、自衛隊をイラクへ送るという法案についても、どうも今朝の記事を見ると有事関連法案の後に考えると、こういうようなことを言っていました。それに位置しますと、非常にこの法案は重要な地位というんですか、位置を占めていると、こういうように私は思います。

それで、まず外部からの武力攻撃を受けた場合の国民の生命それから身体、財産を保護するための法整備、これは私は国の責務であると思っております。やはり、これは日本国憲法の中に、資料の中にもありましたが、日本国憲法の中に、国民の自由の権利、先ほども公述の中に国民のたけれども、そういう基本的人権、こういうののすり合わせも大切なことだと、こういう具合に思っております。

それで、この法案について簡単に申し上げますと、まず有事関連三法案は我が国の平和と安全を図る極めて重要な法案である、だからもう早期成立をしなければならぬのではないかと、これが私の立場であります。したがって、骨子としましては、全般的に考えてみますと、やはり三法案は、我が国の平和と安全といえますか、やはり今まではいろいろな事件がありまして、国民の生命や身体

やそういうものが非常に侵害されている状況が他国によって起きています、そういうふうなことを守るための基本的な法律であると私は思います。それから、武力攻撃事態対処法案については、外国からの武力攻撃に対して国全体で対処する姿勢を明示したもので、これは、私はやはり国民への意識付けですか、それから納得、それから憲法の各条文、他の法律との関係、これは恐らく法制局とすり合わせなされると思うんですけども、その点で評価できるのではないかと。なぜ今まで整備されていなかったかということについては、どうやらという感じが私は持っているわけでありまして。

それから、各法案につきましては、武力攻撃事態、これ、どうも資料見ますと、専門的なことは分かりませんが、攻撃が発生する明白な危険が切迫するということに言われているわけですが、このときの基本理念又は地方公共団体の基本的な責務を規定しているから、国及び地方公共団体の役割を明確にしているのではないかと、こういうように思っております。

今後、国民と一番の接点を有する地方公共団体にどのような役割を期待しているのかということ、を国民と一体となって検討することが必要ではないかと。それから、国民に協力を求めています。これはちよつと、後でもまたちよつと申し上げたいと思うんですけども、政府としての法案の趣旨をよく説明して、地方公共団体と連携して一体となつて行動するための枠組み、そういう醸成、醸し出す、雰囲気を出すといえますか、そういうものをやっぱり促進することが必要ではないか。

それから、国防の中心である自衛隊、これ、自衛隊というのはやはり国民のそういう点においてはよりどころだと思えますけれども、より迅速的確に対処できる、そういう枠組みが整備されているということについても評価いたします。

それから、国家として一元的な行動を行うために必要限度で内閣総理大臣に権限が集中されることも必要だと認識しますが、ただし、その場合

に、私はやはり監視・抑制機関が必要ではないかと、こういうふうなちよつと思っておりますが、その点余り自信ありませんけれども、やはりある程度抑制機関とか監視機関が必要ではないかなというような気が、私個人は思っているわけでありまして。

それから、地域的な特性につきましては、九州の不審船は別として、この地域は能登沖不審船、あれは平成十一年三月でございましたが、その不審船の事案、それから他国兵士の漂流遺体、漂流、海岸へ漂流しましたね、そういう問題。又は、先ほど公述人が言われましたように、原発の集中。こういう武力攻撃事態というよりその他のテロ、いろんなテロが考えられると思うんですけども、その緊急事態の発生の際の蓋然性、いわゆる蓋然性というのは起こる可能性が高いといえますか、そういう地域だと。その地域的な特性を有しているから、このために、それに対処するための施策をやはり推進していくということが重要であると。だから、この地域の、この地域の喫緊といえますか緊急といえますか、そういうものの課題と私は認識しているわけでありまして。

それから、国民の啓発につきましては、やはり常に危機と同居しているこの地域、福井という地域でございしますが、これにかなりみて、防災訓練とかそういうものも、事態が発生した場合の対応行動についてそういう防災訓練などを行っていくことが重要ではないか、そして単に計画するだけではなくて、実践することによって問題点を把握し分析していく、そして継続的に改善し、計画を修正することが必要ではないかと、こういうように思っています。

それから、郷土愛ですね。私たちは、この国民の協力ということからちよつと考えるんですが、この法案によると責務はないんだと、協力してもらうんだと。そうすると、この協力というのは一体何だろうと。そうすると、協力というのは、やはり地域を愛し、郷土を愛し、そして人を愛する。人は生かされて生きる、自分一人で生きていくんだというのを考えていきますと、この郷土

愛を中心とした、もつと言ひ換えれば人を愛する、国を愛する、そういう気持ちをどんどん図っていくかないと国民の協力が得られないのではないかと。私は、この国を愛する気持ちというのは人を愛する気持ちと一緒だと、地域を愛する気持ちと一緒だと。そういう気持ちで、やはりそういう気持ちで国民が持たなければ、協力する、責務は引き出すためには、そういう国を愛するといえますか、地域を愛する、郷土を愛するといえますか、やっぱり育てていく施策を作る。どんどんやっていかなければならないのではないかと。これ、これだけで終わるんではない。また次の時代、次の時代、次の時代、歴史は繰り返すから、そういう次の世代のことを考える必要があるのではないかと、いうように私は思います。

それから、一つ最後に言っておきたいんですけども、私、ちよつと分からねから先生方も考えていたみたいなんですけれども、やはり自衛のための防衛システム、自衛ですね、自衛のための防衛システム、僕は余りよく分からねですけども、例えば弾道ミサイルというような場合に、それを防衛するシステムをやっぱり開発といえますか、何とかしなければ、これは技術的にできるか、できぬかはちよつと分からねですけども、その防衛システムを開発すると。どれだけ掛かるか知りませんが、私、財政とかそんなのは私たちには分かりませんが、そういう財政的な措置を取って、そして自衛隊ですか、国の行政機関の中に、やはり防衛システム、攻めるのではなくして防ぐんだと、そういう防衛システムを開発し、取り入れていかなければならぬのではないかと、こういうように痛切に思います。

特に、最後のこの防衛システムについて、参議院の先生方は優秀な先生で、何百時間という審議をなされているんですから、今の財政事情の中でひとつ、その点をひとつ御配慮いただければ有り難いと。つまらない意見、取り留めもなかったんですけども、

れども、御意見拝聴していただきましてありがとうございます。よろしく願います。

○団長(山崎正昭君) どうも本場にありがとうございます。さうでした。

以上で公述人の方々の御意見の陳述は終わりました。

それでは、これより公述人に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手の上、私の指名を待つて御発言願います。

なお、委員の質疑時間が限られておりますので、御答弁は簡潔にお願いしたいと存じます。

また、御発言は、質疑及び答弁ともに着席のままで結構でございます。

それでは、質疑のある方は順次御発言願います。

○国井正幸君 自由民主党の国井正幸でございます。

今日は、公述人の方々には本当に貴重な御意見を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。と思います。

まず、河瀬公述人にお尋ねをしたいというふうに思いますが、全国の原子力発電所がある自治体の協議会の会長さんやられておると、こういうふうなことで、特に市長さんとして市民の安全の確保のために日ごろ御尽力いただいているわけですが、そういう中で、原子力発電所、確かに原子力発電所そのものについては安全を期して運行されているわけですが、ただこれは、通常のいわゆる事故、通常と言う事故等に対しては安全な形を最大限取っているわけでありますが、外部からの攻撃というのは余り想定をされていないわけですね。そういう意味で、テロの御心配なども先ほどお話がありました。

そういう中で、これから国民保護法制がこの三法案の成立後速やかにということ、一年以内に国民保護法制を整備することにいたしているわけでありますが、自治体の長として、こういう部分が非常に心配だとか、あるいはこういう部分はどう

うなんだろうというふうなことで、今お気付きの点がありましたら、ひとつお聞かせをいただきたいということ、もう一つ、これは江守公述人とも共通しているわけですが、いったんこの地が、例えばもう、今日はこの地で、これ公聴会をやっているんで、あえてこの地とこう申し上げますが、どうも攻撃されそうだと、こういうことになったときに、市民を避難させなくちゃならないわけですね。そのときに、特にこの近在には原子力発電施設なんかもあって、幾つかの自治体がある。そういう中で、先ほども舞鶴若狭自動車道の整備の話がありました。伺っているところ、余り整備がよく進んでいないような話も承ったわけですが、その辺の整備状況等について、この際、国等に要望するような状況があれば、この国民を避難誘導するというのを含めて、その辺の考え方、現状といえますか、ちよつとお聞かせをいただきたいと思っております。

河瀬公述人と江守公述人、併せてお願いしておきたいと思っております。

○公述人(河瀬一治君) それでは、私どもの心配というところで、いろんな法律の中で、私もそのいただいた資料、もうたくさんございまして、全部読む間もございまして、細かい部分につきましては分からないところもあるんですけども、ただ、心配といえますのは、先ほど村田先生もおっしゃっていただきましたけれども、その発電所の安全問題で、実は例のテロ事件、アメリカのテロ事件のときの話で、じゃ、そういうジェット機が発電所の方へ突っ込んだらどうなるんだという、いろんな議論あったときに、いろいろこの解析もしていただきました、真上から突っ込む以外は、今の発電所はジャンボジェットが横から突っ込んで安全であるという話を聞きました。じゃ、その真上から落ちるといって、私も聞いた話なんですけれども、そういう話を聞いたりしまして、ただ、先ほど言った北朝鮮のミサイルが本場に核を積んで飛んできた、もうそれはどうにもできないであろうと、もうお手上げになると

そういうようなところで、防衛といいますが、もちろんこれは有事の中で、もし相手が何かするからどうなるという場合には、やはり専守防衛といいますが、そのミサイルがこちらに落ちる前に落としてもらうのがこれは一番でございますので、そういう点で、これは仮に、民間のジェット機はもう今のしつかりした体制の中ではそういうことではないというふうに思いますけれども、そういう心配があるものですから、今回のこの法律の中で、そういう事態になったとき、それと先生おっしゃっていただきました例の避難ですね、もし攻めてくるって分かったときに、やはり避難させなきゃこれはならぬものですから、これは、私も、ちよつと今、原子力災害対策特別措置法なども成立をいただきました。今もし万が一に発電所で事故があった場合にはということ、今訓練を、これ今定期的にやらせていただいております。

そして、そういうものも恐らく生かせるのかなというふうにも思っておりますが、悲しいかな、今私どもこの嶺南地方には国道二十七号線が一本通っております。これも実は慢性的な渋滞する箇所がたくさんある実は道路でありますし、県の方で海街道という道も少し通ってまいりましたけれども、極めてその道路事情が悪い。これ、いざというときに避難しなさいと言われましても、恐らくできないんじゃないかということがあります。

特に今、私ども、この敦賀半島がございまして、これは例の映画、「宣戦布告」の映画でも出ましたけれども、ちよつとあの辺りのところでありますけれども、実はこの敦賀半島というのは道路が切れております。といえますのは、私どもの市街地からずつと行きますと、ちよつと日本原電一、二号機、またふげん発電所があります浦底、そして立石という地区がありますけれども、そこ

で実は道路が切れております。昔から敦賀半島を周遊しようという道路の計画もあったんですけども、これも遅々として進まない。そしてそれを、道路がありませんから、もし仮に道路ができますと、そこから「もんじゅ」という発電所、先生方も行かれたかもしれませんけれども、その地

域、それを渡りますと今度、これは美浜町さんになりますけれども、丹生というところに関西電力の発電所が、一、二、三、四号ありまして、もう現在でも七つの発電所がその半島の先に立地がいたしております。しかし、道路がなくなっております。

そのような状況と、先ほど言いました舞鶴若狭自動車道も、これも敦賀から小浜の方までまだ切れておる、五十キロ残っております、これもなかなか、もちろんやっていただけのもというふうにも思っておりますけれども、そのやり方を、今までのようにじゃなくて、いろんな方法で云々かんぬんというふうな議論をまた、非常に乱暴な意見ですと、もう必要のないところは造らぬでいいじゃないかというふうな、そんなような今意見も出ておりました、非常に私ども憤慨しております。

そういう意味で、こういう立地地域にとりまして、先ほど先生おっしゃっていただきましたように、いざというときにどうするんだということを考えていただければ、当然これは早くもう国として造っていただかなくちゃならぬ私は道路だということに常々思っております、いろいろお願いもさせていただいております。

そういう点、是非こういう道路網の整備等につきまして、私どもはもう現状のままではとてもこれ、仮に法律できまして、さあ、いざ、仮に有事がなりそうなきに逃げたいと言いましても、一体どこへ逃げていいのかなという、実は地元としては実は不安がございまして、このことを強くお訴えを申し上げます、このように思っております。

○公述人(江守幹男君) 今、国井先生の方からの御質問でございます。

私どもの方は、そういう有事の場合にどういうふうにするのかということで、実は私、公安委員長の経験をしておるんでございます。そのときにつくづく感じましたのは、もちろん全国の警察の警察官がこの十五基の原子力発電所に今応援に来ていただいておりますよ、警備のためにね。しかし、一たび有事になった場合に、本当にこれそう

いうことで防衛できるであろうかということ、とても不安に思ふんですね。

そうしますと、やはり、例えば自衛隊、そういう正規軍を大量に移動できる、これをやつぱり特にこういう地方は持たなきゃいけない。そうなりますと、私は新幹線だと思ひますよ。これ金沢に大きな部隊がございまして、大量に持つてくるのに今のJRではとても持つてこれられません。これはやつぱり新幹線ですね。それはまた大阪から持つてくることもございましょうね。

そういうことを考えました場合に、新幹線というものは有事の場合に非常に大切なんだということとを私はやつぱり感じるんですね。もちろん、平時の場合もこれがないことにはその地方の開発は起きませんからね。

そういう意味におきまして、福井県は、今度新幹線が北陸新幹線というので見直しになつてゐるんですね。この中の先生方の中でそういう御関係の深い、特に山崎先生は非常に御関係の深いものでございまして、お願いをしてゐるわけでございます。すけれども、そういう有事の場合にも、大量輸送の手段としての新幹線の重要さ、必要さ、これは先生方、よろしく御記憶をお願いしたい。

もちろん、これは先ほど河瀬市長言われましたように、高速道路ですね、これはもう当然でございます。特に、若狭のところに通つております二十七号線でしたかね、これはもう本当に、もう本当に一日も早く開通しないと、私は有事の場合にどうするんだらうかと一番心配するのは地域住民だろうと思ひますね、もう物すごく混雑する道路でございます。

そういうふうな、有事の場合の大量輸送手段、これをやはり是非は実現できるように国として考える責務があると、防衛のための責務があるんだというふうな思ふわけでありまして。

以上でございます。

○国井正幸君 今の御意見、しつかり私どもも受け止めて、これから努力をさせていた。だきたいというふうな思ひます。

なお、あわせて、村田公述人からありまし

た、あるいは河瀬公述人からもありましたが、ミサイルディフェンスの問題ですね。これ、参議院のこの特別委員会もテレビ放送があれば皆さんが、冒頭の部分なんかありましたからお聞きをいただいた部分あると思ひますが、延々とやつていまして、そういう中で、私どもも十分専守防衛という立場でこのミサイル防空システムの開発研究について鋭意検討を進めておりますので、これは国会の議論を通じて、与党としても一生懸命進めていきたいというふうな思ひます。

○椎名一保君 自由民主党の椎名一保でございます。今日は公述人の皆さん方、ありがとうございます。御苦労さまでございます。

初めに村田兎飼公述人にお伺いをしたいと思ひます。備えと愛いということにつきまして。

この有事法制の整備が戦争国家につながるかとアメリカの戦争に巻き込まれるとか、巻き込まれるんですね、まだそういう疑念を持たれてゐる方が大分おられると思ふんです。備えあれば憂いなしという言葉がありますけれども、しかし、過去の侵略戦争がすべてその備えから始まつたんだというふうなまたことをおっしゃられる方もおられます。

このことにつきまして、これは先生がおっしゃられる比較考量の問題だと思ふんですけれども、簡潔にこの辺りのことをお話しただければと思ひます。

○公述人(村田兎飼君) ありがとうございます。

備えあれば憂いなしというのは小泉総理が繰り返して言つておられたことですが、失礼ながら私はそれは間違ひだと思つておりました。備えがあつても憂いがあるわけではないのであつて、ただ、備えがあると憂いは減るかもしれないということでございます。しかし、その備えの結果、別の憂いが生ずること、可能性もあつて、備えによつて減る憂いと新たに生じる憂いを比べてどちらがよいかということ判断するのが政治や外交というものでございまして、ワンサイドデッドに、一方的に良くなつたり一方的に悪くなつたり

するわけではなくて、常に比較の中で考えていかなければならないということだろつと思ひます。

しかしながら、今般の有事法制についても、もちろん人権の観点その他いろいろな問題があるうかと思ひますけれども、処罰規定につきまして、この法案の中で盛り込まれてゐるようなものは、何でしたか、懲役六十日、三十日ですか、以下、それから何万円以下の、以下の罰金といううなものであつて、もちろん、それでも処罰規定があることは事実ですから、それは非常に深刻に受け取ることもできますけれども、例えば、それをもつて国家総動員法や治安維持法等の連動で議論するというのは余りにもアナクロニスティックで、そうした議論が中身についての本当に建設的な議論をこれまで阻んできたのだろつと思ふに思ひます。

それと、アメリカの戦略に巻き込まれる危険というところでありますけれども、逆に、これも御案内のように、アメリカのいわゆる軍事技術革命が急速に進んでおりまして、アメリカが世界に展開をしてゐる米軍のプレゼンスについて大幅に今見直しつつあるという中で、アメリカの同盟国の間でも、場合によつてはアメリカに巻き込まれるどころか見捨てられるという可能性を今世界の主要国が持つつつあるわけであつて、巻き込まれと見捨てられのバランスといひますか、危機感のバランスといひますか、このように思ひます。

もちろん、我が国がアメリカの同盟国であり、我が国に米軍の基地が存在する以上、アメリカの軍事行動に我が国が巻き込まれる可能性がそれは全くないというふうには言ひませんけれども、問題は、我が国とアメリカとがどれほど国益を理解といひますか、国益の判断、共有してゐるかといふところであり、そして、様々な日常的なあるいは政治的な協議の中で日本とアメリカとの政策がどれだけ調整できるかということが非常に大事であろつと思ひます。

同盟といひますのはリスクをある程度共有することですから、リスクをゼロにすることはもちろんで

きませんけれども、しかし、私どもがアメリカと同盟を組んでゐることによつて生じてゐるメリットといひますと、そのリスクとのバランスを考えたときに、私どもはやはりアメリカ合衆国との同盟といひます。今般は選択すべきだといひます。私は思つておりますし、それから、周辺事態と並んで、日本有事のときに日米がどう協力できるかといふこと、あるいはそのときの米軍の行動についてどういうルールが定められるかといふことも含めて、今般のような有事法制の大きな枠組みができて、さらに将来、細部について議論が深められるといひます。これは大変結構なことだと思ひます。

○椎名一保君 ありがとうございます。

続きまして、河瀬公述人、先ほど御意見をお伺いさせていただきました。このように理解をさせていただきたい、理解をいたします。

まず、日本は非常に、物すごい中央集権ですね、そしてなかつ縦割り行政であると。恐らく、この原案の所在地を代表する市長さんとして、もう大変な御苦労をされてきたと思ふんです。ありとあらゆることに備えたシミュレーションをされてこられたと思ふんです。先ほどのお話にもございましたけれども、しかし御承知のとおり、水際を見ても、水際線を見ても、港灣から漁港から、道路だつて国の管理、県の管理、市の管理、河川についてもさうですね。

そこで、市民に対して一番責任を持たなければならぬ長として、ああしよう、こうしようと考えたとき、これはもうどうにもならぬということでは、そういうお考えに至つたんだと思ひます。うんですけれども、ですから、そのためにはどうしても一刻も早く国家、国として、国家としての有事法制を整備しなければならぬと、そういうことでございます。

御意見をお伺いしたいと思ひます。

○公述人(河瀬一治君) 今、先生がおっしゃつていただいたように、行政も本当に今、今は地方分権の時代ということで、少しずつ変わつてきておることもありますが、やつぱり基本的には余りにも縦割りがはつきりし過ぎておる。それといふん

が、例えば消防の責任者として火を消すのにと旗を振つてもだれも付いてこぬ、みんな逃げてしまふという、そんないろいろな事態がございますので、一概に、いや、私どもの気持ちとしてはそれはもう守るためにやりますと言ひながら、これは失礼ですけども、現に自衛隊の皆さんの方だけで、本当にいざ現場になつて向かい合つたときに、命張つてやつてくれる人ももちろんこれはいふと思いますけれども、逆に言うといなくなる

人もいるかもしれぬ中で、全く、それじゃそーうい

う有事のときの訓練を是非　じゃそこに敵兵を構えてですよ、実際に、そこぐらひはやつていただくことには何とも判断のしようがないというのがまず一点でありまして、それは確かにその辺は心配です。

目の前に敵がいながら、そんな一般市民に、幾ら私が先頭になってですよ、私はまあ太いですから

ら弾の三発ぐらい当たっても通らぬと思ひますけれども、そういうわけにはまいらぬわけでありまして、そういう非常に実は心配はしておるところでありまして、その辺りもやはり研究をしたながら、それは自衛隊とどう出るのか、こうなつた場合ああ出るといふある程度のシミュレーションといたしますか、やつを描いていただいで御指令をいただくように、いただいた指令に對しましては、私どもとすれば力一杯守つていきたいと思つておりますけれども、大変難しい点もあるというように思つております。

○公述人(村田晃嗣君)　ありがとうございます。

まず第一点の周辺事態法と一般の武力攻撃事態法との関連でございますけれども、何と申しま

しょうか、それはいろんなお考えがあると思いますが、それでも、現実的なシナリオとして考えたときに、周辺事態法が発動されるような場合というのは正に我が国の安全にも相当深刻な事態が生じているわけであって、武力攻撃事態に近い事態につながりやすいというふうに思いますし、多くの場合、多くの場合といえますが、この両方が重なるという可能性が実は一番高く、周辺事態法と武

番多いのではないか。もちろん我が国だけをねらったテロというようになりましますと後者だけということになりましようけれども、実際問題は両者がともに発動される可能性が非常に高いのではなからうかと思えます。

ただ、大変重要な問題でございまして、この両者の関係について、国会でも御議論でしょうけれども、国民により分かりやすい形で説明する責任というのは国会にも政府にもあるというふうに思っています。

(団長代理国井正幸君退席、団長着席)

それとの関連で、先生が御指摘になりました基本法、多分安全保障基本法のようなことをおっしゃっているんだと思うんですが、私は、安全保障基本法を定める必要は極めて重要だと思っております。今般、仮にこれで有事法制が参議院でもお認めになってできるといたしまして、周辺事態法ですとか、PKO法ですとか、冷戦終結後の十年ほどの間に日本は今までから考えると想像できないほど安全保障について次々にいろんな立法を作ったというふうなことも、それが対外的な必要性とかその時々々の必要性に応じて、言うならば五月雨式に作られてきているわけであらう。そうして、そうした個別の安全保障の法案、法律ももちろん大事でありますけれども、日本の安全保障全体を考へる枠組みとしての安全保障基本法、アメリカでも国家安全保障法というのが一九四七年に作られておりますけれども、そうした大きな枠組みについて考へる時期ではないかというふうに思っています。衆参両院でも憲法調査会、憲法問題についても来年ですか、最終報告が出る。二〇〇五年でございまして、最終報告が出るというところでございまして、集団的自衛権の問題を含めて、国会がどう解釈するかという問題を含めて、安全保障基本法のような大きな枠組みを国会が是非御検討いただきたいと私は個人的に強く考へているところでございます。

それで、緊急事態に関して申しますと、私の理解するところでは、先生方がいらつしやる国会議員の議員会館に金属探知機が置かれたのは九・一

一のテロ以降であつて、私は、これは国会議員の怠慢だと思ひます。つまり、国会議員の身体を守るといふのは別に国会議員だけのためじゃなくて、国民に選ばれた代表であつて、その国会議員の議員会館に金属探知機が九・一一のテロの前に置かれていないといふのは、国政を預かる者としての私は極めて怠慢だと思つておりまして、我が国の危機意識はこの点でも極めて低いと申し上げなければなりません。

それから、イラク新法については、イラクに関する新法については、文字どおり今後国会で御議論いただくことだと思ひますけれども、私は、国連決議も幸い通りましたけれども、一番大事なことは、イラクの復興、イラクの民生、福利に何が役に立つかということを一歩の大前提にして、それに對して日本が何ができるか、日本が一番得手、得意とすることが何かということから議論を出発しなければ話がこじれていくだろうというふうに思ひます。

自衛隊の武器使用の基準につきましては、もちろん合理的に考へれば、正当防衛の今の基準だけではなくて、任務遂行のために武器を使用するというのが、私は本来のミッションを果たすという意味ではそれが筋だといふふうに考へておりますけれども、もちろん自衛官の方々の命を守るといふ意味で正当防衛はそれは認められなければなりませんけれども、このイラクの問題で申しますと、任務遂行のための武器の使用というのがイラクの民間人の方々の場合によつて傷つけてしまうようなことが、非常にまだ治安の安定してしまふ流動的なイラクの社会情勢の中で混乱を招くような可能性もあつて、筋としてはそこまで進むべきだといふふうに思ひますけれども、今回のケースについてそれを実施するかどうかといふのは、イラクの情勢が非常に流動的であつて悩ましいところであり、正にそれは政治的判断により今後御議論いただきたいところだと思ひます。

以上でございます。

○機務課長 今、村田公述人から議員会館の金属探知機の話がございましたけれども、実は山

崎委員長が議運の委員長長に英断でやつてくださいます。私がイスラエルに留学しているとき、あちらは有事の国ですから、郵便局に行つてもスパーに行つても、学校の門でも常にボディチェックとバッグのチェックがあると。この場をかりて発言しておきたいのは、議員会館の金属探知機も国会議員と秘書はフリーパスで通れる。会館に来るその他の方は金属探知機を進んでいくけれども、バッグの中まではチェックをしません。やはりこれからもう日本は足下から緊急有事、そしてセキュリティという問題をきつちりと国民の場でも、そして当然政治の場でも議論をしていく必要があるだろうというふうに感じております。

以上です。

○若本司君 本日はありがとうございます。

まず、村田嘉孝先生に、公述人にお伺ひしたいんですけれども、先ほど村田先生のお話の中で、国を愛する、また人を愛する気持ち、協力し合う気持ちですとか、またその前に、国民への意識付けというふうなお話がございましたけれども、正に教育者としての御発言だといふふうに感じたんですけれども、私も九・一一のテロの後に、三か月後に現地、アフガニスタンに行つてまいりました。今回のイラク戦争開始の前の二月の末にも現地に行つてまいりましたけれども、教育現場にも、教室にも行かせていただいたんですけれども、教育は子供たちの無限の能力を、未来を引き出すすばらしいものでもありますけれども、逆に恐ろしいものでもありまして、イラクの子供たちにしてみればサダム・フセインが正義であるわけですから、また北朝鮮も同じだと思ひますけれども、そのどの国もそれぞれ。

具体的に、そういう有事といふか、今からいつ有事が起るかわからないその中で教育もそうですが、アジアの、また地球の平和を守つていく、そういう日本としての役割の教育といひますかをどうお考へなのか。それを具体的に、現場はどういう教育をしていくべきか、また国としてはどういう教育行政を行つていくべきか、ちよつと

お話しただけだと思ひます。

○公述人(村田嘉孝君) ただいまの質問で、私、先ほど申し上げましたように、教育ずつと一筋といます。高、高等学校の校長を、平成元年ですか、小浜水産高校の校長をしまして、平成六年に福井商業高校の校長を退職しまして、今、今年の三月に北陸中学と北陸高校の校長を次に譲つた。それで、ずつと教育をやつてきたわけでありまして、特に私がやつてきたのは、県の教育委員会の社会教育課で、青少年教育、公民館、それから同和教育、その他のいろんな教育をやつてきた。社会福祉教育もやつてきたし、リカレント教育もやつてきたし、青年の家の職員もやつてきました。それで社会福祉法人も今やっています。それから、福祉教育全部含めて、大体教育という名前の付くものは教育行政を含めて全部やつてきたわけでありまして、

ただ一つ、私、この法案の中に、ただ有事法制といふので、有事があつて初めて国に、国民は先ほど申し上げましたように責務はないんだと、責任はないんだと、国民の、自分の責任はない、ただ協力するんだと、今度それがもうこの時期だけでは終わらないと思ふんですね。やはりこの事態は私たちの子供や孫に全部影響してくるわけですよ。だから、今急に有事があつて、そしてみんな協力しなさいよと、責任はないんですよと、責務はありませんと、協力しなさいよと言つても、国民の協力がどの程度できるか。

先ほど避難訓練とかいろんな問題ありましたね。例えば、国民の協力といひますと、ちよつと具体的に、ちよつと資料を調べてみたんですけれども、例えば被災者の搬送とか救援援助、それから衛生面ですね、それからその他のいろんな面があると思ふんですけれども、その面について果たして自分が自発的に協力する、他人が困つていてそれを助けるんだと、有事があつたときに、そういう気持ちは、やはり長い目で見た教育行政といひますか、大きく言えば日本国憲法に從つた教育基本法、そういうものの中か、又は学校教育その他の、今私言いました社会教育、福祉教育、リカ

レント教育、企業内教育ですね、そういうものの中にいかに取り入れていくか。他の人を、困っている人を見たら助けるんだという気持ち、やはり私、いろんな資料を見てみても日本というのは非常に弱いんです。資料で。欧米諸国やら、そういういろんな国に比べると非常に弱い。それからもう一つは、梅原猛さんが言っていましたように、エッセーの中で言っていました、宗教教育をやって初めて道徳教育ができたんだと、そういうようなことを言っていましたけれども、これも一定の僕は価値観があると思うんです。

というのは、教育行政の中にそういう国民への意識付け、いわゆる心の教育、他を思いやる気持ち、これはやはり、これも資料の中に出ていたが、例えば隣組組織、自治会組織、そういう町内の防災組織、そういうものにも全部生きてくると。だから、人を愛する気持ち、郷土を愛する気持ち、それがやがては国を愛する気持ちになるんだと。そういう気持ちが他国に比べて非常に低いから、それをやはり参議院の、この二院制における参議院の先生方はそういうことを、今この法案に直接関係ないんですけども、何年か、何十年かの計画でもって、そういう大計的な、将来的な設計をやったり立てていってほしいなと、そういう希望の気持ちで申し上げたわけでありまして、それでよろしいでしょうか。

○岩本司君 はい。ありがとうございます。

同じ質問なんです、同志社大学の助教であられます村田公述人、また塚田公述人にも同じ質問でございますが、よろしく願います。

○公述人(村田晃嗣君) 教育の果たす役割ということでございますか。

○岩本司君 同じ質問でございます。

○公述人(村田晃嗣君) 国民が、あるいは市民がと言ったらいのでしょうか、安全保障についての理解あるいは関心を高めるということはもちろん安全保障のいかなる緻密な政策にも先立って最も根本的なことであって、市民や国民の協力を得られなければならないような精緻な戦略や政策を立て

てもそれは砂上の楼閣でございますから、国民の理解を得、国民に安全保障の問題についての啓蒙を深めるというのは極めて重要なことであることは言うまでもないというふうに思います。

そういう意味では、やや御質問の趣旨にかなうかどうか分かりませんが、総じて言えば、安全保障について論ずることが我が国では戦後長らくややもすればタブー視されていた側面があり、高等教育などの分野でも安全保障の研究や教育というのが少なくとも欧米に比べれば随分立ち遅れていたところがあるわけでございます。ところが、この十年ほどの日本を取り巻く国際環境が非常に大きく動く中で、国民が戸惑いながら必死に事態に付いていっているという状況が続いておりまして、そういう広い意味での教育や研究、啓蒙というのは極めて重要なことだというふうに存じております。

○公述人(塚田哲之君) 御質問ありがとうございます。時間があろうかと思っておりますので、簡潔にお答えしたいと思います。

教育の役割が重要だというのは一般論としてはそのとおりであるというふうに思うのでございまして、ただ、この間の日本での教育をめぐる動向といえますか、そういうのからいたしますといささか以上の懸念を持っているということがあります。

象徴的な事例だけ挙げますと、九九年の例の国旗・国歌法制定後の学校現場でのいわゆる日の丸・君が代の問題、あれは事実上、強制という形で言わば愛国心を上から調達するというようなことになっていないだろうかということについて極めて深刻な懸念といえますが、それを私は持つております。ですから、愛国心という言葉は、国を愛すると言ひ換えるかどうかは別ですが、国をその気持ち自体は人によって様々であり得るわけでございます。決して公権力の側がこうあるべしと言つて押し付けるようなものではないだろう。

それはやっぱり安全保障と呼ばれる問題群についても基本的には同じことであろうと思っております。

で、したがって、仮に安全保障に関する教育が必要であるということをご承認するいたしましたとしても、その言わばありようといえますか進め方というの、そうした、今国旗・国歌法の事例を出しましたけれども、そういうところで指摘されている問題点というのに十分配慮した形でないと行い得ないし、そうである以上は、これは憲法論を出して恐縮ですが、十九条の問題との関係というの、やはり出てこようかというふうに考えております。

直接お答えになっていないかもしれませんが、失礼いたします。

○岩本司君 ありがとうございます。

最後に、村田晃嗣公述人。もう時間ですかね。じゃ、時間ですかね、よろしいですか。村田晃嗣公述人、もう一問、簡潔にお願いしたいんですが、先ほど、危機管理庁を作ると、もっと役所を大きくするとマイナスイメージな感じがする。御意見があつたんですけれども、もう少し、対策本部長また副部長がどうかなつた場合のための組織をきちつと整備するべきじゃないかという御意見があつたんですが、であるならば、簡潔に、どういふような危機管理庁の、危機管理庁が必要でないであれば、もっと分かりやすく御説明いただければと思ひます。

○公述人(村田晃嗣君) いや、私、危機管理庁が必要でないと言っている人はいないんですよ。ただ、危機管理庁が本当に統合に役に立つような方向で御検討いただかないと、この法案では今後の課題として検討するということでしたし、民主党の御提案でもそれほど詳しい御説明が私はなかつたように思つておりました、各省庁間の統合調整に役に立つような危機管理庁をお作りいただきたい。ただ単に今までとプラスアルファということであれば意味がなくなるので、その点を十分御配慮いただきたいというのが私の趣旨でございます。

○岩本司君 ありがとうございます。

○山口那津男君 公明党の山口那津男でございます。

公述人の皆様には、貴重な御意見を大変ありがとうございます。十五分という限られた時間の中で、順次伺ひたいと思ひます。

初めに、江守公述人に伺ひたいと思ひます。いざ有事のときといえども、基本的な人権の尊重は貫かなければならないと思ひます。経済活動の自由、これについても保障はされなければならないと思ひます。しかし、また一定の制約も許されているわけでありまして、そうした場合、公共のために私有財産が用いられる場合には正当な補償もすると、そしてこれに対する手続もきちんと法律で定めるべきである、こういうことも法律に盛り込まれているわけですね。

この、いざ有事のときの経済活動の自由の制約について、経済界を代表して、御意見があれば承りたいと思ひます。それと、もう一点。災害のときに、民間の持っているインフラといひますか資源を活用しようという試みもなされております。例えば、ブルドーザーやショベルカーといった重機を持っているところがチームやローテーションを組んでこれを災害の復旧に提供するとき、あるいは水道技術を持った方々がチームを組んで被災地に向かつてボランティア活動をするとか、そういう試みもなされているわけですね。これを有事のときにそのようなことも考えるべきか否か、この点についても御意見がありましたら伺ひたいと思ひます。

○公述人(江守幹男君) 大変難しい御質問でございます。今、山口先生の御質問を、的確にお答えできるかどうか分らないんでありますけれども、私も地方の企業でございまして、かなり皆さん国際化しているんですね。ですから、国際化の中における企業の在り方というのは、それぞれの企業が皆勉強しているわけでありまして、日本がさて有べきなのかということになりますと、これはやっぱりその方の勉強から掛かなければ駄目です。

アジアの国々が非常に多いでありますけれども、そういうところに企業が進出しておられるわけでありましても、かなりやはりそれぞれの国のそういう法律の中で、日本では不思議だと思ふくらい厳しいやっぱり制約の中で企業活動をやらざるを得ないケースもあるわけでありますね。特にインドネシアなんかはそういうケースが非常に多いですね。

ですから、これは、今、山口先生が言われたようなことをもつと幅広く、日本全体の産業界の中で、有事における企業活動はいかにあるべきかというようなことの私はやっぱり勉強をしなきゃいかぬと思います。それは、例えば私、今、商工会議所をやっておりますから、だから全国の商工会議所のそういうものを使うということもございませう。何せ、今日まで経済界というのは、経済の繁栄のみを追求めたと申しましようか、そこら辺に私、一つ日本の経済界も問題点があると思ふですね。

やはり心の問題、先ほどいろいろ出てきましたね。それからまた、企業活動の中における愛国心の問題と、こういうことにつきましてやはり企業経営者として幅広い反省も必要でございまいしうし、また勉強も必要でございまいしうし、また、アジアのやはり日本はリーダーでございませうから、リーダーとしてのやっぱり見識を持つべきではなからうかという具合に思ふわけであります。

それからもう一つは……
○山口那津男君 有事のときの民間の機材や人材を生かすべきか否か。
○公述人(江守幹男君) これはもう今の段階ではとてもそれはできませんで、今の段階では、これも、やっぱりそういうふうな日本全体に対しての、有事に対しての教育を、これも必ずやべの私は場面に對して行ふべきだと思ふです。私、教育界だと、教育界においてもそうだと思うんですよ、必要だと思ふんですよ。例えば愛国心とは何かとか、こういう問題点についてもっと深く考えていくべきではないかとか、またそういう

ことをやはり教えていくべきじゃないかと。
有事ということになりますと、これやっぱり自分の国は自分で守ると、これをやっぱりやるのが最低限の心構えでございませうので、そのときにやっぱり自分の国を愛さなければ自分の国は守れないでしょう。

じゃ、愛国心ということに対してどれほどの教育をやっているのか。昨今、そういう話題が先生方の方にも非常にたくさん出て問題点として提起されていることは非常に結構だと思います。それは、私は企業もそうだし、あらゆることもそうだと思います。

○山口那津男君 ありがとうございます。
次に、河瀬公述人に伺います。

国民保護法制を作っていくに当たって、やっぱり自治体と国との間の意見交換というのが十分になされなければならぬと思います。今までもやつてこられたとは思いますが、しかし十分であつたかどうか、これは考え直さなければいけないと思ひます。

いよいよこれから佳境でありますので、この点について自治体の側から望んでおられること、あるいは今までの在り方の反省、こういうことがありましたら、お伺いしたいと思ひます。

○公述人(河瀬一治君) この法律に限らず、例えば原子力関係でいろいろな特別措置法も先生方のお力で作つていただいたんですけれども、そのときにも適切に私も自治体の御意見を本に取り入れていたこともございまして、当然これから国民保護という観点で、これは私のみならず、これは各自治体の、例えば私もですと全国市長会という組織がございまして、そういう中で全体として私も各市のその思いでありますとか、そういう機会が恐らくまたこれからもどんどん出てまいるといふふうに思ひますので、そういう機会を通じて意見を集約しながらまたお願いをしていきたい、このように思つております。

まだ今は十分だとは思つておりません。
○山口那津男君 じゃ、次に、塚田公述人に伺います。

今度の法律で基本的人権の保障の在り方というのは基本理念というところに書かれてあるわけでありまして、保障をするということ、そして制約は一般的には可能性を認めること、そして必要最小限の制約にとどまるべきこと、こういうことが書かれてあるわけですね。

これはあくまで基本理念であつて、具体的な法律制度を作っていくに当たって、この権利を制約したり義務を課したりする場面での具体的な必要最小限度というものはどの程度であるかということをしきりと議論し決めていくべきである、こういう考え方もあるわけでありませう。

先生といたしまして、今度の法律の基本理念をもつとより明確に具体的に書くべきだというお考えであられるか、それとも今後のその具体的な法制を作るに当たつて必要最小限をどの程度吟味していくべきであるか、この手法についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○公述人(塚田哲之君) 御質問ありがとうございます。

既にその法整備が行われるという前提での御質問であるといふふうに御理解いたしましたので少し私の前提とは異なる部分があるんですけれども、仮に、今後の法制でやるべきであるのか、具体論については考えるのか、それともこの基本理念のところでもう少しちゃんと書いた方がいいのかということではございます、私の基本的な発想といたしましては、公述でも申し上げたように、このような、もう少し詳しくしてもですけれども、形で一般的な制約の可能性をまず承認する、そして具体的な定めは先に送るというふうなやり方というものは、人権の保障という点からするならば極めて不安定な状況になるだろうといふふうな考えますので、仮にどちらかといふふうな間われまじたらば、基本理念の方をもつとちゃんとするという方がまだいいのではないかといふような感じは持つております。

ただ、これは先ほど民主党の対案をちよつと引き合いに出させていたくだりな形で申し上げましたけれども、少なくとも現在のこの修正後の、

とりわけ後段ですけれども、この書き方というのはやはり極めて不十分といふふうになるのではないかとこのことは思つております。

以上でございませう。

○山口那津男君 じゃ、村田晃嗣公述人に伺います。二点あります。

一つは、危機管理庁とかFEMAとかという発想は別にいたしまして、様々な国の機関を統合的に活用するということは非常に大事な問題だと思ひます。言うべくしてそれほど簡単でもないと思ふわけでありませう。現に、自衛隊や警察や消防の組織あるいは海上保安庁、これが合同で訓練をしたということもつい最近始まつたことでありまして、今までなされてこなかった。この統合運用の在り方について具体的な御意見があれば、より聞かせていただきたいと思います。

もう一点あります。もう一点は、いざ危機のときの最高意思決定の在り方でありませうが、職務代行を置くとか代理を置くということで一応法律の形はできているわけでありませう。しかし、具体的に内閣の実際の行動を見ておられますと、例えば大臣が海外出張をして内閣の半分以上の大臣が日本国内になくなるといふことも過去、例があつたわけですね。私は、内閣の在り方として、やはり閣僚が例えば一定の割合は絶えず国内にいますとか、何か内閣としての歯止めといいますか、在り方をきちんと考える必要がある、こう思つているわけですが、この点の考え方についても伺いたいと思ひます。

○公述人(村田晃嗣君) ありがとうございます。
まず第一点目でございますけれども、やはりその点に関しても、私は何らかの安全保障基本法のような大枠から考えていく必要があるのではないかとこのように思ひます。そうした中で、危機について我が国が大きな観点でどうとらえるかといふ、そういう認識から考えていかなければ、危機管理庁とかなんとかつて個別のイシュー以前に、そういう大きなフレームワークで物事を考える必要があろうかと思ひます。

しかし、何と申しまして、制度をどうするか

というのは大事ではございますけれども、制度は多くの場合、人いかにあつて、更に言いますと、これは多分に政治文化というものによるのであつて、我が国の政治文化が危機にだけ対応するように変わっていくことが大事でしようし、先ほど来教育ということが言われておりますけれども、教育というのは何も一般国民だけじゃなくて政治家の教育、政治家の教育、それから官僚の教育と申しますか、つまり官僚や政治家が個別の利害を超えた本当の意味での公益の観点に立つて安全の保障の問題を論じていける風土が更に培われていくことが非常に大事

な、抽象的ではありませんけれども、政治文化の問題というのは非常に大きいと思いますし、安全保障基本法のような大きな枠組みから考えていくことが更に重要であろうというふうに思っております。

それから、二点目の意思決定の問題でございませけれども、これはもう先生おっしゃるとおりであります。例えばアメリカの、よく言われますようにアメリカ合衆国の場合でしたら、大統領、副大統領、それから下院議長以下、かなり、十何位まで大統領の職務代行の順番が決まっております。それから、大統領の一般教書演説のような大統領の職務権限の継承権を持つて、継承という代り権を持つていられる人たちがかなり集まる席では必ずだれか一人は抜けているとか、そういう配慮がなされているのであります。この問題は有事法制の問題ではなくて別の立法の問題かもしれないけれども、総理大臣、内閣府が強化されて総理大臣の意思決定が非常に重要だといふときに、総理やその代行者に故障があるときの運滞ない職務代行が可能になるようなシステムについては今後は是非御検討いただきたいというふうに思います。

○山口那津男君 次に、村田嘉孝公述人に伺います。

要なことだろうと思ひます。特に保護者の間にはいろんな価値観の違いというものもありましようし、こういう制度のとらえ方は非常に千差万別だろと思うわけですね。しかし、これからの未来を担う世代に対してはより客観的、冷静にこの仕組みを教えたいたくということ、そしてまた平和とあるいは社会、人々を愛する心、こういうものを養うためにはより情熱的な教え方ということも必要かもしれません。

この児童や生徒に対する今後の教育の在り方について御意見を伺いたいと思ひます。

○公述人(村田嘉孝君) この教育というのは、先ほどありましたように、大きくとらえると生涯教育ですね、大人も高齢者も子供も全部含めて。学校教育もあれば、又は高齢者に対する教育もあるし、それから先ほど言いましたようにリカレント教育、会社の人に対する教育もあるでしょうし、それから家庭におられる御婦人方に対する教育もあるでしょうし、いろんな教育があるわけです。

それで、今、先生おっしゃったのは、子供に対する教育。今、子供に対する教育というのは、子供といふのは今のところ、十八歳以下ぐらいに限定していいのかわかりませんが、いわゆる児童福祉法で言いますと十八歳以下ですね。だから、その場合の教育といふと、やはり保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学も入るかもしれませんが、短大なんか、十八歳、大学はちよつと入らないかもしれませんが、その辺の教育といふことで考えれば、やはり私、先ほども言いましたように、外国と比べて、外国と比べてですと、日本人の、いわゆる人が困ったときに何とかしようとか、困った人を見ると何とかしようとか、それから又は郷土を愛するとか、それから将来、何か社会のために役に立つ人になりたいとかといふのがどうも欧米諸国に比べると日本の青少年は少ないんですよ。

しかも、この青少年の場合には、日本の場合に非常に犯罪といふんですか、虞犯といふんですか、そういう社会的な慣行といふんですか、それに反する子供も非常に最近日本では多くなっている。

〔団長退席、国井正幸君着席〕

そういう現状を踏まえると、やはり教育に対する考え方の一番基になるもの、例えばいろんな問題あると思うんですよ。ただ、愛国心だけだと考えると、愛国心というのは、やはり下手すると過去の日本のように何か突っ走る、そういう危険性もあると思うんですね。

ただ、外国と比較して、教育というものの対して、本当に心の教育、人を愛する気持ち、困った人があつたときにそれを助ける気持ち、そういう気持ちをやはり小中高の間に何とか植え付けるといふ方法を取っていかなければ、私が言うのは、この有事法案、何か事があつたときに、こういう気持ちで、隣組意識でも何でもいいんですけども、そういうときに芽生えないと、日本の将来を考えたときに、この有事というのはこのときだけではないわけですね。ずっと続くわけですよ、恐らく。五十年も百年も、ひよつとしたら何千年も続く問題なんですね。だから、そういうものを原則的に入れないと、場当たり的な有事法制だけではない。

だから、私は、教育が大切だというのはそこに理由があつて、教育でどういふことをやたらいかといふことは、それは私が答えるべきよりは、やっぱり参議院の経験豊富な先生方が考えていただかなければならない問題でもあると私は思ひます。

そんなのでよろしいでしょうか。

○山口那津男君 はい、ありがとうございます。

終わります。

○小泉親司君 日本共産党の小泉親司でございます。

今日は、公述人の皆さん、本当にありがとうございます。それから、傍聴人の方の皆さんも大変お疲れさまでございます。

私は、時間が限られておりますので、順次質問させていただきますが、まず、私ども日本共産党の考えについて簡単にお話しさせていただきます。私どもは、御承知のとおり、私どもは今回の法案

については反対であります。廃案を求めております。

その主な理由であります。私たちは、今度の法案は、日本がどこかの国から攻められた場合ではない、アメリカがアジア、特に周辺事態で戦争を起こす、その場合に日本の国民を強制的に動員する仕組みを今度の法案は作るものだ。特に、二条七項で、武力攻撃予測がされる事態、つまりまだ日本が武力攻撃でない事態から米軍に対する協力、支援の在り方を具体化するという中身を持つていふことからも、私たちははつきりしているといふふうに考えております。その点で、私たちは今度の法案を廃案に求めるのが、この点で主な理由でございます。今日はそれが主題でございませぬ。

〔団長代理国井正幸君退席、団長着席〕

そこで、私、まず河瀬市長さんにお尋ねをしたと思ひます。

先ほど河瀬さんもお話しになりましたが、原発の危険と、それから国道などの道路の整備ということをおっしゃられました。私も実は国会に来る前にしんぶん赤旗の特派員でアメリカでアメリカの政治を見てまいりました。アメリカも今一番大変な問題というのはスリーマイル島の原発事故で、言わば原発問題というのは総本山のアメリカも大変安全性に危惧されているような状況がある。

私は、皆さんの外部からの原発の危険というのを非常に懸念しておりますし、これに対する対策をしつかり取るべきだと私も思ひます。しかし、一番最も肝心なのは、「もんじゅ」の事故に見られるように、国がこの原発に対する安全対策を本当にしっかりとやるかどうか、ここに私は非常に懸かっているんじゃないかという点の一つ。

それから、道路の整備の問題についても、私たちは、本当に無駄遣いをなくして、皆さんの本当に道路整備がしっかりとできるような、国の税金の使い方をしっかりと改めていく。言わば私は、私の意見を申し上げさせていただければ、有事法案がなくても、国の政治をしつかりと変え

ば皆さん方の御懸念は私は解消できる面もあるんじゃないかということをお話しております。

その上で、この有事法制について、今多くの自治体で、実際、国民保護法制の中身が具体的にないじゃないか、米軍にどういふ協力をするんだらうか。これを国会で質問しますと、外務省も内閣官房長官も、中身はまだこれからだ、全然分らない。こういう中身になってくると、前に民主党のある代表の方と議論したことなんです、まんじゅうの皮だけあって中身がない。そうしたら、じゃ一体本当に守ってくれるのかどうかと、こういう懸念というのが非常に自治体で高まっておりまして、御承知のように自治体の中で二割強の自治体の方で、地方議会で、この懸念、反対、この決議が出ておることはもう御承知のとおりだと思っております。

そこで、この敦賀市の中ではそういうふうな住民の方の御懸念、御不安、こういうものがこの有事法制法案に対してどういふふうな点があるのか、この点、まずお尋ねをさせていただきます。

○公述人(河瀬一治君) 小泉先生のおっしゃいます有事法制に対する不安というのは、確かに共産党の皆さん方、今街頭の方で演説をされながらそういうお話はされておりますけれども、今具体的に、例えば敦賀市民の間で有事法制云々というのは、今私は具体的に実は聞いておりません。ついでに、今も選挙行いましたけれども、全くこの話出ませんでしたし、まだ議会も始まっておるものから、恐らくこの六月の議会にはまたそういうお話は出るというふうに思いますが、今も今具体的には市民の間で、じゃこの有事法制が云々というのは、今感じておりません。

特に、それで、先ほど原子力発電所の関係で道路がとおっしゃっていただいたんですけれども、私も、実はそのとおりなんです。若狭舞鶴自動車道というのは、よく言うんですね、原子力発電所との関連といいますが、あれはもう原子力発電所があってもなくても必要な道路でありまして、特に今回は、何かあったときにはそれ

がプラスになるものから、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、あれはもう道路にしましても、例えば新幹線にしましても、会頭さんおっしゃっていただきましたけれども、あれも有事があってもなくても、これは必ず必要な鉄道網でございます。たまたま今日は先生方お越しでありますので、こういう思いの中でお話をさせていただきます。そのとおりであります。

そういう意味で、いろんな高速交通網の整備等々については、たまたま今日機会があつて話をしましたけれども、今、先生おっしゃっていただいたとおり、これはもう全く、原子力あつてもなくても必要な道路という認識では実はおりまして、そういう点ではまたそのほかの面でお力をいただきたいと思います。

先ほど、有事法制については、今とりわけ私どもの町に關してはそういうことはございません。

○小泉親司君 私たちの党は、外部から、ないしは内部からの言わば原発の安全性の問題についてはもう皆さん方と一生懸命やりたいと思っております。それから、国道の整備始め生活道路の改善についてはもう全力を挙げてやっていきたいということだけ申し上げさせていただきます。次に、塚田助教にお尋ねをさせていただきます。

私、先ほど申し上げましたが、今度の法制の中の、私、主要な課題に、米軍に対する支援法制的な中身が非常に性格が強いものだと思っております。

先ほど申し上げましたが、法案の二条七項でも、武力攻撃予測事態から米軍への支援をやる。これは単に自衛隊が支援するばかりじゃなくて、自治体も支援する、それから指定公共機関といひまして、JR、新東京国際空港公団始め航空関係、それから東京ガス、東京電力、NTTドコモ、ドコモじゃなくてNTTの全体、それから日本通運、言わばこういうものが強制的に米軍に協力できるような仕組みが私は法案の中にあると思っております。その点、公述人はいかがお考えでございますか。

○公述人(塚田哲之君) 御質問ありがとうございます。

基本的な認識においては恐らく小泉議員と同じだろうというふうに考えております。と申しますのは、そもそも予測事態なる概念の新設自体そのだというふうにも言えるわけですが、法案の構造に即して見ても、この法案は、従来からの自衛隊にかかわる権限規定ですね、これの追加の部分というのがあるわけですが、むしろ事態対処法案がそうありますけれども、今御指摘のあったような自衛隊法だけではない指定行政機関、指定公共機関、あるいは国民一般等々、あるいは当然のことながら自治体ですけれども、も含めた、対処システムという言葉を使っておりますが、その構築ということが可能になっていくだろうというふうに思います。

むしろ、もちろんいきなり日本が攻められたという場合に対応できるということも目的ではありましようが、それだけではなくて、先ほど周辺事態との関係を申し上げましたが、要するに、アメリカが行う軍事行動への協力というものがこの武力攻撃予測事態というものを通じて可能になるということとはやはり法の仕組みとしてあるのではないかとこのことを考えております。それは、公述でも申し上げました事態対処専門委員会の認定の仕組みというのでもそうですし、議員の御質問にございました、その対処措置に関する二条七号のイの部分だと思っておりますけれども、この条文に即してもやはりそういうことは言えるのかなということも思っております。

ただ、この条文そのものにつきましては、私は極めてあいまいさを残している規定だというふうにも考えております。簡単に申し上げますけれども、二条七号のイのところ、柱書きがあるわけですが、「武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じて実施する次に掲げる措置にかかわる部分」というのは(2)のところ、挙げてあるわけでございますが、この柱書きは当然予測事態といふのを含む、そして「その推移に応じて」というのは今回の修正で入りましたので、これは恐らく武力

攻撃事態と予測事態に二分したことの効果だろうというふうにも思っておりますけれども。

となりますと、予測事態からその(2)に挙げられました米軍に対する支援というのが可能になるということだろうというふうに一応読めるのではありますけれども、これは(2)だけではなく(1)もそうなんです、実は武力攻撃の排除云々という文言が出てきまして、これは実は、三条の三項の基本理念のところ、これは従来の概念でいうと発生した事態、あるいは従来の概念でいうとおそれの事態ですね、にかかわる言葉ですので、その三条二項と併せて読むと、予測事態では武力攻撃の排除というのに入っていないはずのものであります。となりますと、柱書きのところでは予測事態からというのを含みながら対処措置を行うわけですが、(1)あるいは(2)のところでは、予測事態時の対処措置の中身というのが実は明らかでないのではないかとこのように思っております。

となりますと、対処措置の内容として、おっしゃるような予測事態からの米軍への支援を行うということとは、この部分に關します限り、法的な根拠規定としては甚だあいまいかつ問題があるのだろうということは考えております。

以上でございます。

○小泉親司君 ありがとうございます。

続いて、村田晃嗣先生に一つだけお尋ねさせていただきますが、先生、アメリカ外交論なので、私も大変興味深く先生の御本は大体読ませていただいております。

そこでお尋ねしたいんですが、今アメリカが大変、単独行動主義という大変危険な私は戦略を取っていると。例えばイラクの今度の戦争については、あれだけ史上空前の世界の反戦運動が起きたにもかかわらず、国際社会の一致も得られない、国連決議もない、そういう下で、政府は国連決議があるんだと言って頑強にやっておりますが、私はないと思いたすけれども、その下で言わばイラクの戦争をやった。私はこの点では大変この先制行動主義が世界からも非常に懸念し心配されている。

先ほども申し上げましたが、今度の法案はこのアメリカの戦略とも非常に密接だと。例えば日本の防衛という問題では、これまでも日米安保と自衛隊で車の両輪だと言ってきた。となれば、このアメリカがこういう単独行動主義という危険な戦略を取っていると、大変私は、日本の逆に防衛にも憂いが出てくる。備えあれば憂いなしの議論じゃございませんが、そういう危険の問題について先生はどのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○公述人(村田晃嗣君) ありがとうございます。

そのアメリカのいわゆる単独行動主義について世界で懸念がある、持たれているということは、小泉理事が御指摘のとおりであろうと思います。

日本がそうしたアメリカの単独行動主義に巻き込まれる危険性ということについても、つまり、恐らく日本も韓国も、戦後のアメリカとの同盟関係の中で初めて、アメリカが軍事技術革命でもってアメリカの軍事技術がどんどん進んでいって、必ずしも同盟国の協力をそれほど、今までほど必要としなくなってきたという軍事技術上の状況、客観的状況が生じてきている。そうした中で、アメリカに一方では見捨てられるという潜在的恐怖と、そしてアメリカのいわゆる単独行動主義で巻き込まれるという恐怖、この二つを日本も韓国も今同時に潜在的には感じているところがあると思うのであります。

しかしながら、私は、アメリカが単独主義的であるということを必ずしも否定するつもりはありませんが、しかし、歴史をさかのぼれば、アメリカが単独行動主義的であったのは今始まったことではなく、そもそも国際連盟に加盟しなかった国を今ごろ単独行動主義だといって驚くのは大きな間違いであると思いますが、ただ、今アメリカは非常に大きな力を持っているということが問題でありまして、しかし、国際社会はアメリカなしには成り立たない。私も、アメリカなしには世界の安全保障もあるいは国際の秩序も世界的な経済も支えていくことはできないので、国際秩序、国際社会はアメリカを必要としている。同時に、

アメリカも国際社会を必要としているのであり、そのことについてのアメリカの認識、つまり、世界がアメリカを必要としていると同時に、アメリカも国際社会との共存が必要だということの認識をアメリカに深めてもらう必要がある。

私はそういう意味でも、日本がアメリカ合衆国と密接な友好関係、さらに同盟関係を持つているということは、私はアメリカを国際協調の枠組みに因与させる上で一つの重要な役割を日本は果たし得るというふう考えています。

○小泉親司君 塚田公述人にもう一つお尋ねさせていたしたいと思います。先生が先ほど述べられました、今度の中には、三条の中に基本的人権の尊重というのが出てまいります。

実は今度の法律の中には、日本国憲法に定める国民の権利とか、自由と権利は尊重されるけれども、制限される場合があるというものが原案でございました。それに民主党さんの修正が加わりまして、今度のは十四、たしかちよつとあれですけれども、十四条、十九条、二十一一条などのその他の基本的人権については最大限尊重するという文言が付いた。

それは先生が御指摘したとおりなんです、私、一番あれなのは、今度の国会の中でも議論がされておるんですが、民主党さんはこれは大変前進したと言っておられます。私は、そうじゃなく、政府がこれまで言ってきた、基本的人権を侵害する、その制限については、今まで政府は信教の自由や思想、良心の自由のうち、内心の自由だけは絶対に保障しますよと、それから二十一一条二項の検閲だけについては絶対に保障しますよと、それ以外はほとんど言っても、制限しますよというふうな政府見解を出されておられるんですが、そうやってきますと、ちよつと私は、基本的人権の制限、制約されるということに歯止めがなくなつちゃうんじゃないかという懸念を大変強く持っておるんですが、その点、改めてちよつと先生の御意見をお尋ねしたいと思ひます。

○公述人(塚田哲之君) 御質問ありがとうございます。

時間がございませんので、一点だけ申し上げます。具体例を挙げた方が分かりやすいかと思ひます。

今回の自衛隊法の改正案の百三条にかかわる話ですが、物資保管命令に罰則が付きまして、これについて政府側の答弁などを拝読しております。要するに、内心にかかわりなく外形に表れた行為でその違反があったかどうかというのを判断するんだという言い方をしております。これは当然のことながら、その対象となつた、基本的には事業者でございますけれども、が、要するに、自分はどうしたものに協力するのは嫌であるというふうな考え方というのを持っていて、それに基づいて協力を拒んだ場合も、当然、外形上表れた行為がそうである以上は処罰の対象となるといふことに政府の答弁からはなるはずでございます。

仮にそういうことが承認されるということになりますと、これは十九条の思想、良心の自由が内心にとどまつていふ限り絶対に保障されるというふうな言つてもほとんど意味はないということとして、むしろ一定の行為の範囲といふことが、それは考える必要があるかと思ひます。が、そういう場合であっても、正に行為そのものがそうした真摯な思想なり良心に基礎付けられたものであるであればそれを処罰しないということと十九条の人権を保障するということの意味になるといふふうに思ひますので、その点では、今一つの例しか申し上げることでございまして、政府のような考え方というのにはやはり問題があるのではないかと今ふうに考えているところでございます。

○小泉親司君 時間が参りましたので、江守公述人、それから村田嘉孝公述人には御質問できないで申し訳ございません。よろしく願ひいたします。

どうもありがとうございます。

○大江康弘君 国会改革連絡会、通称国連といひます。本家の国連は余り機能しておりませんが、参議院の国連の方はしっかり機能しております。私は自由党でございます。無所属の会の皆さんと会派を組んでおるわけでありまして、今回、本当にお忙し中、公述人の皆さんには本当に御苦勞さまでございます。

私は、今日は二点意義があつたと思ひます。それは、委員長である山崎委員長の御地元、御配慮によりまして、委員長の御配慮によりましてこうして福井県に寄せていただいた。一つは、やはり河瀬公述人が大変日ごろ御苦勞されているこの原発銀座といひますが、日本で一番国策に貢献をしていただいております、そういう地域へ寄せていただいたということ、そして一つは、正に今そこにある危機であります北朝鮮に対して、今日はこの福井県でやつたということは私は大きなメッセージになると思ひます。

今日は横須賀でもやっております。二か所でやっておりますけれども、それだけに、委員長を始めこうして御配慮いただいた皆さんにお礼を申し上げたいわけでありまして。限られた時間でありまして、実は最後の質問というのは、皆さん紅白でしたらトリで格好いいんですけども、これはもう本当に言いたいことが全部聞かれまして、もう全く最後といひたいのは実は損な役回りでございます。その中で、若干、お越しいただいておる公述人の皆さんすべてにお聞きさせていただけないと思ひますが、お許しをいただきたいと思ひます。

まず、同志社大学の村田晃嗣先生、先生のお考えというのは私は個人的には非常に価値観を同じくしているかなというふうに思ひます。それだけに、今回この有事がいわれるこの日本の国の中で世に出てきたというのは随分長い時間が掛かつたわけですね。

昭和五十二年に福田総理がこの有事を研究せよと。しかし、そのときは野党の力も強くて、法案にしまいかぬというたし書まで付けれられて、あれからいけばもう二十五年、六年。自衛隊がこれだけ貢献していただいているといひましても、つい、PKO法案ができて海外に行くようになったのは十年余り前ですね。

それだけに、本当にそういう意味では、私は今回こういう国民の機運が盛り上がってきたという

ことには、一つだけ感謝するのは、北朝鮮があれだけ日本をいろいろと挑発してくれるというか、それだけに私はむしろイラクよりもまだ危機はこれ極東にあるんじゃないかと、我が日本にとつてはです。

しかし、私、思いますのに、今回の法案というのは、なかなかやっぱり日本人の民族性というものは何か事がなければ進んでいかないということでありますから、そういう意味では、私は、なかなか一気呵成には行きませんが、ようやく今般こまで来たという、確かに国民の皆さんには、政治は何やっておる、国会は何やっておるというおしかりもあろうかと思えますけれども、その時々状況の中で、一國だけでは日本は成り立っておりませんので、そういうお互いの各国の協力の中で、こういう情勢の中でやっておるものですから、なかなか遅々として進んでいかない部分に私個人も非常に歯がゆい部分も実は持っております。

それだけに、今回のこの法案に対して村田先生が点数を付けるのであれば、どのぐらいの点数を付けていたいただけるのか。まず一回ちよつとそこを聞かせていただきたいなと。

○公述人(村田晃嗣君) 何点と申し上げることはもちろんできませんで、と申し上げますのは、法案自体が、法案の中に今後の多くの課題を含んでおられるわけでありまして、つまり、まだ宿題が提出されておりますので、宿題が最終に出されませんと私も教師は最終的には成績を付けないことになっておりますので、今の段階で、言うならば中間試験をお通りになった段階で何点と言うことはできないということは一つでございします。

ただ、点を付けろと言われたことは、私は大変、それに触発されて申し上げますと、この種の法律を作るときに、ややもすれば人は減点法を取りがちである。ところが駄目だ、これが整合性がないからマイナス五、この点については前回の政府答弁と違うからマイナス三、これは何とかなだからマイナス五、という、教育の現場におりま

すと、そういうマイナス主義の教師つて余り人は育てられないというふうに思うんです。逆に、どんな法律でも百点満点はもろくないわけでごさいます、逆にトータルとして、あなたは七十点取れているということの評価するというのが大事であつて、ここで二点マイナス、ここで三点マイナスと言っているのは割と嫌な先生でございまして、法律についても私はそういう減点主義は取りたくないです、それから、事柄が有事法制ですからそもそも満点なんかあり得ないことでございまして、オール・オア・ナッシングの議論に陥つてはならないということで、しかも実際の運用に当たつては極めて弾力的に進めざるを得ない事柄の性格であらうというふうに存じております。

○大江康弘君 ありがとうございます。

恐らく国民の皆さんは村田先生と同じようなそういう評価ではなからうかなと実は思っております。ただ、私は基本的にこの法案に対して現実を考えたときに危惧するのは、例えば今、日本は日米安保を主軸にやっております。しかし、アメリカには御存じのように戦争権限法というような、国会がもう戦争をやっちゃいかぬというところで、これ六十日ルールでその戦争地から帰つてこなきゃいかぬというようなこともあるし、一つは、例えば河瀬公述人が心配されておられたように、通常兵器では私は原発のこの部分というのは結構守れると思うんですね。

そういう意味では、ミサイルが飛んでくる、これが例えば核である。核であつたときに、日本はいまだにこれ非核三原則というようなおかしなものを持つていらっしゃるんですね、持たず、持ち込ませろという。そうしたときに、核に対してどう対処していくかということになったときに、今、日本には核がありませんから、これは当然アメリカが、例えば来てもらつて、核に対して核で、例えばですよ、そこまで私は有事というのは考えにやいかぬと思うんですけれども、結局そういうことも非常に今回実はネックになっておるわけなんです。

十分にこの法案がどこまでの有事、有事といえど何かまだ我々余裕があるように思えますけれども、やっぱり私はこれは戦時と云い換えてもいいと思うんですけれども、それの方が非常に国民の皆さんにも分かりやすい。それだけに幾つか、幾つかという基本的な非常に危惧する部分が多いわけですから、先生は安全保障の基本法を言われている。我々もそうでありますけれども、やはりそういう、それをしていくのに対して周辺の理解を求めることが大事だということを先生はあるところでおっしゃつておられた。しかし、周辺の理解というものは一体どこまで求めていくのか。

私は、極東アジアでもそんなに日本に対して批判的な国というのは少ないと思うんですよ。私は今後、北朝鮮の次に危険なのは中国じゃないかなと、むしろ台湾海峡というふうには、これは個人的な考えですけれども、それだけに、やはりどこまで理解を求めて日本はいかなければいけないのか。ここは先生のお考えがあればちよつと。

○公述人(村田晃嗣君) ありがとうございます。

ただ、戦争権限法のことを例として挙げられましたが、しかしアメリカでも実は戦争権限法は守られておらないわけですよ。歴代のすべての大統領は戦争権限法は憲法上違憲であるという立場を取つて、これを少なくとも形の上では無視しておりますから、本当にブレイキとして利用しているかどうかは別なんですけれども、その安全保障基本法のようなものを作るときに、先生がおっしゃるような近隣、私がどこでそういうことを言つたのかは実は今私は定かに記憶にはないのですが、近隣諸国の理解を求めなければならないのはもちろん、何というんですし、戦後何十年もの間、日本は基本的に大きな軍事力を持たないという方針でやってまいりましたし、集団的自衛権についてもこれは行使しないという方針でやってまいりましたし、それが一つの北東アジアの国際環境の所与の条件として北東アジアの安全保障という国際環境は動いてきたわけであります。

私は、引き続き日本が大きな軍事力を持つべきだとは思いませんけれども、安全保障基本法のよなものを作つて、集団的自衛権の行使についても検討することになれば、北東アジアの国際環境の今までの所与の部分であつたところに変化が出てくるかもしれないので、当然それは北東アジア全体の安全保障にかかわる問題である。そういうことについての配慮というものは日本としても持つべきだと思います。

しかし、これは我が国が我が国の安全を考えて我が国の中で立法をする、もし安全保障基本法というものを国会でお作りいただくならば、もちろん、国際社会の中で生きる日本であり、北東アジアの中で繁栄し安定する日本であるという視点を忘れてはなりませんけれども、もちろん基本的には我が国の立法であつて、我が国の国権の最高機関たる国会の御判断でお作りになるべきことだというふうに存じております。

○大江康弘君 済みません。ありがとうございます。

塚田公述人にちよつとお尋ねします。

今回のこの法案に際して、衆議院の方では与党三党と野党第一党である民主党さんが精力的に交渉していただけてという中で、修正案という形で出てまいりましたこの国民の保護をどうしていくか。

ただ、私は、平時の国民に対する人権といわゆる戦時の人権というのは、これはおのずとこれ違つてくるんではないかと、こういうふうに感じている一人でもあります。それだけに、戦争だから何をしてもいいんだ、有事だから何をしてもいいんだということではならないだろうし、我々は、これは私は戦争体験者ではありません、戦後生まれです、あの太平洋戦争の、御苦労いただいた先人の皆さんの大きなそうした戦争に対する思いというものもこれでありますから、やはりそういう皆さんの気持ちもこれ人権という部分に生かさないやいかぬのですけれども、やはり基本的に、私は、独立国家というのは、そこに土地があつて、人が住んでおつて、やっぱり一番大事なのは

主権を持つと。

主権を持つということは、やっぱり敵が来たときにそれをぶち破るという力を持つということでありますから、おのずと人権というものも戦時になればこれ制約されても仕方がないんじゃないかと。むしろ国民としての義務としてどうするかという部分が問われるんじゃないかというふうに思うんですけれども、こういう考えというのは行き過ぎでしょうかね。ちょっと公述人、ちょっと聞かせてください。

○公述人(塚田哲之君) 御質問ありがとうございます。

戦時あるいは有事という言葉、どちらを使うかは別ですが、要するに、通常であれば認められないような人権の制限というのがあり得るんじゃないかという御質問だというのが理解いたしました。そういう発想が、これは日本に限りませんけれども、世界各国で少なくとも存在しているということは確かだと思います。

ただ、私はその発想はやはり危険な要素というのが含まれているのではないかとこのように考えておりました。事柄の性質上と申し上げていいと思うんですが、必要最小限というような言い方が法案の中に出てまいりますけれども、ともするとその最小限の部分というのはどこかに行つてしまつて、必要だからどんな制限しないかという話に行きやすい。かつ事後的にそれをチェックするということも実は大変機能しにくいという性質があるかと思ひます。当然のことながら、事前のチェックというのはほとんど不可能であると思ひます。

といたしますと、いったん戦時である、あるいは有事であるからこういう制限が必要なんだというふうに言つてしまつと、あと残されたものは人権の残骸と申しますか、変な表現で恐縮ですが、これも、そういうことになりかねない。

したがつて、仮にそういう制限を認めようとするのであれば、要するに特別の制限を認めようとするのであれば、それはよほど注意して掛らないと、もう歯止めがそれこそなくなつてしまいか

ねないということは思つておりますし、逆に、だからこそ、戦時だからこういう制限はあり得るんじゃないかということが、これは国家緊急権絡みの話でも共通する要素があるかと思ふんですけれども、極めて言わば立憲主義と申しますか法治主義、あるいは人権の保障という考え方からすると、言わば遺物として現れざるを得ないという要素があるんじゃないかということは考えております。

抽象的な物言いで恐縮ですが、以上でございます。

○大江康弘君 はい、ありがとうございます。

最後に一点、河瀬公述人、大変いつも危険と隣り合わせといひますが、こういう状況というのか、世界の流れの中で、やはりそういう一つの市政を預かつていて、自治体を預かつていてという、大変御苦労いただいておりますけれども、先ほどこの有事に際してどう地方はあるべきか、江守公述人も新幹線の話出ましたけれども、これはやはり、一番ねらわれるのは実は国内であると新幹線でありまして、やはりそういう意味では、新幹線というのは大変高速大量輸送で便利でありますけれども、これは山崎委員長が実力者でありますから、これはまた普通の部分で付けていただけたかなと思ふんですけれども。

やはりどうも、国としてもやはりどうするかというこの御意見もありましたけれども、最終的にはやっぱりこの縦割り社会の弊害の中で、やはり地方の独自の考え方というのか、そういうものがやはり生かされる。我々も、これから国会でどうこれを、地方の在り方を検討していくかということに対して、やっぱり地方をどう重要視していくかと。私は、おのずとその中でランクが出てくると思うんです。この有事の際に、やっぱり一番危険な地域、そうそう危険でない地域という。恐らくこれは、全国あまねくこれは危険だという考え方もあるでしょうけれども、そうじゃなくて、やっぱりある程度の私はランク分けをしてきて、この危険度、出てくると思ふんです。そういう意味では、福井県なんかというのは私

はもう特Aクラスの危険地域ではないかなと、これは想像するんです。別に危険をおおっているわけじゃないんですけれども。

それだけに、やっぱりどうするかという対処が大事で、やっぱり一番分かつておるのは、私は、地方の自治体の長であり、また江守公述人さんや、それぞれ地方の皆さんの、それぞれのお立場におられる皆さんじゃないかなと思ふんですけれども。やっぱりこれからどんどんどんどんそういう形で言つていただくと、むしろ国に対してやっぱりこうだということを積極的に提言をしていただく、やっぱりこういうことが私は基本的に必要じゃないかと思ふんですけれども、そこら、最後にひとつよろしく願ひします。

○公述人(河瀬一治君) ありがとうございます。

先生おっしゃつていただいたように、私どもの声を取り上げていただくというのは非常に有り難いことでありまして、今回も地方公共団体の役割というところでいろいろ質問的に私どもの方から出したりやつでお答えしているのは質問答弁形式で出ておりまして、ああすべきことすべきということはあるんですけれども、まだまだ具体的なこともございせんから、是非またそういう機会で、先生方の方で是非また一度関係当局、声を聞けよといううなごさいましたら、または是非そういう会に出させていただきまして声を出していきたいと思つております。

特に、私も発電所を持つておる地域、特Aとはいきませんが、確かにそういう部分もあるかもしれない。また、基地を持つておられる地域もそうでありまして、そういう点で、例えば有事の中でそういう指定地域というふうなまたこれされますと、イメージが下がるといひますか、だからこれ、痛しゆめいところのごさいまして、非常に、特に私どもの若狭湾といひますのは日本海側で唯一リアス式海岸の地域でありまして、これまた魚が物すごくおいしいんです。それで、若狭牛もうまいです、観光も力入れておりますので、そこらでまた有事立法の中で特Aのねらわれる場所なんて出されましたら、もう観光客だ

あつと来ませんものでして、その辺りの、いつも本場にこう。

発電所も、私もこれ何もなければ大変すばらしい施設だといふふうに思つています。しかし、ちよつとしたトラブルがあつたり、例えば東電のああいふ問題があつても、私どもの地域も影響するんです、全く離れたところで。東海村の事故、ジェー・シー・オーのありました、あれも全く燃料を作る過程で発電所とは関係ないんですけれども、もうあつてあつても全部影響するといふことで、非常にデリケートな実は部分も持つておりますので、そういう点も是非この法律の中では是非配慮をしていただいて、地方のいろんな特性がありますから、そういうものも守つていただけるのもこれは私は国の一つの責任じゃないかと思つていまして、そういうこともまた発言をする機会がございましたら是非取り上げていただきたいと思ひます。

○大江康弘君 ありがとうございます。

○団長(山崎正昭君) 以上をもちまして公述人に対する質疑は終了いたしました。

この際、公述人に一言御礼を申し上げます。皆様には、長時間にわたり有益な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございます。(拍手)

拝聴させていただきました御意見は本委員会の審査に十分反映してまいりたい、このように思ひます。派遣委員を代表してまして重ねて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、本地方公聴会のために数々の御尽力を賜りました関係者の皆様方に、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。

以上をもちまして参議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会福井地方公聴会を閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございます。

(午後三時二十九分閉会)

(本号(その二)参照)

横須賀地方公聴会速記録

期日 平成十五年五月二十九日(木曜日)

場所 横須賀市 横須賀プリンスホテル

派遣委員

団長 理事 理事
阿部 正俊君
中川 義雄君
福島啓史郎君
佐藤 雄平君
若林 秀樹君
福本 潤一君
畑野 君枝君
田村 秀昭君
田 英夫君

公述人

横須賀商工会議
所副会頭
弁 護 士
横 須 賀 市 長
神奈川県隊友会
会長
防衛大学校助教
授
小山満之助君
吳 東 正彦君
沢 田 秀男君
富 田 定幸君
松 浦 一夫君

(午後零時二十九分開会)

○団長(阿部正俊君) それでは、ただいまから参議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会の横須賀地方公聴会を開会させていただきます。

私は、今日の会議を司会させていただきます。武力攻撃事態への対処に関する特別委員会の理事をしております阿部正俊と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

まず、今日の地方公聴会に参加しております委員の皆さんを御紹介させていただきますので、お名前と所属を申し上げますので、お立ちになり、ちよつと何というか、おじぎお願いできればと思います。

まず最初に、お隣におります自民党・保守新党所属の中川義雄理事でございます。

同じくその隣が、自由民主党の保守新党所属の福島啓史郎委員でございます。

次は、左手でございますが、民主党・新緑風会所属の佐藤雄平委員でございます。

同じく民主党・新緑風会所属の若林秀樹委員でございます。

それから、公明党所属の福本潤一委員でございます。

日本共産党所属の畑野君枝委員でございます。国会改革連絡会所属の田村秀昭委員でございます。

最後でございますが、社会民主党・護憲連合所属の田英夫委員でございます。

以上の九名でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

ちよつと長いんですが申し上げますと、参議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会におきましては、目下、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案、それから自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案、以上三法案につきまして審査を行っているところでございます。

本委員会といたしましては、三法案の重要性にかんがみまして、国民の皆様から幅広く貴重な御意見を賜るため、本日、当横須賀市と、それから福井県におきまして地方公聴会を開会することにした次第でございます。何とぞ特段の御協力をお願い申し上げます。

次に、本日、お忙しいところお集まりいただきました公述人の方々と御紹介申し上げます。

最初に、横須賀商工会議所副会頭の小山満之助公述人でございます。

次に、弁護士の呉東正彦公述人でございます。そのお隣が、横須賀市長の沢田秀男公述人でございます。

それから、そのお隣が、神奈川県隊友会会長の富田定幸公述人でございます。

最後に、防衛大学校助教授の松浦一夫公述人でございます。

以上の五名の方でございます。

この際、公述人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日に皆様には、御多忙のところ、急な御案内にもかかわらず御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は、皆様から忌憚のない御意見を拝聴いたしまして、我々の委員会審査の参考にいたしたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

次に、会議の進め方というほどではないんですが、けれども、お話ししますと、まず、公述人の方々からお一人ずつ十分程度で順次御意見をお述べいただきまして、その後、委員の質疑にお答えをいただくという形で進めさせていただきます。

思ひます。

なお、御発言は着席のままで、公述人も委員の方も着席のままで結構でございますので、よろしくお願ひします。

それでは、これより公述人の方々から順次御意見をお述べいただきます。

まず、小山公述人にお願ひいたします。小山公述人、どうぞお願ひします。

○公述人(小山満之助君) 私は、横須賀商工会議所の副会頭をいたしております小山満之助であります。

本日、公述の機会を賜りまして、ありがとうございます。

私の要旨につきましては、この一枚の、お手元にあるかと思いますが、これをひとつ読ませていただきます。

独立主権国家として、自ら国を守り、国民の生命、財産を保護することは、これは政治の責任であり、国家としての責務であります。

武力攻撃事態対処関連三法案につきましては、昨年以來、一年を経て、ようやく平成十五年五月十五日、衆議院本会議において可決をし、参議院に送付をされました。

注目すべきは、この中で野党第一党の民主党の修正案と与党三党が受け入れられ、協議の結果、四党派共同修正案が採択されたこととあります。

国家有事に対する与野党の合意法案の可決ということは、我が国の将来にとって極めて意義深きことでありまして、関係各位には敬意を表します。

私は、本三法案に賛成をし、参議院において可及的速やかに可決、成立せられますよう要望するものであります。

一九四五年の終戦以來、もう既に半世紀以上たっております。今までいわゆる有事法案が、有事法制が整備されてこなかったということは独立国家としてどうなんだろうかと強く感じておりました。今や世界における政治・軍事情勢等は極めて厳しく、変化も急激に起こりつつあります。独立国家としてこれに即応すべき態勢を一刻も早く確立することが喫緊の課題と言わなければならぬと思ひます。

私どものこの横須賀は、戦前からいわゆる軍都としてその使命を果たしてまいったわけでありまして、現在も、海上自衛隊、これはすなわち自衛艦隊司令部、横須賀総監部、潜水艦隊司令部、護衛艦隊司令部、第二術科学校等があります。陸上自衛隊におきましては、久里浜の駐屯地、久里浜の通信学校、武山の駐屯地、少年工科大学校、第一教育団等があります。このほか、防衛大学校、在日米海軍司令部、横須賀基地司令部があります。

横須賀市並びに商工会議所におきましては、これら各機関と共存を図りつつ、幹部同士が常に情報交換、支援、協力を行っております。友好関係を継続している、維持しているというところでもあります。我々は、この有事関連法案につきましても重大な関心を持って見詰めているというところでもあります。

実は、去る五月十二日から一週間、原子力米空母のカール・ビンソンが横須賀に入港いたしました。さきにペルシャ湾から帰ってきまして、キティホークと空母二隻が同時入港ということ、これは初めてのケースでありますけれども、

修正案と与党三党が受け入れられ、協議の結果、四党派共同修正案が採択されたこととあります。

国家有事に対する与野党の合意法案の可決ということは、我が国の将来にとって極めて意義深きことでありまして、関係各位には敬意を表します。

私は、本三法案に賛成をし、参議院において可及的速やかに可決、成立せられますよう要望するものであります。

一九四五年の終戦以來、もう既に半世紀以上たっております。今までいわゆる有事法案が、有事法制が整備されてこなかったということは独立国家としてどうなんだろうかと強く感じておりました。今や世界における政治・軍事情勢等は極めて厳しく、変化も急激に起こりつつあります。独立国家としてこれに即応すべき態勢を一刻も早く確立することが喫緊の課題と言わなければならぬと思ひます。

私どものこの横須賀は、戦前からいわゆる軍都としてその使命を果たしてまいったわけでありまして、現在も、海上自衛隊、これはすなわち自衛艦隊司令部、横須賀総監部、潜水艦隊司令部、護衛艦隊司令部、第二術科学校等があります。陸上自衛隊におきましては、久里浜の駐屯地、久里浜の通信学校、武山の駐屯地、少年工科大学校、第一教育団等があります。このほか、防衛大学校、在日米海軍司令部、横須賀基地司令部があります。

横須賀市並びに商工会議所におきましては、これら各機関と共存を図りつつ、幹部同士が常に情報交換、支援、協力を行っております。友好関係を継続している、維持しているというところでもあります。我々は、この有事関連法案につきましても重大な関心を持って見詰めているというところでもあります。

実は、去る五月十二日から一週間、原子力米空母のカール・ビンソンが横須賀に入港いたしました。さきにペルシャ湾から帰ってきまして、キティホークと空母二隻が同時入港ということ、これは初めてのケースでありますけれども、

修正案と与党三党が受け入れられ、協議の結果、四党派共同修正案が採択されたこととあります。

国家有事に対する与野党の合意法案の可決ということは、我が国の将来にとって極めて意義深きことでありまして、関係各位には敬意を表します。

私は、本三法案に賛成をし、参議院において可及的速やかに可決、成立せられますよう要望するものであります。

一九四五年の終戦以來、もう既に半世紀以上たっております。今までいわゆる有事法案が、有事法制が整備されてこなかったということは独立国家としてどうなんだろうかと強く感じておりました。今や世界における政治・軍事情勢等は極めて厳しく、変化も急激に起こりつつあります。独立国家としてこれに即応すべき態勢を一刻も早く確立することが喫緊の課題と言わなければならぬと思ひます。

私どものこの横須賀は、戦前からいわゆる軍都としてその使命を果たしてまいったわけでありまして、現在も、海上自衛隊、これはすなわち自衛艦隊司令部、横須賀総監部、潜水艦隊司令部、護衛艦隊司令部、第二術科学校等があります。陸上自衛隊におきましては、久里浜の駐屯地、久里浜の通信学校、武山の駐屯地、少年工科大学校、第一教育団等があります。このほか、防衛大学校、在日米海軍司令部、横須賀基地司令部があります。

横須賀市並びに商工会議所におきましては、これら各機関と共存を図りつつ、幹部同士が常に情報交換、支援、協力を行っております。友好関係を継続している、維持しているというところでもあります。我々は、この有事関連法案につきましても重大な関心を持って見詰めているというところでもあります。

実は、去る五月十二日から一週間、原子力米空母のカール・ビンソンが横須賀に入港いたしました。さきにペルシャ湾から帰ってきまして、キティホークと空母二隻が同時入港ということ、これは初めてのケースでありますけれども、

修正案と与党三党が受け入れられ、協議の結果、四党派共同修正案が採択されたこととあります。

国家有事に対する与野党の合意法案の可決ということは、我が国の将来にとって極めて意義深きことでありまして、関係各位には敬意を表します。

私は、本三法案に賛成をし、参議院において可及的速やかに可決、成立せられますよう要望するものであります。

一九四五年の終戦以來、もう既に半世紀以上たっております。今までいわゆる有事法案が、有事法制が整備されてこなかったということは独立国家としてどうなんだろうかと強く感じておりました。今や世界における政治・軍事情勢等は極めて厳しく、変化も急激に起こりつつあります。独立国家としてこれに即応すべき態勢を一刻も早く確立することが喫緊の課題と言わなければならぬと思ひます。

私どものこの横須賀は、戦前からいわゆる軍都としてその使命を果たしてまいったわけでありまして、現在も、海上自衛隊、これはすなわち自衛艦隊司令部、横須賀総監部、潜水艦隊司令部、護衛艦隊司令部、第二術科学校等があります。陸上自衛隊におきましては、久里浜の駐屯地、久里浜の通信学校、武山の駐屯地、少年工科大学校、第一教育団等があります。このほか、防衛大学校、在日米海軍司令部、横須賀基地司令部があります。

横須賀市並びに商工会議所におきましては、これら各機関と共存を図りつつ、幹部同士が常に情報交換、支援、協力を行っております。友好関係を継続している、維持しているというところでもあります。我々は、この有事関連法案につきましても重大な関心を持って見詰めているというところでもあります。

実は、去る五月十二日から一週間、原子力米空母のカール・ビンソンが横須賀に入港いたしました。さきにペルシャ湾から帰ってきまして、キティホークと空母二隻が同時入港ということ、これは初めてのケースでありますけれども、

かつての湾岸戦争当時に比べますと、市民感情も私の見たところかなり冷静であると。それで、反対運動も私の見たところでは非常に一部だけで少なかったように感じます。

実は、今朝、駅を降りてこの会場に来る間、チラシを配っている姿を見て、ああ本当に、個人としてはがっかりいたしました。今日はなかならうと思つて実はおつたわけでありすけれども。そんなことではありますが、これは最近の国際情勢等をにらんだ我々国民の危機意識が相当に変わつてきているというように私は思います。

実は、カール・ビンソンの内部も見たわけでありすけれども、これは実戦に参加してこなかったからかもしれないけれども、乗組員の規律、態度等は非常に整然と保持されているという感じがいたしました。艦内のいわゆる雑排水等も、これは地元の回収船によつて処理をし、環境にも相当に神経を使つてくれているという感じがいたしました。約五千人の乗組員は毎日千人ずつ上陸をして市内にとどまつたわけでありすけれども、事故らしい事故は一つも聞いていないということでありす。

本題から若干それますが、実は私は三浦半島を縦貫する私鉄に職を奉じてもう五十年以上になるわけでありすが、会社では毎日百四十万人の旅客輸送を行つておるわけでありす。我々は、これを定時に間違いなく運行する、それから安全を確保するというのを最大の使命として経営をいたしておるわけでありすけれども、例えば電車は、朝晩のラッシュ、十二両編成で快速特急というのを動かしておりますけれども、これはおおよそ三千五百人から四人ぐらいのお客さんが一編成に乗つておられると。時速百二十キロ運転というところでラッシュとしては非常に速いんですけれども、これをたつた一人の運転士と車掌が乗客の命を預かつて運転をしているということでありす。

これは正に、かつて評論家が言われましたが、生命産業そのものであるかと思ひます。このた

めに、我々としては法律に基づいて厳正な運行管理の規則を策定し、遵守を図つておるわけでありす。災害時において乗客の安全確保ということに日夜腐心しているわけでありすが、例は違ひますが、国の安全も全く同じであらうと私は考えます。

以上、所感の一端を申し上げましたけれども、冒頭の陳述要旨のとおり、この三案につきまして、参議院においても早期に可決せられますことを切望して、陳述を終わります。

以上であります。

○団長(阿部正俊君) ありがとうございます。

それでは次に、呉東公述人をお願いいたします。

○公述人(呉東正彦君) 私の要旨とそれから資料をごらんになってください。

私は、有事法制三法案の審議中の参議院の各先生方に、この基地の町横須賀で弁護士として仕事をし、また生活する一市民として、これらの法案が国民に及ぼす重大な影響、そして危険性を訴え、これらの法案を廃案にすることを強く求めます。

まず、忘れてはならないのは、私たちの先輩たちが犯した過去の過ちです。多くの犠牲者を出した第二次世界大戦は突然始まつたものではありません。帝国憲法の立憲体制に対して、軍隊の活動、そして非常事態における例外が徐々に拡大していき、国民の人権が次第に制限され、議会が国家軍隊をコントロールする力を失つた状態が始まつた戦争が日本を破滅に追い込んだのです。そして、有事、戦時体制下の横須賀では、港を眺めることすら固く禁じられていたのです。そして、この横須賀からたぐさんの軍人、そして民間人が戦地に赴き、亡くなつたのです。

私たちの先輩たちがこの過ちから学び、今また私たちが確認しなければならぬのは、日本国憲法の掲げる国際協調主義こそが平和を守り、一人一人の国民の生活を守る安全保障だということです。そして、その平和を守る力は、一人一人の国民

民の人権が、日本国憲法の下、どのような状況においても例外なく保障されることから力強く生まれてくるということです。

法律というものは、本来、国民の権利を守るために国家権力を様々なルールによつて縛る鎖なのです。有事法制は、有事の名の下に国民の権利や法律に例外を設けることによつて国民の権利を統制し、また国家権力の濫用を許し、ひいては日本を戦争に巻き込ませるという大変危険な側面を持つています。

私は、法律家として、基地の町に暮らす一市民として、有事関連三法案の持つ根本的な欠陥、危険性を三点にわたつて指摘したいと思ひます。

まず、有事法制の開始要件である武力攻撃事態の「武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた事態」との概念は極めてあいまいであり、武力攻撃が予測されるに至つた事態」とあいまいであり、「認められる」とか「予測される」という政府の認定に明確な事前の実体的、手続的縛りが定められていないため、どのような状況において武力攻撃事態等が認定されるかについて明確な限定がなく、濫用を招く危険性が強く存在するのです。

これらのあいまいな開始要件が、アメリカの先制攻撃やその予告によつて緊張が高まつた事態にも適用されて、日本がアメリカの動きに巻き込まれて有事態勢となり、自衛隊が主体的に戦闘行為に参加したり、日本国全体がそれに協力するため有事統制状態となるおそれは、今日の情勢の下、極めて高いと言わざるを得ません。衆議院での四月二十四日の石破防衛庁長官の答弁もそのことを否定していません。これは、憲法の定める平和主義の原理、憲法九条の戦争放棄、戦力及び交戦権、集団的自衛権行使の否認に明らかに違反するもので、これを単なる法律としてなし得るものでは決してないと思ひます。

第二に、罰則等の強制力をもつてする防衛出動

時の施設の管理、土地又は家屋の使用、保管命令、物資の収用、業務従事命令などは、国民の基本的な人権を大きく制限し、危険な立場に置くものであり、さらに各行政手続の有事の大幅な特例を設けるという内容は、我が国の憲法体制を根幹から変質させる危険性を有しています。この点については添付しました資料の一の新聞記事をごらんください。

この横須賀は、戦後、軍転法の精神に基づき、平和産業港湾都市として町づくりを進めてきました。今日の横須賀の繁栄は、この軍需産業からの脱却がもたらしたものにほかなりません。しかしながら、有事という名のことで、このような市民の財産、経済活動、労働に対して広範かつ強制的な統制が加わることは、基地のある私たちの町の市民生活、経済活動、そしてここで働く多くの人の人々の生命に深刻かつ重大な影響を与えることは間違ひありません。一昨年のテロ事件直後に、町の中心部にある米海軍横須賀基地が人口の検査を厳重にしただけで朝晩大渋滞が発生し、市民生活や経済活動に深刻な影響が発生したのです。

今回の自衛隊法改正案では、出動した自衛隊員が死亡した場合、行政の許可なくどこでも火葬、埋葬できるということが規定されています。これは資料の二の条文をごらんください。これは一体どのような事態を想定しているのでしょうか。私は、この町にともに暮らす自衛隊員にこのような事態が決して起こつてほしくないと思ひます。実際に、昨年、市民団体の行つた自衛官ホットラインには、自衛官や家族からの深刻な不安の声が寄せられているのです。これにつきましてもは資料三の新聞記事をごらんください。

また、今回の自衛隊法改正案は、医療、土木建築、輸送関係の業務従事命令により業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、あるいは障害の状態となつたときには損害をてん補しなければならぬと規定しています。これについては資料四をごらんください。これも一体どのような事態を想定しているのか

しょうか。有事の際、真つ先にこれらの業務への従事が命令によって強制され、生命が危機にさらされるのは、基地の町横須賀の労働者なのです。横須賀市の職員労働組合は、これらの危険や戦争非協力の観点から、有事法制に対してはつきりと拒否する宣言をしているのです。これについては資料五の新聞記事をごらんください。

さらに、有事法制は、地方自治体に対して国が決定した対処措置を実施するよう強制的に指示し、さらに、地方自治体が行う措置を直接実施するという強大な権限を、何ら地方自治体の同意のないまま、その際の手続的保障もなく規定し、地方自治体の活動にも統制を課し、地方自治体の権限を制限しようとしています。このことは、憲法の定める地方自治の本旨に違反し、国と地方自治体との関係を根本的に変質させてしまうおそれがあります。

これは、地方分権改革の中で、国が地方自治体に対して命令ができる場合を制限してきた動きに真つ向から逆行するもので、強制力を伴う有事法制ができることによって、有事態勢の準備事務が行政内で日常化し、地方自治を次第に統制し、侵食していく危険性が極めて高いと言わざるを得ません。

今、この懸念から、全国の自治体、議会でも有事法制に対する反対決議が相次ぎ、六百三十八自治体上っています。全国各県の知事も有事法制の内容については深刻な懸念を表明しています。これについては資料六の資料をごらんください。

そして、基地を多数抱えるこの神奈川県では、ほとんどの自治体が市民団体のアンケートに対して、有事法制に対する政府の説明は不十分で、有事法制制定に当たり自治体の意見を聞くべきであると回答しているのです。これについては資料七をごらんください。

以上に述べたように、今回の有事法制三法案は、憲法改正に匹敵する国民生活及び国の統治機構の在り方に重大な変質をもたらす危険性を持った法案です。

今、法案の衆議院通過の前後を問わず、全国各地で有事法制に対する反対運動が広がっています。先週金曜日には、東京の明治公園で、三万人の市民が集まって有事法制の廃案を求めました。これについては資料八の新聞をごらんください。今週の日曜日に徳島市で行われた街角市民一票投票では、三分の二の市民が有事法制に対し反対に投票しています。これについては資料九をごらんください。

そして、今、多くの国民は有事法制の内容すら知らない状況です。そして、この有事法制にとつて最も問題が大きい国民保護法制と米軍支援法制は、いまだ何ら内容が明確化されていないのです。そして、公開され、時間を掛けた議論のないままなされた今回の修正と衆議院による採決に多くの国民は疑問を感じています。

今こそ、良識の府である参議院において、この法案の危険性を時間を掛けて明らかにした上で廃案にしてください。この横須賀での形だけの公聴会ではなく、全国津々浦々で公聴会を開催し、市民の声を聞いてください。そして、この法案の内容を深刻に懸念している全国三千の自治体の意見をきちんと聞いてください。

私は、この町で再び戦争の犠牲者が出ることが決してないよう、有事法制三法案の廃案、そして十分に時間を掛けた慎重審議を求めます。二十一世紀の日本の民主主義の運命が懸かっているのです。

以上です。

どうもありがとうございました。

○団長(阿部正俊君) どうもありがとうございました。

では次に、沢田公述人をお願いいたします。沢田公述人。

○公述人(沢田秀男君) 私は、全国市長会の行政委員長及び全国基地協議会会長として、この武力攻撃事態対処法案あるいは国民保護法制の輪郭等について政府から説明を受ける機会を何度か持ちました。

本日は、武力攻撃事態対処法案について、当地横須賀市で公聴会を開催され、市長として意見を述べる機会を与えられましたことにお礼を申し上げます。

国と国民の安全を守るということは、政治の根幹であります。しかし、長い間、危機管理システムとしての有事法制が確立されないうまま経過してきました。識者によれば、私たち日本人は、自分の方からは相手を攻めない、だから相手も攻めてこないだろうと考えがちで、それで日本人の危機管理意識が薄いと云っています。しかし、今日、北の脅威が現実のものになってきました。そういう状況の中で今回の有事法制は、日本人の危機管理意識を高める契機になるものと思います。

有事法制のような国政の基本にかかわる重要な法案が国論を二分するかのような形で決まるということは、国内的にも国際的にも望ましいことではありません。その意味で、今回、与野党合意の上で衆議院を通過し、参議院で更に審議が深められるということは画期的なことであり、私は、そのことをまず高く評価したいと存じます。私せつかくの機会ですから、横須賀市の実情について少し申し上げたいと思います。

横須賀市には陸海空の自衛隊施設や米海軍基地があり、本市は、言わば国の防衛の最前線にある都市であります。

本市においては、議会の議決を得て策定した都市の基本構想において、米軍基地の可能な限りの返還と自衛隊施設の可能な限りの集約統合を掲げています。

とりわけ、米軍施設は本市中心部と港湾部の最も重要な場所に所在しており、便利で快適な市民生活の営みや地域の発展性を高めるための都市づくりにとって障害となっています。また、原子力艦船がしばしば寄港することによる市民の不安という問題もあります。しかし、返還の実現が現実には困難である以上、町づくりは米軍施設の前提として行うほかありません。

に基づき、単なる横須賀という地域レベルを超え、日本全体を視野に入れた良好な日米関係の維持という気概を持って努力しているのであります。

横須賀に住んだ米国人は、横須賀での生活を通じて日本人のメンタリティーや日本の歴史、都市社会、産業、文化などを知り、ほとんどの日本人の理解者、親日家となって帰国すると聞いています。それらの人々が全米に散って草の根レベルで日米同盟関係の精神面での基盤ともなっているのです。

しかし、基地があつて大変でしょうとか、基地がある分だけ余分な苦勞ですね、うちは基地がなくてよかったというような言葉を聞くと、国全体としての防衛意識を高めるには、なお大きな努力が必要だと痛感します。

今回の有事法制は、有事への対応は国の機関だとか、国の問題だとか、自衛隊がやればいい、あるいは基地のある自治体に任せればいいという考え方を改め、政府、自治体、国民が一致してそれぞれの役割を果たすべきだということを明確にしました。その意義は大きいと思います。

そうであればあるほど、国は自治体の首長に法案の内容を十分理解できるように努め、首長が住民に分かりやすく説明できるようにしなければなりません。ところが、法案の条文を読んでも意味は分かって、それで現実的、具体的なイメージがわくわけではありません。

例えば、武力攻撃予測事態とは、法案によれば、事態が緊迫し、武力攻撃が予測される事態と同義語反復のように規定されています。法律の性格上そのように書かざるを得ないことはよく分かります。しかし、市民等に聞かれたときに、そう説明しても理解をしてもらうことは難しいのではないかと思います。

例示として適当かどうか分かりませんが、某国が日本国内の主要都市を破壊するなどと言言し、部隊を続々集結しているとか、弾道ミサイルに燃料を注入し始めたというような場合が武力攻撃予測事態であるというように具体例を挙げて言わ

いと理解できないのではないのでしょうか。

また、内閣総理大臣の総合調整と指示についても、これは国民保護法制ともかわりがあるかもしれないませんが、例えば、負傷者の収容をA県とB県とに病床の空き具合に応じてどのように配分するか、それをだれがどのように運ぶのかというようなことを決めるのが総合調整であり、それでもB県知事が応じなかつたときに対策本部長が乗り出して指示をするというようなことだとして、そのような具体例で説明しないとなかなか理解してもらえないのではないかと思います。

自治体の責務は、法案では住民の生命、身体及び財産の保護のため必要な措置を行うこととされています。具体的に横須賀市の場合を想像すると、警報の発令、伝達、避難の指示、学校体育館等への応急避難の誘導、安否情報の提供、炊き出し、被災者の救助、救急、医療、伝染病の予防、道路の確保、上下水道の確保、廃棄物の処理、障害物の除去、自主防災組織や災害ボランティアの動員などの業務が予想されます。

国民保護法制の問題だと思いますが、これらのほとんどは住民に最も身近な市が中心となつてやらざるを得ないものであります。地域では、国や県にはマンパワーがありません。住民も平素の防災訓練や防災教室などで市町村と強いかわりを持つていて、市を頼りにしています。消防への一九番通報が鳴り続け、それが被災現場の状況を知るのに役に立つと思えます。地域での総合的な対策本部は市に置かれ、市長が本部長として市と国、県、指定公共機関などの総合調整をすることになります。それには住民に早い時期に国民保護法制の内容を理解してもらう必要があります、その早期整備が必要だと思えます。

国民保護法制の立案過程においては、実務レベルの作業チームに地域の事情に通じた自治体職員を何らかの形で参加させることが望ましいと思えます。

これまで、国民保護法制の輪郭などについて国から説明を受けた資料をいただいたりしました

が、国、県、市町村と上から下への縦の整然とした仕組みになつていゝものの、市町村の立場から見ると、何となく現実感の薄さを感じないわけではあります。

有事の情報の伝達などはそれでいいのですが、それでも、I Tを使えば官邸からの情報は即時に全国の市町村に伝わります。実際の現場活動に至つては、国や県からの連絡を待つ間もなく、まず市町村が状況に通じて動き、必要な活動を行うことになると思えます。市町村ではできないこととか複数市町村にまたがる広域的な活動については県が乗り出すというようなことになると思えます。そういう意味でも、市町村職員を含む自治体職員を国民保護法制の立案過程に参加させたらどうかと思うのであります。

以上、種々申し上げましたが、終わりに、有事法制が十分に議論され、成立することを期待いたしますとともに、国民保護法制が早期に制定されますようお願い申し上げて、私の陳述とさせていただきます。

ありがとうございます。

○団長(阿部正俊君) ありがとうございます。

それでは、続きまして富田公述人をお願い申し上げます。富田公述人。

○公述人(富田定幸君) 私は、昭和二十七年七月に警察予備隊の一隊員として入隊し、その後、保安大学校創設に伴い一期生として入校、卒業後、陸上自衛隊に入り、平成元年三月に退職をいたしました。この間三十六年八月、日数にして一万三千三百九十日国防にかかわつたのであります。現在、私は神奈川県防友会、会員五千名の会長として頑張つております。本日は、退職した自衛官の一人として、率直に真情を吐露したいと思つております。

昭和二十八年の四月に保安大学校、現在の防衛大学校の第一期生が四百名が入校いたしました。その年の十月、吉田茂首相が現職として初度視察に参りました。そのときに学生の前において訓示をされましたが、その中で、諸官は将来我が国の

新国軍を率いている核になるんだとはつきりと言われたわけでありました。

以来、いつ国軍になるのかといつて待つておりましたが、もう既に十二期生ぐらゐまでがリタイアしてありますが、いまだ国軍にはなつておりません。もし吉田茂首相が言われたとおり新国軍が誕生しておれば、当然、憲法が改正され、国家非常事態についての規範も整い、有事法制等は当然整備されておつて、今日のようなことにはならなかつたと思つております。

最近、小泉首相が自衛隊は軍隊であるというように発言されましたが、名実ともに自衛隊が軍隊であるように早急に整備されんことを願うものであります。

有事法制をめぐつては、私は現職時代二つの悲しい出来事に出会いました。

一つは、御存じのとおり、昭和四十年二月の三矢研究において問題になり、関係者が処罰されたことであります。次の昭和五十一年というのは五十三年に御訂正を願います。昭和五十三、栗栖統緒議長長の奇襲対処、この発言がございまして、五十三年七月二十八日、金丸防衛庁長官のげきりんに触れて罷免をされました。国防の任に当たる自衛官が当然やらねばならぬことをやつて処罰され、責任ある立場にある自衛官が言うべきことを言つて罷免されたわけでありました。

平成十五年の三月に防衛大学校の第四十七期生の卒業式がありまして、私も参列いたしました。その際、石破防衛庁長官は、自衛官は政治的活動に関与してはならないが、進言しなければならぬと思ふことはほとんど発言してほしい、遠慮せずにやれと、こういうことを言われました。正に今昔の感があります。

もしこの、もしじゃなくて当然と思ひますが、有事法制が成立いたしましたら、その栗栖統緒議長の名誉回復を是非やつてもらいたい、こう思ふわけです。軍人、自衛官も同じであります。最も大切にしていることは名誉と誇りであります。栗栖元統緒議長の名誉回復を是非やつてもらいた

いと思ふわけでありました。

今回採決された有事法制関連法案につきまして、自民党が民主党からの人権保障規定等を受け入れまして、与党と民主党が合意し、自由党も賛成したということで、本当に我が国にとつて画期的な出来事であり、すばらしいことだと思つております。元来、外交防衛政策には党利党略はないと思つています。よく外国等に行つて野党の先生方がそこにおいて外国の首脳と話をしたことが記事に載つておりますが、その際、ほとんどが日本の政府の政策について批判をしております。国内におきまして、国内の場におきまして、国会等の場におきまして、与党、野党がどんどん議論をやることは私はすばらしいことでありますし、どんどんやるべきだと思います。しかし、一歩外国へ行つたならば、そういうことはやつてはならないと。我が日本の政府がやつていゝことをしつかりと誤解を解くように向かうの外国の首脳に説明をして、日本は一枚岩であることを示すことが有事の事態を招かないことだと思ひます。野党の先生方が外国へ行つてそういうことを発言したという記事を見るたびに、本当に寒々とした思いに駆られるのは私一人ではないと思ひます。

また、今回、合意の基になつた人権保障規定、これは私は当然のことであつて、良いことと思ひますが、忘れてはならないのは、有事の際、戒厳の問題とか土地、物資の強制収用、物価統制、産業調整、物流統制、言論統制、行動の規制ということとは、国権の発動上、普通の国家では当然のことであるというふうな認識されていることではないかと思ひます。日本は普通の国家とは違ひますのでなかなかこういうことにはいかないと思ひますけれども、そして、今回のことは一歩も二歩も前進だと思ひますけれども、そういう国権の発動というふうなときには、国民は個人の自由とか権利というものは当然のことながら制限されることは当たり前だという認識を持つべきだと思つております。有名なケネディ米大統領の言で、国民は、国家が国民のために何をやるかといふことではなく

定いたしました。法制整備を進めていきます。戦後、多くの法律を制定いたしました。六八年の六月には憲法を大改正いたしました。多くの緊急事態規定を憲法に組み入れております。これによりまして、非常事態法、それまで制定してきただものの体系的な運用というものが可能になりました。しかし、それが戦争を誘発するということがありませんでした。むしろ、NATOの防衛機能を高め、その攻撃抑止力、これを増進する効果を生みました。また、立法作業、改憲作業を通じて、各会派の防衛政策に関する基本的合意形成と国民世論の理解、これを増進することにも大きく寄与いたしました。その結果、かつて安易な武力行使と過剰な有事対処を抑制することにもなったわけでありました。その結果、NATOは冷戦期を通じて武力行使を行ったことはないわけでありました。

冷戦後、NATOはバルカン半島において平和維持のための派兵を行ったり、あるいはコソボの空爆にも用いられましたが、これはドイツ国内の有事法とは全く無関係の問題であります。また、九・一一の米国テロ時には、NATOは同盟事態を確定いたしました。米軍支援を決定いたしました。これはドイツの緊急事態における同盟事態の規定に係りまして有事法を発動できる状態でありましたが、結局、ドイツ政府は有事法を発動いたしませんでした。つまり、作っても使わない、作ってもその適用に慎重であるということにドイツは非常に配慮をしたわけでありました。

冷戦が終わって、ドイツ再統一とNATOの東方拡大によりまして、ドイツに対する直接的な軍事的な脅威はなくなりましたが、冷戦時代に整備した有事法を不要として廃止する動きはありません。既成の枠組みを残しながら、新たな脅威、例えば対テロでありまして、そうしたもののにより合理的な運用を行うようにバージョンアップしております。例えば、九・一一米国テロを機に民間防衛体制の運用の改善が図られまして、より現実的な対応、特にテロに対する対応というものを民間防衛体制に組み入れるような努力をしております。国の安全にかかわる基本となる法制を整備すれば、これを基に新たな脅威に対応できる様々な立法政策的なバリエーションが可能になるわけでありました。

今回、日本でも、武力攻撃事態対処法等三法案は、四月の政府案提出以来、昨年四月の提出以来、多方面から建設的修正案、対案が提示されまして、さきに与野党双方から修正案が提出されました。この間、政府原案で不明瞭であった武力攻撃事態の概念の二分化でありまして、再定義による明確化、国民への情報提供でありまして、国会関与の強化といったような様々な改善がなされました。衆議院の本院議において約九割の賛成を得たわけでありました。防衛、安全保障の法案審議において与野党がこのような広範な合意形成をしたことは戦後初めてのことであり、極めて喜ばしいことであると考えます。つまり、安全保障に関する根幹に關して与野党間の合意がなされたということとは大きな前進であった、こういうことでありました。

第二の観点であります。これは基本的人権の保護に関する問題であります。基本的人権は、最高法規である憲法が保障するものであります。公共の福祉による制約を受ける場合があることもまた憲法は予定しているところでありまして、憲法に保障された人権を制限し、新たな義務を課すという場合には、政令のみでなし得ません。これは国会制定法上の根拠が必要であります。これは内閣法の第十一条に明記されております。

戦時を含む国家緊急事態と人権の保障ないし制限につきましては国際的な規約が結ばれております。市民的及び政治的権利に関する国際規約というものがございまして、昭和五十四年の八月四日の条約七であります。

国際人権規約と呼ばれるこの規約は、人権保障の国際基準、国際的なガイドラインと考えてよいと思いますが、同規約の第四条では、国家緊急事態における人権制限について次のように規定されております。

国民の生存を脅かす公の緊急事態の場合においてその緊急事態が公式に宣言されているときは、この規約の締約国は、事態の緊急性が真に必要とする限度において、この規約に基づく義務に違反する措置を取ることができると定めております。

ただし、このような制限措置の中には、人種、皮膚の色、性、言語、宗教又は社会的身分、出身のみを理由とする差別を含んではならないということも添えられております。また、生命に対する固有の権利、拷問・残虐刑の禁止、奴隷・強制労働の禁止、思想、良心、宗教の自由等を制限の対象外としてもしております。

しかしながら、他方で、同規約の第八条第三項の(c)では、社会の存立又は福祉を脅かす緊急事態又は災害の場合に要求される役割、これは強制労働には該当しないということも明記しているわけでありまして、つまり、有事の際の業務従事命令は強制労働禁止の規定には違反するものではないということになります。

十八条では、思想、良心、宗教の自由について、宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であつて、公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の基本的な権利及び自由を保護するために必要なものを課すことができるということ、やはり公共の安全、公の秩序のために制限が可能であるということとを明記しているわけでありまして、表現の自由についても同じような規定が設けられております。

いずれにしても、緊急事態において人権が平時と同じように制限されることはあり得ない、やはり制限というものは加えられるのであると思います。ただし、それは非常に限定された必要最小限度のものでなければいけないということが国際基準であります。

国家緊急時において憲法に保障される基本権が制限されるとしても、法律に基づき必要最小限の制約のみが許される、この原則は武力攻撃事

態法の政府原案でも強調されているところであります。民主党による政府修正案、ここでは更に個別条文を挙げまして、人権の最大限の尊重を求めるという点で更に一層の配慮を促すものと言えます。

第三に、既成法との関連についてであります。

武力攻撃事態法と既に制定されております自衛隊派遣法との関連、これにつきましても様々な問題が指摘されました。既成法の中でも、特に周辺事態法との関連が問題点として指摘されるわけですが、一部反対派からは、米軍の紛争介入に引きずられる形で武力攻撃事態が認定されるのではないか、あるいは、周辺事態法や対テロ特措法で海外派遣中の自衛隊に対する攻撃があった場合に、これが武力攻撃事態と認定されて日本が戦時体制化するのではないかというような疑問が提起されていまして、しかし、仮にこうしたその適用上の問題が生じたとしても、その原因がどこにあるかといえ、これはやはり我が国有事に関する対処法の制定が後れたこと、後回しになったことが最大の原因であると私は考えます。

本来、専守防衛の国が安全保障法制を整備する場合には、まず自国領域の防衛、これに必要な緊急事態法制を整備する、これがまず第一であります。その後には自国周辺地域における平和維持への貢献、さらには、最後にグローバルな平和協力というような順序で優先順位を考えるのが常識であります。

しかるに、日本においては、憲法問題や一部国民世論、周辺諸国への政治的配慮などの要因もありまして、最優先に置かれるべき我が国有事に関する立法が後回しになりました。このため、安全保障法制の中核であるべき部分が欠落した状態が続いた結果、自衛隊域外派遣の原則と安全保障法制全体の体系的に若干不明瞭な点を残しているということが否めないかもしれません。もしそうであるならば、この欠落を埋め、日本の総合的な防衛体制を法的に整備するとともに、地域安全保障、国際平和維持に關連して制定された既成法と

の整合性を今後見直していく必要があるかもしれない。そのためにもまずは、各会派の広範な合意の下に、我が国有事に関する法制を早期に制定する必要があると私は考えます。

個別法の制定に関しましては、これは既に市長の方から御意見がございましたので、これは省略いたします。

第五に、文民統制に関する観点から一言申し上げます。

今回の法案審議の過程で武力攻撃事態における国会関与の在り方が議論されて、特に、民主党による修正案によりまして国会関与が強化されました。これは、軍事に対する政治の優位、これを制度的に確保する点で非常に意義のあることと考えられます。ただ、有事法制が自衛隊のシビリアンコントロール確保に与える積極的な効果というものは、このような制度的な面だけにとどまらないと私は考えます。つまり、防衛、緊急事態対処に当たる自衛官の心理的な側面における効果というものが重要でないかと考えます。

私は、防衛大学校において憲法、防衛法などの講義を担当している立場から一言申しますと、授業の中で日本の防衛法制に関する説明をする場合、特にこれを国際比較の観点から論じる場合に、他国に比較して日本の法制に十分、不明瞭と思われる部分が残されるために、説明に苦しむところが多々あります。

立憲国家、法治国家の意義を強調する一方で、緊急事態法制になぜ不備があるのか。これは、単に憲法九条があるから仕方ないということでは済まされない問題だと私は考えます。専守防衛を国とする我が国自衛隊にあって、自国防衛に必要となる非常措置を可能とすべき法制に不備があることは、現行法制、ひいては立法院に対する自衛官の不信を招きかねないという点で文民統制上好ましくない効果を生むと考えます。軍隊に対するシビリアンコントロールというものは、文民である政治家や官僚の軍人に対する一方的な支配を意味するものではなく、軍人と文民の意思の疎通

と相互理解を基盤として初めて成立するものであります。軍事に疎い政治家の無理解とバランス感覚を欠く軍人の政治的発言は、政治と軍事の健全な関係を損なうものであります。

今回、有事法の基盤整備がなされ、これに基づく計画策定が進む過程で、各省庁と自衛隊、自治体、さらには民間ボランティア団体などの協議といえますか、話し合いがなされるものと考えます。

私は、有事法の制定を機に、政治機関と行政機関及び軍事機関、自衛隊ですが、さらには民間団体の意思疎通と相互信頼が築かれ、深められることを期待したいと考えます。それは、自衛隊に対するシビリアンコントロールを制度的な側面だけではなくて心理的な側面においても確固たるものにする基礎となることでありましよう。

以上、私の意見を終わらせていただきます。

○団長(阿部正俊君) ありがとうございます。以上で公述人の方々の御意見の陳述は終わりにさせていただきます。

それでは、これから公述人の皆さん方に対して委員から質疑を行わせていただきます。

質疑のある方は、挙手の上で私の指名を待つて御発言をお願いいたします。

なお、委員の質疑時間をあらかじめ打ち合わせしておりますので、それをひとつ念頭においてお願いしたいと思っております。

また、御答弁の方も、時間が限られていますので、できるだけ簡潔で、申し訳ないんですけれどもお願いしたいと思います。

なお、御発言になるとときにはどうぞ着席のまま結構でございますので、そのままお願いいたします。

それでは、お願いいたします。福島先生。

○福島啓史郎君 自由民主党の福島啓史郎でございます。

まず最初に、小山公述人にお聞きしたいと思います。

小山公述人の方からは、今回の三法案につきま

して、衆議院におきまして野党第一党の民主党の修正案を与党三党が受け入れて、協議の結果、四会派共同修正案が採択されたということを非常に評価されているわけでございます。この点に関しまして、この評価されている点はどちらにあるのか。つまり、野党第一党の修正を与党三党が受け入れたということ、つまり相当部分が、政党的に当部分が合意を達したということなのか、あるいはその修正内容なのか、どちらに力点を置かれて評価されているのか、まずお聞きしたいと思います。

○公述人(小山満之助君) 今お話しの方であります。

次に、小山公述人は鉄道業務に従事されておられまして、電車、車両の、毎日三千五百人から四千人の運送という、生命産業の一つだというふう

に言っておられるわけでございます。そのためにはルールを定めて、そのルールを徹底を図っていくかなきゃいけないということを言われたわけでござい

ます。私は、その際に小山公述人の言われたルールを徹底させていくことにあるのではないかと

いうことを言われた点につきまして同感するところが多いわけでございますが、特にこのルールの徹底につきまして、社員等、どういうふう

に徹底されておられるか、お聞きしたいと思います。

○公述人(小山満之助君) これは私ども、鉄道法にもありますし、いわゆる運転規則その他、細則等

も持っています。これは所属の現場の長がまず全責任を持って関係者、乗務員等の教育をする。そ

れから、あと絶えず担当の部長、本部長、時には社長以下関係役員が現場に出向いていて、事故

防止その他、規則の徹底をあらゆる現場を訪れま

してきちんと確認をするというんです、これを年

に三回ぐらいやっております。

最初に申し上げましたように、我々の事業はま

ず事故をないようにすることが最大の目標

でありますので、それに向かつては全社を挙げて

やっていると。長い間やっておりますけれども、これはいわゆるゼロデッドフェクトの運動でありま

すけれども、無事故運動というのをこれはもう最

初から取り入れて、ここ三十年来やって成果を上

げている。

以上であります。

○福島啓史郎君 次に、呉東公述人にお聞きした

いと思えます。

まず、呉東公述人にお聞きしたいわけでござい

ますが、公述人は日本国憲法の下におきまして自

衛権というのを肯定しておられるのか、否定して

おられるのか、それをまずお聞きしたいと思います。

○公述人(呉東正彦君) 私、まず、個人の立場と

しては、自衛権ということでもまず厳密に言う、

自衛権ということについての武力の行使とかは認

められないという考え方であります。

ただし、私が述べております今日の意見は、仮

に、つまり自民党さんなども言われているよう

に、自衛権が認められるという立場でもこういう

ことが言えるだろうと、そういう立場で私は述べ

ているつもりです。つまり、今のほかの公述人の

方もおっしゃっておられましたと思いますけれど

も、日本の自衛隊が現実として存在する、しかしそれは憲法の下での自衛隊であると。自衛隊であ

使を認める前提に立つて書いてあるという、そういうことですか。

○公述人(呉東正彦君) そうです、はい。

つまり、今現実として自衛隊という存在がある。それに対して、やはり憲法第九条、日本国憲法が枠をはめているというところは間違いない事実だと思ふですね。そういう意味での従来の政府の見解ですとか、そういうようなものに私は基づいて議論を立てておりますけれども、その立場からしても、やはりその今までの政府の見解、つまり憲法第九条の下での存在とされる自衛隊の存在を憲法解釈上踏み破っていく、そういう危険性がこの有事法制の中にあるということを私は指摘しているわけです。そういう意味で、今申し上げましたとおり、固有の意味での自衛隊の行使に限られない集団的な自衛隊の行使に自衛隊が踏み込んでいく、そういうきつかけというものをこの有事法制の武力攻撃事態の概念のあいまいさというものが与えてしまう可能性があるんじゃないかということなんですね。

今私が触れましたのは、現実には四月二十四日に衆議院での石破防衛庁長官の答弁がございました。その中に、いわゆるアメリカがある国を先制攻撃した場合に、それに対してある国がそういう日本に対して報復的な意思を表明したような場合というのが武力攻撃事態になるかどうかというような話があったと思うんですね。その段階で現実にはアメリカが先制攻撃をしているという状態の下で、ほかの国からそういう表明があった場合に……

○福島啓史郎君 簡潔にひとつ。
○公述人(呉東正彦君) やつてくるのはその集団的な自衛隊の行使になる。そこは政府の今までの見解を踏み越えてくるという、そういう私の意見でございます。

○福島啓史郎君 ちよつと時間がないので、簡単に、簡潔にお願いしたいんですが、要するに今回の法律は、武力攻撃という事態があったときにそれにどう対処するか。どう対処するかということ

は、それを早急に終結させるには、自衛隊によります武力の行使とそれから日米安保条約に基づきます米軍の協力、さらにはその背景となります外交措置ということを書き明かしてあるわけでございます。したがって、武力攻撃という事態に対する対処のための法制でありますので、公述人が言われるような、元々武力の行使に反対だと、自衛権であってもですね、ということからあるいは来ているのかも分かりませんが、主張は私は当たらないというふうに思うわけでございます。

かつ、これは質問でございますが、今回は、従来であればこういった法制がないものでございましてから緊急避難ということすべて済まされるようなことをデュープロセス、要するに適正な手続でもってやつていこうということが明確に貫かれていると思うわけでございますが、その点についての評価はいかがでしょうか。

○公述人(呉東正彦君) 私ですか、はい。

デュープロセスという点でも、私、今指摘させていただいた意見の中に含まれているわけなんですけれども、まず、そのデュープロセスという中に武力攻撃事態というものをどういう要件の下に認めるかということについてのきちんとした手続が不足しているんじゃないかというのが、まず私の懸念する点の第一なんです。これについては、この武力攻撃事態というものが内容的にもあいまいだというふうなものがありますけれども、政府がこれを認定する仕組みになっているわけです。しかしながら、この政府が認定するということについての事前のチェック、国会のチェックの仕組みがまだ、いまだないのではないだろうかというところ、それから内容的な問題として、やはり具体的に武力攻撃事態というものをきちんと明確に、だれもがそうだというふうな定義されるような要件の定め方としてはやはりまだ概念があいまい過ぎると、そういうことを指摘させていただいているわけなんです。それが実体的とそれから手続的な保障と言った意味です。

○福島啓史郎君 私は、十分なデュープロセスを

今回確立したということで評価すべきだということに考えております。

次に、沢田公述人にお聞きしたいわけでございますが、沢田公述人は市長として、横須賀市が非常に基地と軍、自衛隊と米軍基地ということで、基地を前提とした町づくりをやつてこられたというところでございますが、特にその点で苦労された点、あるいは基地を町づくりの中に取り込んでいく、あるいは生かしていく、そういった点で、特に経済的な効果、あるいは社会的な、言わばこれはマイナスイメージになるのかも分かりませんが、そういったものを是正するために常日ごろ心掛けておられることをお聞きしたいと思ひます。

○公述人(沢田秀男君) 基地とおっしゃるのは米軍基地のことだと思ひますが……

○福島啓史郎君 いや、両方でございます。

○公述人(沢田秀男君) 両方ですか。

一つは、例えば米軍基地に限って言いますと、米軍基地が所在することによって、町の中の一番いい場所を米軍基地が取つているものから、それから港湾でも一番条件のいいところを港湾として、軍港として使つていくということもあつて、そういう制約の中で町づくりをやらなければならぬということに非常に苦労をしているわけですね。

例えば、道路を拡幅するときにも、米軍のこの土地をちよつと削つてもらうのにもなかなか時間と労力を要するというようなことも技術的にありますし、それから九・一テロが起つてから入門規制が大変厳しくなりました。そうすると、入門するための自動車も路上に、特に日本人の乗る業界、事業者も含めた車が、十六号線の上にあるオーケーを取るまで並ぶものですから交通渋滞を起すとか、そういう面がありますね。

それから、他面、米海軍の仕事に市民を中心とした日本人たちが雇用されるといふ、そういう面の雇用吸収効果といふ面、それもありません。それから、物資を調達するに日本の事業者との契約をするとか、中で建設工事、建設改良工

事をやるときに、日本の建設業者との契約をするというふうな面の経済的な効果はあると思ひますね。

一方、財政的には、財政というのは、市の財政で見ると、基地交付金というのが国から交付されるわけですが、固定資産税が入りませんから。固定資産税の代替的な措置として基地交付金という制度があるんですが、固定資産税であつたとすれば入るであろう金額と比べると非常に少ない、そういう状況もあります。

いずれにしても、私も、私自身が心掛けてい

るのは、基地が存在する以上はそれを前提にして町づくりをやらなきゃならないということ、それから、そこに約二万人と言われている、正確な数字は分かりませんが、家族を含めて二万人という人たちが住んでいるということからして、そういう人たちは横須賀での生活によって様々な日本の事柄を知る。横須賀に住んだだけでも、嫌な生活だつたというふうなことで向こうへ帰るというふうなことではない。地元でも様々な形で市民レベルでも交流は行われていますから、そういう人たちが日本での生活を通じて、日本の国民としての生活は大変礼儀正ししいし、夜の治安も、女性の独り歩きも安全なんだというふうなことを生活の中で知ることによって、自分たちがいざというときには日米安保体制、日米同盟の下で日本を喜んで守つてやろうと、そういうような気持ちになつてもらえるように様々な形で努力をしております。

○福島啓史郎君 今苦労されておられる、市長の立場で苦労されておられたこと、私は特に町づくりの点で、そうした言わば、何といひますか、具体的な計画、例えば道路づくり、道づくりのような話ですね、個別に対応できるような体制を国としても作るべきだ。これは持ち帰りまして、防衛施設庁と政府部内でも対応していかなくやいけない問題だということ、それは受け止めていきたいというふうな思ひでございます。

次に、富田公述人にお聞きしたいわけでございますが、富田公述人は保安大学校、現防衛大学校

の一期生ということでございます。

まず、お聞きしたいのは、防衛大学校の学生の意識ですね、意識は変化しているのかどうか。特に、任官するときに職務宣誓をするわけでございますが、そうした学生が、一期生の時代とあるいはそれから現在の学生を比べて、本当に自衛隊員として国を守ってくれるということは昔も今も変わらないというふうに実感しておられるかどうかという点と、それから二番目は、米軍はここにいるわけでございますが、米軍の隊員と比べて、自衛隊の隊員の特に士気について遜色があるのかなのか、その点をお聞きしたいと思います。

○公述人(富田定幸君) 私は、先ほどのときに自己紹介したとおり、保安大学校に入る前に警察予備隊にもう既に入っておりましたので、そしてその警察予備隊に入るときに、元々、戦時体験といえますか、米軍機のグラマンの攻撃を受けるのを小学校の五年生ぐらいのときに上で見ておりましたし、そのころから米軍をやっつけてやっつけてやろう、早く一人前になって予科練に行つて、そして玉砕といひますか、体当たりをやろうと、そういうことを子供心に思つておりましたので、高等学校を出るときに警察予備隊に入らないかと言われたときにイの一番に入りましたので、そういうところからいきますと、一般の、田村議員もおられますけれども、学生よりは、私は国防に関するところの意識は相当高かったものですから、当然のことと考えております。

そして、現在の防大生等は、むしろ松浦さんの方がよく分かつておると思いますが、私は、何と申しますか、OBになりましたから、PKOに行つた者、そういう者とか、それから湾岸、その後の機雷処理に行つた落合さんとか、ルワンダの救難民のあれに行きました大田連隊長とか、そういう方から話を聞きまして、いかに今の隊員が諸外国の軍隊に比べてすばらしいと、そういう評価を受けていると、本当に米軍とかいろいろな軍隊が来ていると思ひますが、その軍隊に比べまして自衛隊員は本当にすばらしいという評価を受け

ているということをお聞きして、さもあらんと、そういうことで、もう心配ないと。本当に今の陸海空自衛隊の隊員、もちろんその幹部となる防大出身もしつかり期待にこたえるものになっていると。

しかし、最後に言つたように、期待にこたえられるけれども、それが十二分に発揮できる場を与えられるかという点、それはまだ不十分だと思つております。だから、御心配要らないと思ひます。

しかし、それに対して是非国家が変えてもらいたい。もうこれは、ちよつと時間申し訳ありませうが、北清戦争の義和団のときに福島支隊というのがござまして、連合軍と一緒にして赫々たる戦果を上げてまして、それが基になつて英国が日本のあれを見直して、そして日英同盟ができ、それによつて日露戦争が無事になったということですね。そのときの、義和団のときに掛つていった福島支隊に対して桂総理大臣は、福島支隊に、おまえは連合軍に対して保険料を払うために行くんだ、だから速やかに戦死をせよ、しかし福島支隊が全滅してもその功績は、日本に功績は未代まで残るであらうと言つて激励をして送り出したと言つていますね。

今、PKOとかいろいろなところに行つて自衛隊は、正に世界各国におけるところの保険料を払いに私に行つておるんだらうというふうに思ひます。それによつて日本におけるあれは国際的なところで地位を高めておる。保険料を払つて一生懸命やつておる自衛隊のしているようなことに処遇を与えるのは、これは国家の務めだということに思つております。よろしく願ひします。

○団長(阿部正俊君) よろしいですか。――

○福島啓史郎君 福島、同じ福島姓として心してお聞きいたしました。

最後に、松浦公述人にお聞きしたいわけでございますが、松浦公述人はドイツの例を引かれて述べられました。有事法制とそれからシビリアンコントロールにつきまして、ドイツとまた今回の有

事法制を含めた日本の比較を簡単に述べただきたいと思ひます。

○団長(阿部正俊君) それじゃ、簡単にひとつお願いいたします。

○公述人(松浦一夫君) 簡潔になかなか説明しづらいところもございまして、たくさん法律がございまして、非常に複雑かつ広範な非常事態態をドイツは憲法レベルで備えております。これは先ほど申しましたが、また時間があれば別途御説明申し上げたいと思ふんですが、今回の、特に修正が掛つた後の日本の武力攻撃事態法というのはドイツに非常に似ております。

これは、危機段階を二段階に分けて、更にそれが同盟軍との関連で幾つかのバリエーションがあるというふうな態勢というものはドイツに極めて近い。しかも、事態の認定に伴つて個別法を発動させていくというふうな段階的な発動の方法というのはドイツの形に近い。これは、ドイツもやはり非常事態に必要最小限度の対処をする。人権の制限をしても必要最小限度にとどめるんだという配慮からこうした態勢を取つておるわけでありまして、日本もそれに近いものになりましたので、人権の制限であるとかあるいは事態の認定における国民あるいは国会に対する説明という点において極めて配慮したものになっているということが言えると思ひます。

ただ、ドイツの場合には、やはり集団的自衛権を明確に認めておりますし、また日本のような様々な憲法上の制約というものも、かつてはいろいろと議論されたんですけれども、今はもうすべてクリアしております。これは憲法改正によらずに、解釈改憲によつて九四年に行われました。

そういうことで、日本とドイツを単純な比較はできないわけなんです。今後、個別法を制定する段階、特に国民保護法であるとか同盟軍との関係を整理する上では極めて参考になる点が多いというふうに考えております。

○団長(阿部正俊君) それじゃ、続きまして佐藤雄平君。

○佐藤雄平君 民主党・新緑風会の佐藤雄平でございます。

今日は、同僚の若林議員と一緒に公聴会に参加をさせてもらつておりますけれども、時間、二十分という制限の中でございますので、代表して私がそれぞれ質疑をさせていただきます。

公述人の皆さん方には今本当に貴重なお話をいただきました。本当にありがとうございます。また、その中で、沢田市長さんから今お話がありました正に武力攻撃事態と、予測と、どういふふうな、現実問題としてなかなか想像ができないと。正に今、国会の中でもここがどの党も質問のま

ず冒頭に出てくる話でありまして、正にこれは国民の皆さんがテレビの中継を見ても何か納得のできないところがある、我々もその委員会を見ている中でそんな感じをしますし、まずそこは我々国会の責任としてもう明確にどういふふうな事態が予測の事態である、また事態なんだというところは国会の中で更に詰めていかなきゃいけないかなと。

それと同時に、富田さんからもいろいろ国防の話、こんなの今ごろある意味では遅いんだと。各国の、諸外国の話を伺いましたけれども、私は、最大の今その認定をする前提となる情報というのが国際情報、諸外国の日本の情報というのが極めて、からの情報が希薄でありまして、そういうふうな意味で、私は、判断する材料というのはやっぱり情報だと思ふんです。

ですから、日本の国が世界に対して情報インフラが一番やつぱり少ないというところは、やつぱりある意味では国の責任で、これから防衛庁についても外務省についても情報インフラをきちつとするようないかなきゃいけないのかなと、そんな思ひをしております。

また、呉東さんからさつき話がありましたけれども、全国の知事会のいろいろなコメントがありましたけれども、この全国の知事会のコメントというのは、この法案は、実は有事三法と同時にこれは国民保護法を同時にこれは質疑をするのが一番

正当な話かなと思うんですけども、どうしても
そっちの方が遅れておりますから、全国の知事会
の皆さん方、これも市長さんもちろんだと思ひ
ます。ある意味では、国民の皆さんも現実問題と
して現場ではどういふふうな対応をしていいかと
いうふうなことを非常にこれ戸惑うような現況だ
と思ひますので、一日も早くこれは国民保護法と
いうのを成立をさせなきゃいけないかなと、そん
な思ひをしております。

法案は、皆さん方もそれぞれ思っていることが
あると思ひますけれども、事態が発生する、その
指示が今度都道府県に行く、更にまたそれが市町
村に来るといふ、こういうふうな連携に実はなっ
ておりまして、国の方ももちろんうんと大事であ
りますけれども、もっと大事なものは、やっぱりあ
る意味では県であり、市町村、自治体のやっぱり
市町村長さんがうんと荷が、重責を持つのかな
と。それは、やっぱり市民の生命、財産というふ
うな点からだと思ひますけれども、そういうふう
なまま前提の中で、私はそれぞれお伺ひしてい
きます。

まず、市長さんに、沢田公述人に、本当に実際
このような状態になったとき、市としてどんなこ
とをしなきゃいけないか。まず消防、警察、特に
また、基地また自衛隊のあるところはそここの連
携を取るにつけて、現実問題としていざそのとき
になったときにどんなことが国としてきちつとし
てもらわなきゃいけないかなと。むしろ、国民保
護法をこれから作るに当たつてのいろんな懸案、
想定した中での懸案があつたら、まずお伺ひした
い。

さらにまた、小山公述人、商工会議所副会頭さ
んには、この事態となると、生活物資の話になり
ます。また運送の話になります。それが県知事さ
んとかまた自治体の町村長、市町村長さんから食
料、物資を保護してくれとか、更にまた運搬をし
てくれと、そういうふうな際に、現実問題として
その事態になったときに、商工業界、いわゆる国
民として対峙するにつけて、こんなことを国でし

ておかなければいけないだろうと、そんなことが
あつたらまずそういうふうなことをお聞かせ願ひ
たい。

さらにまた、松浦さんに、今度の事態法、有事
立法について政府をして施行するときに、更にま
たこれから国民保護法を作っていく中で、国民に
対してこれだけはきちんとしたものを作らなきゃ
いけない、そんなことがありましたら、実は教え
ていただきたい。

市長さんと小山さんと松浦さんにお伺ひした
い。
○市長(阿部正俊君) それじゃ先に、順番で沢田
公述人から簡潔にお願ひいたします。

○公述人(沢田秀男君) 例えば、武力攻撃予測事
態ということになったときに国に最も求めたいの
は、どういう事態なのかということのを正確かつ迅
速に自治体レベルにも分かるように教えてほしい
と思ひます。

今こういう状況になっている、今後こういうふ
うに展開するおそれが、おそれという可能性が
あるという有事の中身についてまず的確に教えて
ほしいということ、自治体ですから、三千二百
もあるわけですから、それがどの地域に及ぶ可能
性があるのかと。例えば、不審船ですと大体日本
海ということになるし、ミサイルだつてどこへ飛
んでくるのかよく分からない面もあると思ひます
が、某国が例えば東京を対象にすると、攻撃す
るとか、何というか、いろいろな宣伝をすると思
ひますが、そういう予測事態あるいは武力攻撃事
態ですね、その情報は国にしか分からないわけ
ですから、それに基づいて自治体が必要行動をや
るわけですから、その大本の情報をできるだけ早
い手段で正確に教えていただきたい。今後の予
測、展開の見通し、判断が難しい場合もあるで
しょうけれども、それを教えてほしいと思ひま
す。

それから、こういうことだから自治体にはこう
いうふうにしてほしいという、そういう自治体が
やるべき、あるいはやってほしい、国の立場か

ら、そういう情報も迅速に伝えていただきた
い、そのように思ひます。

○佐藤雄平君 あれですかね、その現場では、警
察とか消防とか、ここはあと自衛隊とか、場合に
よつては米軍とか。この辺の実動部隊というん
で、この辺を市長さんが指示する中で、何か困難
なこととか、そんなことは予想されないでし
ょうか、これはやっておいてもらわないかとい
う。

○公述人(沢田秀男君) 例えば、横須賀が標的に
されたという、標的にされそうだというような場
合を想定してみると、自衛隊は自らの使命があり
ますから、そちらの方に全力を投入すると思ひ
ます。警察は警察で自らの使命がありますか
ら、そういう地域におけるマンパワーで、それぞ
れの役割を果たすために動くと思ひます。

そして、市としては、私が本部長になって、い
つも風水害とかいふような場合に緊急非常災害対
策本部とかそういう本部を作りますから、多分と
いうか、ほかに方法もありませんから、きつとこ
の有事の場合もそういうスタイルで、例えば輸送
機関、私鉄、JR、要するに交通、鉄道ですね、
それからバス、電気、ガス、あるいは水道、そ
ういうライフライン関係の機関の人も災害本部のメ
ンバーに入つていますから、災害本部を立ち上げ
るかどうかという判断がまず先行しますけれど
も、災害本部を立ち上げたときには当然非常招集
を掛けて、そういう関係者もすべて災害本部であ
る市に集まるということになっております。

その中で、それぞれが持つている、例えば鉄道
は鉄道が持つている現時点の情報をそこで報告す
るとか、あるいはふたつで情報の一元化と情報の共
有化をそこに図つて、その上で住民にはどうい
うふうに対処してもらうかということを取りあ
えず決めるということになります。それ以上に実際に
被害が、予測事態の場合は被害はありませんけれ
ども、実際の武力攻撃事態のときは被害が現に生
ずるわけですから、一一九番ですぐ情報が入ると
思ひます。

○佐藤雄平君 沢田さん、災害訓練というのは年
何回ぐらいやっていますか。
○公述人(沢田秀男君) これは、全市のにとい
うか、市が主体としてやるのは九月一日を前後に、
それを中心にして一回、年一回、大掛かりなのを
やります。それには自衛隊も米海軍も参加してま
いります。

○佐藤雄平君 分かりました。
○公述人(沢田秀男君) それから、そのほかに、
阪神・淡路大震災の教訓に学んで、一月の寒
きに地震を前提にした災害訓練をやりますし、そ
れぞれの地域ごとに自治体単位で一年じゅうどこ
かしらで訓練をやっています。

○佐藤雄平君 ありがとうございます。
○公述人(小山満之助君) 御存じのように、全
国のいわゆる中小企業といふ方が、商工業者、商
工会議所のメンバーになつていらっしゃる方が九
七・七%、残りが〇・三%がいわゆる大企業とい
うこととあります。

我々この横須賀は、四十四万市民のうち商工
議所の会員がほぼ七千名、いわゆる議員が九十
名あります。もちろん、あらゆる業種にわたつて
議員が出ておりますので、先ほどのお話のよ
うに非常事態の物資の調達、輸送とか、そうい
つたものは正式の形で要請があれば、地元で、地域
で十分に対応できるというように考えております。
以上であります。

○公述人(松浦一夫君) お答えいたします。
国民保護法に関して、どのような点が重要か
というお話であります。特に、国民に対してどの
ような提案ができるか。

これまでドイツの比較になるんですが、ドイツ
では一九九七年の三月に市民保護再編法という法
律、日本では国民保護法を、改正なんです
が、作つております。その第一条の第一項で何が
書かれているかと、これが自己防護なんです。そ
れがまず第一なんですね。要するに、自治体とか
あるいは国による救助というのはどうしても二次
的なものになる、機動性には限界がある。特に、

攻撃が同時多発するようなケースの場合にはそれが遅れる可能性がある。したがって、まず第一に、自分の身は自分で守る。自分の身を守った上で、更に近隣、近くの人たちを守るような体制を整えるべきだというような形で自己防護という条文をまず第一に置いておきます。

これはやはり重要な点でありまして、阪神大震災のときにもいろいろと批判されましたが、自衛隊が出が遅かったと。それから、手続上の問題もあつていろいろあつたわけですが、やはり国の機関の対処を待っていては被害が拡大するわけでありまして、その点はやはり自己防護体制、これをどう整えるか。また、そのための訓練とか、いろんな整備といいますが、そうした面での整備ということがその第一であろう、ということが重要であると思います。この自己防護に關しましては、市町村がその教育の義務を、責務を負つておられますし、またそのために必要な機材などは中央政府、政府がこれを手当することになつておられます。財源も中央政府が出ることになつておられます。

それから、もう一つ重要な点は、ボランティア組織といいますが、自主的な防災組織というもののがドイツには非常にたくさんございます。これは平時の災害救助に従事するものではありませんけれども、有事の際にもこれはやはり活用されるわけでありまして。

警察、消防と同時に、ボランティア団体といつても日本のボランティア団体とはちよつと性格が異なりまして、労働組合などもそういった団体を持っておりまして、あと教会ですね、修道会とか教会とか、こういったものもたくさんこういったボランティア防災組織を持っております。

こういったもの、日本にももちろんあるわけでありまして、これとその自治体あるいは自衛隊、こういったものとの連携をやつたり法律上整備しておくといいようなことがなされておまして、今回、政府案、政府のその骨子の中でも自主的防災組織というようものが提案をされております

けれども、かつての、こういうことを言うとかつての隣組の監視体制とかいうような方向に話が行つてしまひますけれども、諸外国でもやはりこういうものを十分に活用できるような法体制になつていゝという点は見習うべきであらうと思われまゝ。

簡単ではありませんけれども、
○団長(阿部正俊君) じゃ、次に、福本潤一君、お願いします。

○福本潤一君 公明党の福本潤一でございます。今日は、公述人には各お立場も含めて、きちつと我々に対する、検討している委員会に対する御意見もいただきました。私の方は時間余りありませんから、一問一答形式でさせていただきます。お願いします。

最初に、沢田市長にお伺いしたいと思います。武力攻撃事態、また予測事態等々の不案内な、また国民に周知されていらないという言葉がありました。そういう中で、昨日の委員会でも、有事のとき、憲法第九条の下、自衛権発動の三要件というののがかゝつたときに、武力行使を行うか否かの判断は内閣総理大臣が内閣の総意と踏まえた上で行うという発言ございました。

その上で、今後、国民保護法制、しかれていく形になると思ひますけれども、ここは横須賀市、基地の町でございますので、今後、保護法制の下で、従来と同様、地方自治体の責務が四月十八日に提示された案によると出てくると思ひますが、この問題点、具体的に感じておられるところがあれば、これを先にお伺いしておきたいと思ひます。

○公述人(沢田秀男君) 有事の際に、地域レベルでは、先ほど申し上げましたように、様々な業務をやらなきやならないように思うんですね。避難誘導、警報の伝達と。避難誘導、それから学校体育館等への避難とか救急医療とか、様々なことがもう盛りだくさん出てきます。それらは結局、消防機関とか消防団とか、自主防災組織あるいは防災ボランティア、そういうマンパワーを持つ市町村でやらざるを得ないと思うんですよ

ね。市町村が何もやらないというわけにいかないんで、当然これはやりまゝ。

それは、自らの責務、法案の中にも自治体の責務となつていまして、その責務の内容としてそういったことをやるということになると思ひます。したがつて、そういう責務、そういう現場活動をやるに当たつてどういう行動をやつたらいいかということが的確に判断できるような情報、それが真つ先に欲しいと、そのように思ひますね。

それから、これは説明会を内閣官房からお聞きしたときに、出席した多くの市長から、これは全州市長会でやつたんですが、声がでたのは、こういう有事の際に、土日もなく、また二十四時間場合によつては職員が勤務して活動しなきやならない、様々な支出を伴う、臨時の支出を、それについて必要な国の財政的な措置はどうなつていのか、是非措置されるようにという、そういう要望が随分ありましたことをお伝えしたいと思ひます。

○福本潤一君 どうもありがとうございます。

同時に、呉東公述人と、また防大松浦助教、お二人のお話聞かせていただいた中で、やはりお二人の立場が、今回の法案成立に行く過程において、両方の立場の方々のぶつかり合いというのは非常に大きかつたなというのを先ほど感じさせていただきました。と申しますのは、民主党また自由党賛成で九割の賛成になつたのは、最終的に、有事法制自体を議論できなかった段階から、議論してその法整備をすることが逆に抑止力になるんだという松浦公述人の意見と、また呉東公述人の御意見のように、ある意味では傘を準備したら雨が降るおそれがあるんだという論議、それを持ち越えようという話の中で進んできたということがあると思ひます。

これが九割賛成で今回通過した大きな背景だろうと思ひますので、この御意見、法整備をしたからといって戦争が起るわけではないということに対する御意見を、呉東公述人と松浦公述人、お二人からお伺いしたいと思ひます。

○団長(阿部正俊君) それでは、じゃ先に呉東公述人、お願いします。

○公述人(呉東正彦君) まず、先ほども述べましたように、私の意見というの、やはり国際関係紛争を解決するためには国際協調主義が必要だという考え方立つております。

それで、それは例えば日本と北朝鮮の関係をめぐつても、昨年の秋以来、日朝間の国交の正常化ということで日本国政府はいろいろと努力をされてこられましたけれども、その中で、やはりそれに対して日本政府とはまた違つたアメリカ政府のいろいろな考え方もある、そのところ、いろいろとボタンの掛け違ひがかなりこの間進んできているなという私は印象を持つてゐるわけですね。そういう中から考えますと、また、日本の外交の立場と隣国である韓国の外交の立場というの、もまたかなりニュアンスが違つてゐるんじゃないかと思ひます。

そういう中で、私としては、国際協調というものをやはり前面に押し出して、そういう中の枠組みの中で問題が解決されるべきではないかというふうな考えを、そういう話合いをする、そういう動きをする中で、やはり国際間の不信というのは一つの行為自体がまたその一つの行為を誘発するといふ要素が多分にございまして。今の、要するに、日朝間あるいはそれ以外の国との関係も、そういう要素もやはり無視はできないものはあるであらう。そうすると、国際協調を進めていく中ではやはり日本がそういう国際協調主義を前面に押し出していくべきであらう、という考え方です。

それから、先ほどもう一つ私が述べましたのは、要するに有事法制そのものが、言つてみれば、本来考えられてゐる、有事に対して対処するといふのははみ出して、やはり発動される可能性があるといふことを非常に深刻に心配しているわけですね。つまり、本来の意味でいくと、日本が武力攻撃を受ける、そういうおそれがあるといふものに対して日本を守るという形での開始のされ方が

想定されていると思いますけれども、先ほども私も触れましたように、今の国際間の状況では、やはり先制攻撃というものが非常に現実化しつつある国際情勢だと思うんですね。

例えば、アメリカがある国に先制攻撃を始めた、それに対してやはり……

○団長(阿部正俊君) できれば簡潔にひとつ締めくくってください。

○福本潤一君 ありがとうございます。

○公述人(呉東正彦君) はい。

○団長(阿部正俊君) それじゃ、松浦公述人、お願いします。

○公述人(松浦一夫君) 適切なお答えかどうかは分かりませんが、法律を作ったから、何か法律そのものに意思があつてそれが何かを引き起こすというような発想というのは、そもそも言霊信仰的なところがございます。余り賛同できない。元々、国際協調主義が重要なこれは当然のことでありまして、紛争を抑止するために最善の努力を尽くす、それでもなおかつやはり紛争が最悪の事態に至った場合にどうするかという場合に、何の手段的ルールもなくそれを始めてしまうのか、また、起こった後は法律がないから超法規的、緊急避難的なやり方ですべて解決だというようなやり方がいいのかどうかという問題なんだと思います。ですので、法律そのもの、先ほども申しましたが、法律、有事法を制定したことだけが紛争を誘発するとかいうものではないだろう。

また、米軍の始めた紛争に巻き込まれるのではないかと。これは、有事法制があるがなろうが、そういった事態に至った場合にどう米軍に対して協力するかということは決めなきゃいけないことなんだと思います。それを、いずれにしましても、アメリカはこれ日本に駐留しておりますけれども、本国から補給をするわけにはいかない、やはりそのバックアップは日本がせざるを得ないわけでありまして、それをどの段階でやるのか、どういう手続でもってどういう事態になった

らそれができるのかということを決めれば、そこで一つの抑止力にもなると私は考えております。全面的にアメリカが勝手に始めたものに全部乗っかるというようなこと、むしろ、ない方が危険なのではないかという気が私はしております。

○福本潤一君 どうもありがとうございます。

戦争でない、平和を望むのは多くの、ほとんどの国民、人類共通だろうと思えます。そういう中で、今のお二人の御意見、貴重な御意見として聞かせていただきました。

と同時に、現実には自衛隊におられて、今まで様々な思いで来られた隊友会会長さん、この言葉の中に、我々の友人にも親が自衛隊に行つていて、我々が子供のころ、戦後すぐでございますが、広島生まれで、広島、原爆の後の時期に生まれた人間ですけれども、自衛隊に勤めているだけで、あんならのおやじさん憲法違反よというようになるとまて言われて苦しい思いをした子供さんを知っておりますけれども。

先ほどの公述の中で、小泉首相が自衛隊は軍隊だということを認められたと、そのときに、今後、名実ともに軍隊であるということが、いふに認められる方に行くという難いということがありました。長年勤められた実感として、名は今回軍隊だということになるとしても、実態として、これ、軍隊だということに思われる状況かどうかというのを勤められた経験から聞かせていただきたいと思います。

○公述人(富田定幸君) 私は、ホークミサイルですね、その指揮官をやりましたので、対空射撃、実際のミサイル射撃ですね、アメリカに行くわけですね。アメリカへ行きますと、アメリカの国内便に乗るわけですが、そうしますとアナウンスがありまして、これから搭乗していただきますと、まず身体障害者の方、まず乗ってください、その次には軍人の方乗ってくださいと言われるんですね。我々は自衛官ですから、また米軍の軍人じゃないかと思つて、引率してもらつてもまだまだとこう言つていきますと、いえ、どうぞと。

正に、アメリカ、同盟国のアメリカにおきましては自衛官は軍人だという認識の下にきちっと処遇してくれるわけです。それがやってくれないのはもう我が国だけあります。これはもう皆さん御存じのとおりだと思います。

そういうことで、ですからまたそれぞれの各幕、いろいろなところで一生懸命頑張つた幕僚等に対して、米国のほうはすぐに陸軍長官等が現役の自衛官に対して勲章を授与しております。そういうふうにして、本当に諸外国は皆自衛官は軍人だというつもりでやってくれていると思うんですね。独りそれをやってくれていないのは日本政府であると思ふんですね。しかし、やっぱり自衛官、今度はつきりとやつてくれましたので、なら自衛官にふさわしい処遇、実を与えてもらいたいと。

それで、さつき言いました端的な、名誉と誇りというところで端的にあつたのがこの叙勲基準だったものですから先ほど申し上げたんです。せつかく三十九年の叙勲基準が今回改正されているんですから、私は本当に、本心躍る思いで、今度こそ入ると、自衛官の自の字が必ず入るだろうと、そして国防に貢献した者というやつが入るだろうと思つていて、目を皿のようにして見たんですが、どこにも入っていないと。そういうところから、本当に自衛官に対して、すばらしいです、本当にすばらしい自衛官がせつかく国の宝としてあるわけですから、それを大いに活用し、そして活用する限りはそれに対するところの実質的な名誉と誇りを是非与えてもらいたい、こういうことです。

○団長(阿部正俊君) それじゃ、時間もございまして、済みません、次へ参ります。次に、続いて

○煙野君枝君 日本共産党の煙野君枝でございます。

この武力攻撃事態対処法案等三法案の内容は、衆議院の議論を経て参議院に参りまして、その国会の議論の中でもますます明らかになってきた問題ですが、当初、備えあれば憂いなしと言われてきたその備えというものが、正に米軍とともに攻めるための備えであるということが具体的に明らかになってきたと思ひます。正に米軍支援法だというふうには私は考えております。

具体的に申し上げれば、国会論議の中でも、武力攻撃事態なるものが日米防衛協力の指針、ガイドラインに従つて認定されることがあり、このことによつて武力攻撃事態法案が発動されるという問題、あるいはアメリカのいわゆる先制攻撃によつて引き起こされる武力紛争にこの武力攻撃事態法案が発動されることがあるということなどからも明らかだと思います。

そして、そうした武力攻撃を認定し、対処するために自衛隊を出動させ、国民を動員し、しかも罰則付きで動員をする。市民生活、経済活動に対する規制も大きく拡大し、基本的な人権を侵害する。この点では、憲法の根本的な規定から見ても到底認められない法案だと私は思ひます。

その点で、まず呉東公述人に伺いたいのですが、今ある周辺事態法、これは自治体に協力を求めるということでしたが、今度の武力攻撃事態対処法案等三法案では、これに対して責務を求めるというふうになっております。具体的に米軍の二一三、必要を踏まえた新たな法律を作ることですが、これは米軍支援法というふうになるのでしょうか、具体的にされるということ、今まだ中身は明らかになっておりません。

この点では、横須賀を事実上の母港、出撃基地としている空母キティホークやミサイル巡洋艦、そして厚木基地で訓練を重ねております艦載機が、さきの米軍の無法なイラク戦争でトマホークやクラスター爆弾で殺りく、破壊を行つております。武力攻撃事態法案が発動されるようなことになれば、横須賀の基地は一層重要性が増す、機能の拡大強化が予測されると思ふんですね。そういう点では周辺の住民への影響も出てくる、強制力を持った市民生活への様々な規制が強められるというふうには思ひますが、この点についてどの

ようにお考えでしょうか。

○公述人(呉東正彦君) まず、この基地の町に対する影響の問題でありますけれども、先ほど私の陳述の中にも触れさせていただきましたとおり、これは端的に言いますと人、それから物の面で様々なやはり強制的な要素が出てくるというふうな考えられます。それで、人の問題に関して言えば、まあこの有事態勢というのが自衛官の方たちに対しても非常に強制的な要素をもたらすことは間違いないわけですが、それに限る問題ではございませんで、自衛隊法百三条の中に業務従事命令というのがございます。

この業務従事命令というのは対象は、医療関係者、それから輸送関係者、それから更には建設関係者、その指定された地域における、そういう意味では我々の町に働いている普通の人たちが偶然に建設会社に勤めている、あるいは輸送会社に勤めているということ、その業務従事命令の対象になるということになってくると思うんですね。

そこでの問題というのは、いわゆる普通の労働関係ですとそれはもう契約の関係です。だから断る自由というのはあると思いますけれども、それに対して、要するに強制的な、国家が命令をするという要素になってくるわけですね。そこでやはり様々な業務に従事をさせられるということになると思います。

そこで、やはり今私が問題だと思ひますのは、この業務をするという範囲というものがどういう、つまり、防衛出動時におけるということに対するいろいろな関連業務となつてくると思ひますけれども、その業務の性質そのものもやはり様々、後方支援的なものから直接戦闘的なものまで及んでくる可能性が出てきます。

それと、問題は、やはり今議論されている枠組みの中でいくと必ずしも日本の領域内とも限らない要素が出てくるのではないだろうか。やはり、例えば輸送業務にしても建設業務等にしても、それが公海上に及び、更には海外に及んでくる可能性というのも、この武力攻撃事態法の概念

そのものに地理的な限定というのがないわけですね。日本国に対する武力攻撃というのが、国会審議の中でやはり日本の領域内に限られず、場合によっては公海上の日本の艦船等への攻撃等にも含まれると、そういうようなことにもなつてきますので、そういう地域的な限定がないということ、強制的な区域にわたるということ、特に私は横須賀市民で横須賀の問題を心配するわけですが、これも、やはり多くの働く人たちが、今までの問題とは違つて有事態勢の下で、業務従事命令という危険な命令の下で、強制的な命令の下で危険な目に遭い、場合によつたら命を落とすということが十分に出てくるという要素があるかと思ひます。

それから、それはいわゆる業務従事命令に限られないということが今回のこの地方自治体、それから指定公共機関に対する強制的な、強制的なというが指示権ということになってくるんだと思うんですね。国がこういうことをしてくださいますことを指定公共機関あるいは自治体に対して協力を、協力ということだけではなくて直接的に強制的な命令をしていくと。それについて自治体がこういう有事に関する危険な業務を労働者に命じて、そこでやはりいろいろな犠牲者が出てきた場合にどうするんだということがやはり問題、まだ全く解決されていない問題でもありますし、私はその点を非常に危険、心配するものです。

さらに、それから物の問題といたしましては、やはり是非先生方にもまたもう一度条文をきちんと御参照いただければと思うんですが、この有事態勢の下で、防衛出動準備態勢、その前段階から防衛施設構築あるいは展開予定地域内におけるいろいろな施設の使用等、それから家屋の使用とかそういう不動産、それから実際の物の使用ということが位置付けられております。そういったしますと、やはり様々、私たちの基地の町でいえばそういう施設というものが、これを使わせてくれという形でいろいろと権利関係で衝突してくることもありましようし、いろいろな経済活動とも衝突してくるものが多分出てくるのではないかなとい

うことが非常に心配の内容になつてまいります。

○畑野君枝君 関連して、沢田公述人にお伺いをしたいのですが、先ほどの公述の中で、法案についての政府説明の問題で、市長として説明するのに十分だということが述べられたと思ひます。

今、呉東公述人からお話を伺いましたが、横須賀の、とりわけ日常的に米軍基地と対応されている横須賀市長さんとして、市民からの危機の声にどう答えるかという点で苦慮されている点があれば伺いたいと思ひます。

○公述人(沢田秀男君) 今回の有事法制について危機をされているのは、呉東公述人を始めとするグループというか団体というか、そういう方々からの声は聞いておりますが、それ以外の市民から今回の有事法制についての危機の声は聞いておりません。

○畑野君枝君 市長として説明するのに十分であるというふうにお考えになつていらっしゃる具体的な点は、先ほどちょっとお話しになりましたが、横須賀市民に御説明するときに十分だと、政府の説明がですね、それで何か具体的な点、ござい

○公述人(沢田秀男君) 先ほどの繰り返しは避けたいと思うんですが、一つだけ言いますと、一番分かりやすい例が武力攻撃事態と武力攻撃予測事態ですね。武力攻撃事態は、事態というのはよく分かりますよね。武力攻撃予測事態というのはなかなか分かりにくい面があるんですが、そういうのは法律でまた定義付けているんですが、その定義がまた分かりにくい面がありますから、具体例でこうこうこういうケースだということが分かれれば私どもとしても説明しやすいと。そういうことで、そういう説明がないから十分だ。

よく説明不十分と言う場合、説明回数が少ないとかいうふうなことで説明不十分だということが言われるんですね。確かに説明回数が多いとは言いません。だけれども、同時に、何回説明聞いても分からない場合には、それは説明されたという実感がなければ、分からないから説明不十分だ

という声になるんじゃないかと。そういうことで、分かりやすい説明をこれからお願いしたいと、そういうことです。

○畑野君枝君 具体的にお話をいただきました。続いて、呉東公述人にお伺いしたいのですが、国民保護法の具体的な内容もまだ明らかにされていないという点で、例えば武力攻撃事態法案という一般の法律に基本的人権の尊重をうたつたとしても、私は人権保障が確保されるというふうには考えられないわけですね。また、戦争という有事なんだからむしろ国民の自由と権利は制限、制約を受けるのは当然だという意見も出されているわけですね。この点で、私は戦争と基本的人権の保障は両立し得ないものだというふうな考えですが、公述人はいかがでしょうか。

○公述人(呉東正彦君) これ、私、二つの観点からお答えできればと思うんですが、まず、一つは、やはり過去のいろいろな、私たちのいろいろな戦争中の体験などもございします。そういう意味で、実際にいろいろな事態を想定することはできると思ひます。しかし、例えば日本の国土が戦場になる、そういうような状態において、いろいろな法整備をしたからといって果たして国民の人権が守り得るものなんでしょうかということをややはりリアルに考えていく必要があると思ひます。

人口がやはりこれだけ、横須賀にも四十三万の人口がいて、首都圏にも三千万の人口がいる、日本には一億二千万の人口がいて、この狭い国土の中でこの法律が想定しているような国土での戦争が起こつた場合にやはり多大な被害者が出てくる、その中での人権保障というものが、果たしてそれが現実的なものになり得るのかどうかというところについてやはり私は非常に深刻な疑問を抱かざるを得ません。

そういう意味でいいますと、やはりもう一度日本国憲法の原点に立ち返つて、やはり日本は武力紛争というものを国際協調の下で、話し合いの下で解決していくと、そういう枠組みが非常に必要で

という声になるんじゃないかと。そういうことで、分かりやすい説明をこれからお願いしたいと、そういうことです。

あろうと思われます。

それから、同時に、人権保障というものは、やはりこれは法律家の立場からの議論になりますけれども、人権保障というものはやはり一人一人の私たちの命とか権利とかいうものを大切にしなければなりません。それはやはり平和でないと守られない。平和でないと守られないというの、戦争を起さないと守れないと言っている意味だけではなくて、やはり戦争という名の下の例外というものが日常化していくことによって我々の権利保障というものが非常に骨抜きになってしまうと、そういう側面があるということが非常に表裏の関係になっているからですね。

そういう意味で、やはりこの有事法制というのは、やはりそれはいろいろな皆さんお考え方はあると思います。それで有事法制が必要だと思われる方もあるかと思いますが、しかし、有事法制は必ずそういう人権保障とか、それから国民の法律に対して例外を設けるものです。その例外を設ける上では、やはりそれが常にもろ刃のやいばであるということをは是非頭の中に入れていただいて、この法律の要件というものがきちんと整理をされているということが非常にやはり国民の権利にとつては非常に重要であるということを是非各委員の先生方お含みください。その中でも一度この有事法制の条文、それからその規定の仕方というものをきちんとチェックしていただいて、これが本当に権力の濫用を許さない状態になっているものかどうかということをも一度精査いただきたいと思うんですね。

それで、今回、民主党の修正案の中で、民主党との修正協議の中で最大限尊重ということが文言としては入っていますけれども、これがまだ私としては法的な拘束力のあるものとは思えないんです。やはりこれが、もう少し具体的なレベルで、この条文の中で具体的にはこういう場合にはこういう手続が保障される、あるいは、具体的には、例えば地方自治体との間では、地方自治体がこういう権利が言える、こういう手続が保障される、

あるいは、こういうふうと言った場合にはこういうふうになるということを、よりきめ細かくそういうふうを検討していかないといけないわけでありまして、それがやはり今回の最大限の尊重を必要とするというだけの、要するに総則的な拘束力のない規定では、基本的な人権を防ぐという効果というのは法律家としてはいまだ望むことはできないと私は考えます。

○畑野君 ありがとうございます。

○田村秀昭君 国会改革連絡会というのができまして、自由党に所属しております田村でございます。

では次に、田村秀昭君、お願いします。

○田村秀昭君 国会改革連絡会というのができまして、自由党に所属しております田村でございます。

沢田市長さんは、基地と共存する横須賀の町づくりを十年來やっておられて、日本の文化をアメリカの軍人さんによく知ってもらって帰国してもらって日本が好きになる、そういうアメリカの軍人さんをたくさん作っておられるという市長さんというふうには私は理解しておりますので、良好な日米関係を構築されておられる市長さんでありますので、そういう面で非常に敬意を払って私はおります。

今日の沢田市長さんの意見陳述の中で、政府の説明が、三法案の、具体性に欠け分りにくいと、首長として市民に説明するのに、したいんだけれども、どうも不十分だというふうに言っておりますが、ちょっと聞きそびれてしまったんですが、どういう点が具体性に欠けて分りにくいのか、ちょっと教えていただきたいと思ひます。

○公述人(沢田秀男君) さっきお話ししたこと、あるいはお答えしたことでダブってしまうかも知れないんですけども、武力攻撃予測事態にしても、総合調整とかあるいは指示などについても、内閣官房等から説明は何回も実は受けているんです。全国市長会の立場で、若しくは全国市協議会の立場で受けているんですが、無理もない面もあると思うんですけども、具体例で示していただ

かないと分からないです。

武力攻撃予測事態とは、緊急の事態が生じて、何といえますか、事態が緊迫し、武力攻撃が予測される事態だということですから、予測事態とは何かといえ予測事態だと、こういうお答えみたいなもので、それは内閣法制局との調整とかいろいろあつてそれ以上踏み込んで書けないと、こういうことは私も法律を作った経験もありますからよく分かるんですけども、そうであるとするれば、それはそれとして、例えばこういうようなケースがそうなんだということを具体的にのべていっていただければ聞いて首長もすつと分かると思うんですけども、私の聞いたのはしばらく前なものですから、まだそこまで行っていないかつたのかもしれないが、そういうことを申し上げているわけです。

○田村秀昭君 今、北朝鮮は、火砲一万、約一万ぐらい持っている、それがどおんと行ったら、もうソウルも火の海になるわけですね。そういうところの例えば燃料を補給したとか、そういう兆候があつたときに予測事態だとか、そういう具体的に書けと言われましても、いろいろな事態があるから、やっぱりそういう予測される事態と言う以上詳しくは、いろんなケース・バイ・ケースがありますから、難しいんじゃないかと私は思いますけれども、まあよく分かりました。

○公述人(富田定幸君) それはもう言うことにやぶさかではありません。当然のことだと思ひます、私は、アメリカがですね、当然のことながら、これは日本とのあはれはあると思ひますが、そういうことで、アメリカといひますか、もう世界の平和を愛する国全体が、北朝鮮がそのようなことで核攻撃のそれをやるといふことになりまして、それを撤去せよと言つても、それを、核を持つていふことが明白であり、それを撤去することと言ふことを聞かないとなつて、それを、日本の地からそれをやるといふことになれば、それに対してこういうことをやつてくれという要請がもしもあつた場合は、それに対して積極的に支援することは私は日本国家として当然のことだと思ひます、個人的には。

○田村秀昭君 その場合に、今一番問題になっているのは、集団的自衛権があるけれども行使できないという政府見解を変えないと……

○公述人(富田定幸君) 私、これまで個人的な見解であります、個別的自衛権はあるけれども集団的自衛権はないという、今そういうことになつておるようでありますけれども、個人的には、これこそ誤解の分らない解釈は私はないように思つております。少なくとも、集団的自衛権と申しま

すか、そういうことでアメリカと日本とがこれを同盟を結んでおつて、アメリカは日本のためには助けてもらつてもいいし、しかしアメリカに対しては日本は何もしませんというふうなそんなことは国際的に私は通用しないと、そういうふうなことをいつまでもやつておつたら亡国の道をたどつていくというふうには思つています。

ですから、そういうふうな解釈しかできなかったら、憲法上できないんだつたら、憲法を改正すべきだと。それで、憲法解釈でいけるんだつたら速やかに、そんなあやふやなことを言わないで、どちらか日本の国を守るためには必要なんだつたらそれはやれるんだという憲法解釈にすべきだと、憲法解釈でできないならば憲法を改正すべきだと私は思ひます。

○田村秀昭君 ありがとうございます。

もう結構です。

○田村秀昭君 よろしうございませう。

○田村秀昭君 はい。

○団長(阿部正俊君) それじゃ、時間もありませんので、恐縮でございます。次に進ませていただきます。

最後に、田英夫君、お願いします。

○田英夫君 私事ですが、およそ六十年近く前、昭和十九年に私はこの横須賀で一年間を過ごし、海軍航海学校で戦争に行くための訓練をしておりまして。その横須賀で今日、戦争にまつわる問題で皆さんの話を伺うということは言わば感慨無量であります。

私どもは今、平和主義と民主主義という二つの柱を持った憲法の下にいるわけでありまして、これは戦争には全くなじまない、戦争をしない国だということを決めている憲法の下にあるわけですが、したがってもし、今回の法案というのは戦争になったらどうするということですね、有事とかあるいは武力攻撃事態とかいう言葉を使っているけれども、私は要するに戦争だと思っております。したがって、ずばり言ってしまうと、富田さんがおっしゃったように、今の憲法があつて、そして戦争をするという、この準備をするための法律というのは矛盾するわけですね。だから、憲法を変えらるおっしゃるのはその意味ではよく分かります。

そういう状況の中で、今回の法案に衆議院段階での与野党の自民党と民主党の修正で人権ということを入れようということで修正が行われました、憲法十四条以下のことを入れろという。これは一体本当に、法律の中に入れたことは分かりますけれども、守れるのか、戦争になったとき人権ということはあるのか、弁護士のお立場で、呉東さん、どういうふうな、戦争下で人権を守るという問題はどいうふうにお考えになりますか。

○公述人(吳東正彦君) 先ほども簡単に触れさせていたいただきましたけれども、まず、状況をいろいろと考えてみなさなければいけないと思いますけれども、まずそういう戦闘状態ということがあります

ね。それから、戦闘の準備状態ということが出てくるかと思ひます。それで、現実にはやはり戦闘状態になった状態の下では、例えば沖縄戦の例が示しております、それから日本の中国あるいは満州でのいろいろな状態も示しているかと思ひますけれども、やはり大量の戦死者あるいはいろいろな非常な混乱が起こるということで、そこでの人権保護というものは非常に困難な状況になるということが考えられますね。

ですから、逆に、やはり日本国憲法がなぜここで平和主義というものを認めているか。これは平和とそのものが目的なのではありません。そうではなくて、憲法が一番根本的な大切な価値というのは、一人一人、我々一人一人の命が何にも増して大切に、それを守らなければならぬ。それを守るために、やはり戦争状態というものは一人一人の権利というものを大切にしないものである、そういう我々の得てきた教訓の中から、やはり平和を守る、そして戦争、交戦権、そして軍隊を放棄しよう、そういうふうな考え方が根拠としてある。その点を各委員の先生方はもう一度その根本的な原理を御理解いただければと思っております。

それから、続いて具体的な問題についてですけれども、やはり基本的には人権というものが守られるためには努力規定だけでは駄目なんです。もう少しやはり拘束力のある規定というものをきちんとして入れることが必要であるかと思ひます。

それは、一つはこの有事態勢、仮にそういうような態勢が起こった場合に基本的な人権が守られるためには、手続の規定をもう少しきちんとして形に入れるということ、それとやはりこういうようなことをしてもそれは保護されるということ、きちんとして権利の形で書いて、そういうようなことが不利益を受けることはない、あるいはそういうようなものは一つの権利としてあるということをはっきりともう少し明確な形で明記することだろうと思ひますね。そういうことがやはりあります。

言ってみれば、この今回修正された非常に御努力というのは私もそれなりのものであるかと思ひます。うんですけれども、この修正された条文を見てみますと、その前段に書かれていることと後段に書かれていることというのは、法的な効力では余り変わりがない。つまり、元々の案でも、要するに権利というものは尊重が必要とされると書いてあつて、その中で、その後で最大限の尊重が必要とされるといふふうな書いてあるわけだけれども、これはもちろん争ひになったときにいろいろ裁判の規範となつてくることはあるわけですが、でも、現実的にどれだけの、その場で人権侵害が起こらうとしているときにどれだけの具体的にこれを防止する力があるかということになると、努力規定というふうな解される余地がないだろうかというところで、私は非常にそういう危機感を持つものであります。

○田英夫君 もう本当に戦争というのは人と人が殺し合うことなんですから、その点はもうはつきりしておいた方がいいと思ひますよ。

その戦争をするときにはどうするかということを考えていこうというのが今度の法案、だろと思ひます。しかし、政府が提出しましたのは、その戦争をするに当たってどうするかということの中で、まず自衛隊がどういふふうな動くか、あるいは政府が自治体や個人に対してどういふことをやるのかというふうな、その面からまず三つの法案が出てきているわけですね。一番大事なことは、戦争になったらどうするかということと考えると、これは、国民をどう守るかということから考えるのが順序じゃないでしょうか。そういう意味では、国民保護法というのが出てきていない、一年先だというのはそもそもおかしいんですね、戦争を想定するとしても。その点は、どなたでも結構ですが、国民保護法って、戦争になつて国民守れると私は思わないんですが、松浦さん、どうですか。

国民保護法制というものと武力攻撃に自衛隊がどのように対処するか、あるいは国家機関がどのような対処をするかということは、これはワンセットでありまして、どちらか一方だけではこれはよろしくない。

有事法制を作る場合に、まず非戦闘員の保護ということ、これをまず大前提にしていかなければいけないんですが、ただその場合に一つ申し上げたいのは、ジュネーブ第一追加議定書、この中に民間防衛、非戦闘員の保護というものがあるわけですが、これも、今回これを、その条約の内容というものを国内法的に確保していこうということでは進んでいるんだと思ひますね。確かに、出すのが遅れたということはありますけれども、これはやはり逆に言いますと、ジュネーブ条約を国内実施するために、憲法九条が一つの支障になつていたという側面もあるわけでありまして、その点はやはり、戦争することは大変なことであつて、その決定はもう重く受け止めるなければいけないんですが、もし仮にそういう事態に陥つた場合にどのような対処をするかということはやっぱ憲法九条改正云々にかかわらず考えていかなければいけない問題なんだろうと思ひます。

ですので、遅れたことに関しては、これは一年以内のことだと思ひますが、もう素案もできていることでありまして、また実動のレベル、これは市長に伺ひするのが一番いいんでしょうけれども、実動のレベルでは災害救助の組織というものがあるわけでありまして、それが有事の際にどのように機能するかという問題でありますから、災害対策基本法とかですね、そういうものがある程度の枠組みはできておりますから、それプラス有事の際に何かその上に乗っかるのかなという考え方で私は考えております。

いづれにしても、早期にこれは作らなければいけない法律だと思ひます。

○田英夫君 本当に戦争ということを経験しておられない方が今や国民の大部分になりましたか

ら、戦争というものを想定しにくいことは分かる
んですけれども、自治体を預かっていらつしやる
沢田さんは、特にこういう基地の町の横須賀を預
かっていらして、本当に戦争ということ想定し
て、戦時下の横須賀で市民の皆さんを守らなく
ちやいけない。今度の法案で政府からは説明がま
だ不十分だとおっしゃった気持ちには実によく分か
るんですね。

具体的には、一体今までに自治体に対して、政
府の方からこの法案を作るに当たって具体的にど
ういう説明があつたんですか。

○公述人(沢田秀男君) 自治体の組織として、首
長の方だけでいいですと、全国知事会、全国市長
会、全国町村会とあります。それぞれごとに内閣
官房あるいは防衛庁あるいは総務省関係の、ある
いはじやなくて及びですけれども、関係の省庁の
担当者が見えまして、何回か説明がありました。

説明がありましたが、したがって法案のことにつ
いては理解できたんですが、私どもは、それを地
域において、その法案によつてどういうふうに通
くのかという具体的な行動マニュアルみたいなも
のがないと、実は効果的な活動ができないわけ
です。それを法律の中に書くのは、田村先生おっ
しやつたように難しいと思います。法律は法律で
包括的に書くしかないと思いますが、法律以外の
分野で、例えばQアンドAでもいいですし、マ
ニュアルでもいいですし、具体的にそれを見れば
自治体が動けるような、そういうマニュアルを欲
しいと思つてゐるんですね。QアンドAも、私は
官邸のQアンドAを見ました。見ましたけれど
も、分かつたところもあるし、まだまだというこ
ろも確かにあります。ですから、なかなか政府
のメディア等を使つてやるのは限界が、いかに具
体的にといても限界があるのかなという思いは
ありますけれども、説明の過程では、そういう会
での説明の過程ではもつと具体的ににおつちゃつて
いた、ただけだと思ふんですね。

国民といつても実際には住民ですから、自治体
の役割というのは大変重要なものになつていきま

すので、なおさら国民保護法制をできるだけ早く
作つていた、だいたいと思ひます。

○田英夫君 ありがとうございます。

時間がなくなつてしまつたんですが、本当に戦
争というのはみんな狂気の状態にならざるを得な
いとさへ思ひます。そういう中で、本当に今こ
ういうものを考えなくちやいけないのかなという
気持ちを持つてゐることを申し上げて、終わりたい
と思ひます。

○団長(阿部正俊君) ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして当会場での公述人
に対する質疑は終了いたしました。

この際、今日公述していただきました方々に一
言お礼を申し上げます。

大変、公述人の方には、長時間にわたりまして
有益な御意見をお述べいただきまして、本当にあ
りがとうございました。拝聴いたしました御意見
はこれからの本委員会の審査に反映してまいるよ
う努力したいと存じます。派遣委員を代表いたし
まして、重ねて厚く御礼を申し上げる次第でござ
います。どうもありがとうございます。

言い忘れましたが、また、本公聴会のためにこ
の会場の準備を始めといたしまして御準備をいた
だきました関係者の皆様に、この際改めまして厚
く感謝申し上げる次第でございます。

それでは、以上をもちまして参議院武力攻撃事
態への対処に関する特別委員会の横須賀地方公聴
会を閉会とさせていただきます。

(午後三時二分閉会)

平成十五年六月九日印刷

平成十五年六月十日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K